

323  
589



始



文學士大町芳衛著



神皇正統記評釋

東京明治書院

大正  
14. 2. 21  
内交



序

惜しい哉建武中興の終を全うせざりしことや後醍醐天皇  
 英邁の資不屈不撓の精神を以て承久以來の遺志を繼ぎ幕府  
 を倒して王政を復古し給ひしは千古の盛業也然るに足利尊  
 氏北朝を擁立して私を營み天下の權を竊めり嗚呼いつの世  
 とても小人は利に喻り君子は義に喻る利を追ふもの足利氏  
 に蝟集し勤王の諸將前後に歿して南風競はず雲井の櫻は咲  
 けども吉野や雲井にあらず石ばしる音御夢を驚かし山鳥空  
 しく還幸と啼く劔を按じて崩じ給ひ御陵南面の例を破つて  
 北闕を望む後世史を讀む者悲憤切齒に堪へずまして當時輔  
 佐の重臣にして精忠無双なる北畠親房の心の中さこそと思  
 はるる也親房の熱心凝つて神皇正統記となれり

親房は村上源氏に出づ。村上天皇の皇子、具平親王の後裔にて、權大納言師重の子也。學は和漢を兼ね、識は古今を貫きて、具平親王の後裔たるに負かず。延久の際、大江匡房、藤原爲房、藤原伊房は三房と稱せられたるが、親房は藤原宣房、源定房と共に、後の三房と稱せられたり。至誠勤恪にして、後伏見、後二條、花園、後醍醐、後村上の五天皇に歷仕し、忠節を盡して、棟梁の臣となれり。後伏見天皇の時には、彈正大弼となりけるが、花園天皇の時には、從四位下に叙せられ、右近衛中將、左少辨を経て、參議に任ぜられ、後醍醐天皇の元應元年、中納言となり、正二位に叙せられ、元亨三年、大納言に任ぜられたり。群臣の中より、拔擢せられて皇子世良親王の傅となりけるに、數年にして親王薨じ給ひければ、至情の親房の事として、世を果敢なみ、剃髮して任を辭せり。されど時勢は親房の隱退を許さず、北條氏亡ぶるに及び

て再び用ゐられ、從一位に叙せられ、准大臣となれり。

建武中興と共に、親房の長子顯家、陸奥守に任ぜられ、鎮守府將軍を兼ね、義良親王を奉じて、陸奥を鎮す。この際、親房しばし陸奥に赴き、顯家を輔けて、事務を處理したりき。延元元年、足利尊氏叛き、大兵を率ゐて都に攻め上る。後醍醐天皇難を叡山に避け給ふ。親房も從へり。楠新田、名和の諸將賊軍と戦ひけるが、顯家大兵を率ゐて來るに及び、官軍勢を得て、尊氏九州に敗走せり。顯家は陸奥に歸れり。尊氏再舉して攻め上るに方り、楠正成は湊川に討死せり。新田義貞は敗還せり。後醍醐天皇又も難を叡山に避け給ひけるが、官軍振はず。尊氏の請を容れて、都に還り給ひ、花山院に幽囚の御身となり、神器を乞ふまゝに、偽器を授けて、吉野に入り給へり。親房は伊勢に赴きて、義を唱へたり。顯家又も陸奥より兵を率ゐて來り、賊軍と戦ひけるが、和泉

の石津に討死せり。時しも延元三年五月、子規と共に親房も血にやなきたりけむ。

四

この年、親房の次男顯信、亡き兄の後を繼ぎて陸奥を鎮ずることを命ぜられ、親房も加はり、結城宗廣も加はり、義良親王を奉じて海路を取りしに、上總の海上にて、風濤大に起り、親王の船は伊勢に漂著せり。顯信その舟にありき。宗廣の船も伊勢に漂著せり。親房は常陸に漂著して、小田治久の小田城に入り、義を唱ふ。賊將高師冬來り攻む。城兵少なくて、勢支へず。治久賊に降りければ、親房出て、關城に據りしも、賊勢熾にして、この城も陥らむとす。止むを得ず、根據地の吉野に引上げたり。

親房も風の便りに聞きつらむ、その常陸にありしほどに、後醍醐天皇崩御あらせ給へり。義良親王位に即き給へり。後村上天皇これ也。承久の恨は後醍醐天皇に至りて霽れたり。笠置の

籠城に始まりて、笠置落ち、六波羅の幽囚、隱岐の配流、叡山二度の避難、花山院の幽囚、吉野の潜幸、さても後醍醐天皇はいろいろの災難に逢ひ給ひける哉。されど少しも御雄志を失ひ給はず。奮闘又奮闘、英氣御一生を貫く。千古の下、懦夫をして起たしむるに足れり。之を前にしては神武天皇の御盛業、之を後にしては明治天皇の御盛業、之に後醍醐天皇の御盛業を加へて、我國歴代の三代盛業といふべし。その北關に歸るを得給はざりしは天也。天皇の罪にあらざる也。

親房は後村上天皇に仕へ、三宮に准ぜられ、輦車にて宮中に入ることを許されて、股肱の力を盡しけるが、正平九年に世を去れり。その著はせる職原抄、古今集註、東家祕傳、元元集、二十一社記など、長へに天地の間に留まる。關城書は親房の筆と傳へられたるが、實は後人の作也。著書の中にて、神皇正統記最も重

五

六

きをなす。神皇正統記は萬世一系の天皇を奉ずる日本獨特の國體を説けり。この書出でて、始めて日本に眞の歴史あり。日本國民は何人も此書を讀まざるべからず。我國體の世界無比なるを知らざるべからず。神皇正統記は又南朝の正朝なるを説けり。南朝の天皇の御英靈爲めに慰まれ、勤王の諸將爲めに地下に瞑目すべし。後世水戸義公は親房の意を繼ぎて、大日本史を編めり。その學風天下に波及して、明治の大業成れり。親房が一枝の筆の力、亦偉なる哉。文章も雄健にして、模範とするに足れり。時に誤謬あるも、白璧の微瑕に過ぎず。妄評を加へたるは、讀者の注意を刺激して讀誦に資せむとするの意に出づ。固より本書の價值を左右せむとするつもりにあらざる也。

大正十三年夏

大町桂月

目次

卷一

序論……………一

天神七代……………三

天照大神……………三

天忍穗耳尊……………四

彦々火瓊々杵尊……………四

彦火々出見尊……………五

鷓鴣草葺不合尊……………五

卷二

神武天皇……………六

綏靖天皇……………六

安寧天皇……………六

懿德天皇……………六

孝昭天皇……………六

孝安天皇……………六

孝靈天皇……………六

孝元天皇……………六

開化天皇……………六

崇神天皇……………六

垂仁天皇……………六

景行天皇……………六

成務天皇……………七

仲哀天皇……………七

神功皇后……………七

應神天皇……………七

仁德天皇……………六

履中天皇……………六

反正天皇……………六

允恭天皇……………六

卷三

安康天皇……………九〇  
 雄略天皇……………九〇  
 清寧天皇……………九三  
 顯宗天皇……………九四  
 仁賢天皇……………九四  
 武烈天皇……………九五  
 繼體天皇……………九七  
 安閑天皇……………九九  
 宣化天皇……………一〇〇  
 欽明天皇……………一〇〇  
 敏達天皇……………一〇三  
 用明天皇……………一〇三  
 崇峻天皇……………一〇三  
 推古天皇……………一〇四  
 舒明天皇……………一〇七

皇極天皇……………一〇八  
 孝德天皇……………一一〇  
 齊明天皇……………一一一  
 天智天皇……………一一三  
 天武天皇……………一一三  
 持統天皇……………一一五  
 文武天皇……………一二六  
 元明天皇……………一二八  
 元正天皇……………一二九  
 聖武天皇……………一二九  
 孝謙天皇……………一三三  
 淳仁天皇……………一三三  
 稱徳天皇……………一三三  
 光仁天皇……………一三八  
 桓武天皇……………一四〇

卷四

平城天皇……………一三五  
 嵯峨天皇……………一三六  
 淳和天皇……………一三五  
 仁明天皇……………一三五  
 文徳天皇……………一五七  
 清和天皇……………一五七  
 陽成天皇……………一六四  
 光孝天皇……………一六五  
 宇多天皇……………一七〇  
 醍醐天皇……………一七〇  
 朱雀天皇……………一八〇  
 村上天皇……………一八二  
 冷泉天皇……………一九一  
 圓融天皇……………一九三  
 花山天皇……………一九三

卷五

一條天皇……………一九四  
 三條天皇……………一九七  
 後一條天皇……………一九七  
 後朱雀天皇……………一九九  
 後冷泉天皇……………二〇〇  
 後三條天皇……………二〇一  
 白河天皇……………二〇一  
 堀河天皇……………二〇七  
 鳥羽天皇……………二〇九  
 崇徳天皇……………二〇九  
 近衛天皇……………二一〇  
 後白河天皇……………二一〇  
 二條天皇……………二一四  
 六條天皇……………二一九  
 高倉天皇……………二一九

安徳天皇	三二
後鳥羽天皇	三三
土御門天皇	三四
順徳天皇	三五
仲恭天皇	三六
後堀河天皇	三七
四條天皇	三八
後嵯峨天皇	三九
後深草天皇	四〇
龜山天皇	四一
後宇多天皇	四二
伏見天皇	四三
後伏見天皇	四四
後二條天皇	四五
花園天皇	四六

卷六

後醍醐天皇	四
後村上天皇	四

(目次終)

神皇正統記評釋

文學士 大町 芳 衛 著

卷一

○桂月曰く、冒頭第一、神國の神國たる所以を喝破す。正々堂々、能く青紫に中りて、誇張の言に非ず。日本に生れたらむには、何人も先づ神國の民たることを心解し、然る後、世界萬國に對して、採長補短の雅量と向上心とあるべき也。日本の本島を四十八國とせるは、流石強記博覽の親房も、ふと思ひ違へた

大日本は神國なり。天祖始めて基を開き、日神長く統を傳へ給ふ。わが國のみこの事あり、異朝にはその類なし。この故に神國といふなり。神代には豊葦原の千五百秋の瑞穂の國といふ。天地開闢の始よりこの名あり。天祖國常立尊、陽神陰神に授け給ひし勅に聞えたり。天照大神、天孫の尊に譲りましまししにもこの名あれば、根本の號なりとは知りぬべし。又は大八洲國といふ。これは陽神陰神この國を生み給ひしが、八つの島なりしに依りて名づけられにけり。又は耶麻士といふ。これは大八洲の中國の名なり。第八に當るたび、天御虛空豊秋津根別といふ神を生み給ひし、これを



りと思えたり。古來我國は六十六國の稱ありき。その六十六國より、四國、九州、淡路、壹岐、對馬、隱岐、佐渡、都合十八國をされば、本島は四十八國になる筈なるが、元來單に六十六國とするが、思ひ違ひ也。實際は、天長年間「六十六國二島」と定められたる也。然るに世間一般には二島を忘れたり。親房も忘れたり。二島とは壹岐對馬也。この二者は島と云ひて、國とは云はざりし也。六十六國より四國、九州、淡路、隱岐、佐渡の十六國を引き去りたる五十國が、即ち明治以前の本島也。明治以後、陸奥は陸奥、陸中、陸前、岩代、磐城の五國に分

れ、出羽は羽前、羽後の二國に分れたり。

おほやま さとよあつこ  
大日本豊秋津洲と名づく。今は四十八箇國に分てり。中州たりし上に、神武天皇東征より代々の皇都なり。よりにて、その名を取りて、餘の七州をもすべて耶麻土といふなるべし。唐にも、周の國より出てたりしかば、天下を周といひ、漢の地より起りたれば、海内を漢と名づけしが如し。

【大日本は神國なり】神國とは神のまします國といふ意。日本書紀に「新羅王曰吾聞東有神國二謂日本」と見え、三代實錄に「我日本朝波所謂神明之國奈利」と見えてゐるのと同意である。【天祖】國常立尊をさしたるのである。【日神】天照大神のこと。【異朝】外國。【神代】は豊葦原の千五百秋の瑞穂の國といふ。大日本國の事を、神代には豊葦原の千五百秋の瑞穂の國と稱へたとの意。この國號は、豊かに美しい稻の多く出来る國といふ意。豊は美稱、葦原とは葦の生茂つた原のやうなのをいふ。釋日本紀には「凡肥美之地葦草多生故取喻之」と解してある。千五百秋は限なく遠く榮ゆることを祝うた語、瑞穂はうるはしい稻穂の義である。【天地開闢の始】天地のひらけた最初。【天祖國常立尊陽神陰神に授け給ひし勅に聞えたり】國常立尊が男女の二神にお授けになつた勅の中に、豊葦原千五百秋瑞穂國の名が出て居るとの意。陽神陰神は伊弉諾尊、伊弉册尊のこと。日本書紀一書に「天神謂伊弉諾尊伊弉册尊曰有豊葦原千五百秋瑞穂之地、宜汝往循之、廻賜天瓊戈」とあるのによられたのである。【天照大神天孫の尊に譲りましまし、にも此名あれば】これも

書紀の一書天孫降臨の條に「因勅皇孫曰、葦原千五百秋之瑞穂國、是吾子孫可王之地也、宜爾皇孫、就而治焉」とあるによられたのである。天孫の尊は瓊々杵尊の御事。【大八洲國】大は美稱、八は彌の假字で、多くの島々から成立つて居る國といふ義もあるが、こゝは本文にある様に、八は數字で八つの島から成立つて居るといふ義である。【八つの島】書紀には「大日本豊秋津洲、伊豫二名洲、筑紫洲、隱岐洲、佐度洲、越洲、大洲、吉備子洲」をあげ、同じ一書には「大日本豊秋津洲、淡路洲、伊豫二名洲、筑紫洲、隱岐三子洲、佐度洲、越洲、吉備子洲、古事記には「淡道之穂之狭別島、伊豫之二名島、隱岐之三子島、筑紫島、伊伎島、津島、佐度島、大倭豊秋津島」とある。【耶麻土】語義は後に出て居る。【第八に當るたび天御虚空豊秋津根別といふ神云々】八つの島を順次にお生みなされたが、その第八番にこの島をお生みなされたといふ意。こゝは古事記によられたのである。【大日本豊秋津洲】長門國の岬から奥羽の極までの一帯の地方、即ち本州の名である。この意義は國號考に「ヤマトは畿内なる大和一國の名なるを、神武天皇この國に都し、世々相承けてこゝに居給ひしより、自ら天下の總名にもなれるなり。この名は、饒速日命天降の時に、虛見倭國といへる古語ありて、神代よりの名なり。ヤマトといふ義は萬葉考にこの國四方皆山門より出入るに因りて名を貢へるなりとある説ぞよろしかるべき。秋津島は記に大倭帶日子國押人命坐葛城室之秋津島宮治天下也と見え、書紀孝安紀、二年冬十月遷都於室地、是謂秋津島宮」とあり、神武紀猶如二蟠蛇之臂帖」とあるは即ち此の地にて、大和國葛上郡なり。孝安帝の百餘年都し給ひしよ

り秋津島倭と續けいひ習ひ、その倭に引かれて遂に天下の總名にもなれるなり。島は必ずしも海中なられども、山川などめぐる界限のある地をいふ。この秋津島も山の周れるを以ていふなり。豊は美稱なり」と解してある。【今は四十八箇國に分てり】今とは勿論親房公の時である。本州を四十八箇國に分つて居るとの意。【中州たりし上に】八島の中でも中央に位してゐる地である上に。【唐】古へ我が邦て支那をいつた稱。【周の國より出てたりしかば】周は今の陝西省鳳翔府の地名である。武王此處より起つて天下を一統し、國號を周と名づけた。【漢の地より起りたれば】漢も高祖、陝西省漢中府より起つて天下を平げ、漢と號したのて、共に一部分の名を以て全體の名としたこと、畿内の大和の名が、天下の總名となつたのと同じであるの意。

○桂月曰く、親房は先づ國體を説き、次に國名を説けり。日本の古名は「やまと」也。皇都が大和にありたれば日本全體をも「やまと」と稱するに至れりとは事實なるべし。但し「やまと」の語原を「山の往來」と「山住」との義に解するは如何にや。

耶麻土といへることばは、山迹といふなり。昔天地わかれて、泥のうるほひ未だ乾かず、山をのみ往來して、その迹多かりければ山迹といふ。或は古語に居住を止といふ。山に居住せしによりて山止なりともいへり。大日本とも大倭とも書くことは、この國に漢字傳りて後、國の名を書くに、字をば大日本と定めて、しかも耶麻土と讀ませたるなり。大日靈の御國なれば、その義をもとれるか、はた日の出づる所に近ければしかいへるか、義はかゝれども、字のまゝに日の本とは讀まず、耶麻土と訓ぜり。わが國の漢字を訓

『やまと』は山外にて、山城の山脊に對するなりとの古説あり。この方が稍眞に近きかと思はる。

ずること多くかくの如し。おのづから日の本などいへるは、文字によれるなり、國の名とせるにあらず。又古より、大日本とも、若しは大の字を加へず日本とも書けり。州の名を大日本豊秋津といふ。懿徳、孝靈、孝元等の御謚、みな大日本の字あり。垂仁天皇の御女大日本姫といふ、これ皆大の字あり。天神饒速日命、天の磐船に乗り、大虚をかけりて、虚空見日本の國とのりたまふ。神武の御名を神日本磐余彦と號し奉る。孝安を日本足、開化を稚日本とも號し、景行天皇の御子小碓の皇子を日本武尊と名づけ奉る。これは大を加へざるなり。かれこれ同じくやまとと讀ませたれど、大日靈の義を取らば、おほやまとと讀みてもかなふべきか。その後漢土より字書を傳へける時、倭と書きて、この國の名に用ゐたるを、即ち領納して、又この字を耶麻土と訓じて、日本の如くに、大を加へても又除きても、同じ訓に通用しはり。

【昔天地分れて云々】これは釋日本紀に「本朝號ニ耶麻止ニ事、弘仁私記ノ序曰、天地剖判泥濘未レ乾、是以栖レ山往來、因多ニ蹤跡、故曰ニ山跡」又古語謂ニ「居住ニ爲レ止、言止ニ在於山一也」とあるによられたのである。本居宣長は、ヤマトのトはツボの約つたので、大和國は四方

に山があつて、中は含まり、洞のやうなさまをしてゐるので名づけたのであらうと言つてゐる。  
【大日靈の御國なればその義をもとれるか】日本といふ字を用ゐるのは、大日靈即ち天照大神のまします御國だから、日の神の本國といふ義で用ゐたのかの意。【日の出づる所に近ければ、然いへるか】または我が國は東方に在つて、日の出づる所に近いから、日の出づる本といふ義で名づけたのであらうか、いづれであらうとの意。【義はかくれども字のまゝに日の本とは讀まず】日本といふ字義は、日の神の本國又は日の出づる本であるが、字のまゝに日の本とは讀まず、ヤマトと讀むのである。【自ら日の本などいへるは文字によれるなり云々】時として我が國の事を日の本などいつて居るが、それは字について設けた訓で、國號としたのではない。【懿德、孝靈、孝元等の御諡皆大日本の字あり】懿德天皇は大日本彦根友尊、孝靈天皇は大日本根子彦太理尊、孝元天皇は大日本根子彦國奉尊と申して御名に大日本の字があるの意。こゝていふ御諡は諡の意である。【大日本姫】古事記には倭比賣命、書紀には倭姫命とあつて、いづれも大の字はない。【天神饒速日命天の磐船に乗り云々】書紀に「及至三饒速日命二乘二天磐船一而翔三行太虚一也呪是郷一而降之、故因目之曰三虚空見日本國一矣」とあつて、世人が名づけたので、饒速日命が仰せられたのではない。【天の磐船】上代空中を乗り歩いた船、磐とは船の堅固なるを美稱したのである。【虚空見日本國】大空から見た大和國といふ義。【神日本磐余彦】正しくは、神日本磐余彦々々々々出見尊である。【孝安を日本足】孝安天皇を日本足彦國押人尊と申す。【開化を稚日本】開化天皇を稚日本

○桂月曰く、『やまと』の國名を詮索し來り、既に内を窮めて外即ち支那に及べり。『日本』の名稱、唐書に出たりとあるが、外國との關係起りてより、自然に必要な生じたる也親房も云へる如く、『日本』を『日の本』とは讀まず、『やまと』と讀みたり。これ內的也。外的には『につほん』と讀み、今は專ら之に據れり。略して『にほん』ともいふ。西洋の『ジャッパン』は『につほん』の轉訛なるべし。又曰く、聖德太子が小野妹子を隋に遣はし給

根子彦大日々尊と申した。【彼は同じくやまとと讀ませたれど云々】こゝに擧げたのは皆日本と書いてヤマトと訓ませてあるが、この名の起りを大日靈尊の義によつて名づけたものとする、日本をオホヤマトと讀んでも差支はあるまいとの意。

漢土より倭と名づけたることは、昔この國の人はじめてかの土に至れりしに、汝が國の名をばいかがいふと問ひけるを、わが國はといふを聞きて、即ち倭と名づけたりと見ゆ。漢書に、「樂浪の彼土の東北に樂浪郡あり海中に倭人あり、百餘國を分てり」といへり。若し前漢の時既に通じけるか。一書には秦の代より下てに通ふとも見ゆに記。後漢書に、「大倭王は耶麻堆に居す」と見えたり。耶麻堆はまとなりこれは若し既にこの國の使人、本國の例により大倭と稱するによりてかく記せるか。神功皇后の新羅、百濟、高麗をしたがへ給ひしは、後漢の末さまにあたり。漢地にも通ぜられたりと見えたりは、文字も定めて傳れるか。一説には秦の時より書籍を傳ふともいふ。大倭といふ事は、異國にも領納して書傳に載せられたれば、この國にのみほめて稱するにあらず。異朝に大漢、大唐など云ふは、大なりと稱する心なり。唐書に、「高宗咸亨年中に、倭國の使始めて改めて日本と號す、その國東にあり、日の出づる所に近きをいふ」と載せたり。この事わが國の古記には確ならず。推古天皇の御時、唐の隋朝より使ありて書を送れりしに倭皇と書く。聖德太子みづから筆を執りて、返牒

ひける時に、『日出處天子致書日没處天子』と書かせ給ひて、それより我國を『日出の國』とも云ふに至れり。但しこの『日出日没』云々の事は支那の書に見えたる事にて、日本の書には見えず。思ふに妹子が書き改めて、日本男兒の意氣を示したるものなるべし。

を書き給ひしには、「東天皇敬白西皇帝」とありき。彼の國よりは倭と書きたれど、返牒には日本とも倭とも載せられず。これより上代には牒ありとも見えざるなり。唐の咸亨のころは、天智の御代に當りたれば、誠に件のころより、日本と書き送られけるにや。

【漢土より倭と名づけたる事は云々】支那てわが國を倭と名づけた故は、昔わが國人が始めて支那へ往つた時、彼の國人が國名を問うたのに、「わが國は」といつたのを、「わ」といふ國なりと早合點して倭と名づけたといふのであるが、頗る疑はしい説である。釋日本紀には「問謂我國爲倭奴國其義如何。答師說此國之人、昔到彼國、唐人問云、汝國之名稱如何。自指東方答曰、和奴國耶云々。和奴猶言我也。自其後謂之和奴國」とあるが、これも怪しい説である。【漢書に樂浪の海中に倭人あり云々】これは前漢書地理志に「樂浪海中有倭人二分百餘國」とあるを指したのである。漢書は前漢の歴史で、後漢の班固の撰、樂浪は漢の郡名で、今の朝鮮平安道の邊。【前漢の時既に通じけるか】漢書に記載してあるのを見れば、我が國は前漢の時既に交通して居たものであらうかとの意。但これは九州邊の土豪が私に交通したものに過ぎない。注に「秦の代より既に通ふ」とあるのは、秦の始皇帝の命で、徐福が不老不死の藥を求めに來たといふ傳説を指したのである。【後漢書に大倭王は耶麻堆に居すと見えたり】これは後漢書に「倭在韓東南大海中、依山島爲居、凡百餘國。自武帝征朝鮮、使

驛通於漢者三十許國、國皆稱王、世々傳統。其大倭王居邪馬臺國」とあるを指した。後漢書は後漢の歴史で、宋の范曄の撰である。【唐書に高宗咸亨年中云々】これは新唐書に「日本古倭奴國也云々。咸亨元年遣使賀平高麗。後稍習夏音、惡倭名、更號日本。使者自言、國近日所出以爲名云々」とあるを指したのであらう。高宗の咸亨元年は、我が天智天皇即位の三年庚午の歲に當る。但し使を遣はされたことは國史には見えぬ。【推古天皇の御時唐の隋朝より使ありて云々】書紀に「推古天皇十六年夏四月、大唐使人裴世清下客十二人從妹于臣、至於筑紫云々、其書曰、皇帝問倭皇云々」とあるのを指したのである。【返牒】返事の書狀。牒は文書を記せるふだ。【これより上代には云々】推古天皇の時以前には使を遣はされたる事がないから、往復の書狀があらうとも思はれぬ。【誠に件の比より云々】唐書に記してある通り、天智天皇の頃より、日本と書かれたのであらうとの意。

又この國をば秋津洲といふ。神武天皇國の形をめぐらし望み給ひて、「蜻蛉の譬帖の如くあるかな」と宣ひしより、この名ありきとぞ。されど神代に豊秋津根といふ名あれば、神武に始めざるにや。この外もあまたの名あり。細戈千足の國とも、磯輪上秀眞の國とも、玉垣の内國ともいへり。又扶桑國といふ名もあるか。東海の中に扶桑の木あり、日の出づる所なりと見えたり。日本も東にあればよそへていへるか。この國にかの木ありといふ事

○桂月曰く、次に日本の異稱に移れり。『秋津洲』より『蜻蛉洲』も出てたり。なほ『言靈の幸はふ國』の稱もあり。この稱と『細戈千足の國』の稱とは、異稱の中にて、最も能く日本の特長を證明せるもの也。

聞えねば、確なる名にはあらざるべし。

「又この國をば秋津洲といふ云々」書紀に「神武天皇三十有一年夏四月乙酉朔、皇與巡幸。因登<sup>リテ</sup>腋上<sup>カミ</sup>、喙<sup>ヒ</sup>間<sup>マ</sup>、丘<sup>ツチ</sup>而<sup>シテ</sup>望<sup>ミ</sup>國<sup>ヲ</sup>狀<sup>シ</sup>曰<sup>ク</sup>、研哉乎國之獲矣、雖<sup>モ</sup>內<sup>ニ</sup>木<sup>ヲ</sup>綿<sup>ニ</sup>之<sup>ヲ</sup>眞<sup>ニ</sup>、注<sup>シ</sup>國<sup>ニ</sup>猶<sup>シ</sup>如<sup>ク</sup>蜻蛉之<sup>ト</sup>聲<sup>ト</sup>、嗒<sup>ト</sup>焉<sup>ガ</sup>。由<sup>レ</sup>是<sup>レ</sup>始<sup>リ</sup>有<sup>リ</sup>秋津洲之號<sup>ニ</sup>也」。蜻蛉の聲嗒とは、やんまが自ら聲を嗒ること、その形は圓い、大和の國の形が青山四方に廻つて、圓く境をなして居るので喩へられたのである。

「細戈千足の國」書紀に「昔伊弉諾尊<sup>ナツケテ</sup>目<sup>ニ</sup>此<sup>ニ</sup>國<sup>ヲ</sup>曰<sup>ク</sup>、日本者浦安國、細戈千足國、磯輪上秀眞國。大己貴大神目<sup>ナテ</sup>之<sup>ニ</sup>曰<sup>ク</sup>、玉牆內國云々」。細戈千足國とは、精良なる軍器の充足した國の義。【磯輪上秀眞の國】國號考に「磯輪上はシヲノホルと訓むべし。しわは鐵にて波のことなるべし、ほに續きたるは、波の立ちのぼるさまを種といへばなるべし。さる故にシヲノホルは種の枕詞なり。ホツマは秀眞の字にて、我が國の殊に秀てすぐれたるを以て名づけたるなり。」「玉垣の內國】國號考に「この名は神社などの玉牆を造り廻らしたらん如くに、山の周れる内なる國といふ意なり」とある。主として大和國を指して名づけたのであらう。【扶桑國といふ名もあるか】扶桑は木の名。東方朔の十洲三島記に「扶桑在<sup>リ</sup>碧海之中<sup>ニ</sup>、地多<sup>シ</sup>林木<sup>ニ</sup>、葉皆如<sup>ク</sup>桑<sup>ノ</sup>、又有<sup>リ</sup>楸子<sup>、</sup>樹長者數千丈、徑三千圍、樹兩々同<sup>レ</sup>根<sup>、</sup>偶生<sup>、</sup>更相依倚<sup>、</sup>是名<sup>ニ</sup>扶桑<sup>ト</sup>」。支那人が我が國を扶桑と稱するのは之に本づいたのである。又宋の南史にも「扶桑在<sup>リ</sup>大漢國之東<sup>ニ</sup>、二萬餘里北<sup>ニ</sup>、在<sup>リ</sup>中國之東<sup>ニ</sup>、其土多<sup>シ</sup>扶桑木<sup>、</sup>故以<sup>テ</sup>爲<sup>レ</sup>名<sup>ト</sup>」とある。齊藤拙堂は「上古有<sup>リ</sup>扶桑樹<sup>ト</sup>」

フルニ<sup>ノ</sup>所在<sup>チ</sup>蓋<sup>シ</sup>當<sup>ル</sup>豫<sup>ノ</sup>之<sup>ニ</sup>地<sup>ニ</sup>傳<sup>ヘ</sup>言<sup>フ</sup>其<sup>ノ</sup>高<sup>ク</sup>不<sup>レ</sup>知<sup>ル</sup>幾<sup>ノ</sup>百<sup>ノ</sup>仞<sup>ト</sup>其<sup>ノ</sup>大<sup>ニ</sup>廣<sup>ク</sup>窮<sup>ク</sup>數<sup>ノ</sup>州<sup>ト</sup>屹<sup>シ</sup>然<sup>ト</sup>爲<sup>レ</sup>大<sup>ノ</sup>八<sup>ノ</sup>洲<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>鎮<sup>ト</sup>四<sup>ノ</sup>土<sup>ノ</sup>之人<sup>ノ</sup>尙<sup>ク</sup>能<sup>ク</sup>言<sup>フ</sup>之<sup>ヲ</sup>散<sup>シ</sup>見<sup>ル</sup>淮<sup>ノ</sup>南<sup>ノ</sup>山<sup>ノ</sup>海<sup>ノ</sup>諸<sup>ノ</sup>書<sup>ニ</sup>遂<sup>ニ</sup>爲<sup>レ</sup>我<sup>ノ</sup>國<sup>ノ</sup>別<sup>ノ</sup>號<sup>ト</sup>」といつてゐる。【日の出づる所】淮南子地形訓に「扶木在<sup>リ</sup>陽州<sup>ニ</sup>日之所<sup>レ</sup>出<sup>ル</sup>」とあるに依られたものであらう。扶木は淮南子の註に「扶木は扶桑なり」とある。【この國云々】わが國に扶桑木があるといふこと聞き及ばぬ意。

○桂月曰く、博學なる親房は支那のみにて満足せず、印度にも及び、佛教の知識より日本を説明せり。護命や、傳教や、我國を中洲と稱す。出典ある也。金剛山の説は、ちと最眞の引倒しにや。朝鮮の金剛山にも、同じく佛典を引き、之と同じ傳説あり。我國の金剛山は楠公ありてこそ尊けれ。一萬二千の岩峯天を刺し、數十溪天より下り、百八の伽藍山に満ちて、奇巖怪石人をして目應接に違あらざらしむる朝鮮の金剛

凡そ内典の説に須彌といふ山あり。この山を廻りて七つの金山あり。その中間はみな香水海なり。金山の外に四大海あり。この海中に四大洲あり。洲ごとに又二つの中洲あり。南洲をば瞻部といふ。又閻浮提と云ふ、同これは樹の名なり。南洲の中心に阿耨達といふ山あり。山の頂に池あり。阿耨達熱と云ふ。外書に崑崙といふ。池の傍にこの樹あり。めぐり七由旬、高さ百由旬なり。へるは即ちこの山なり。一由旬とは四十里也。六尺を一步とす、三百六十歩を一里とす。この里をもつて由旬を計るべし。この樹洲の中心にありて最も高し。依りて洲の名とす。阿耨達山の南は大雪山、北は葱嶺なり。葱嶺の北は胡國、雪山の南は五天竺、東北によりては震旦國、西北に當りては波斯國なり。この瞻部洲は縦横七千由旬、里を以て算ふれば二十八萬里、東海より西海に至るまで九萬里、南海より北海に至るまで又九萬里、天竺は正中によれり、依りて瞻部の中國とす。地のめぐり又九萬里、震旦廣しといへども、五天

山とは、山としては、  
とても比べものになら  
ざる也。

竺にならぶれば一邊の小國なり。日本はかの土を離れて海中にあり。南都の護命僧正、北嶺の傳教大師は中洲なりと記されたり。然らば南洲と東洲との中なる遮摩羅といふ洲なるべきにや。華嚴經に、東北の海中に山あり、金剛山といふとあるは、今の倭の金剛山の事なりとぞ。されば、この國は天竺よりも震旦よりも東北の大海の中にある別州にして、神明の皇統を傳へ給へる國なり。

【内典】佛書のこと。【須彌といふ山】蘇迷盧山ともいふ。妙高、善高などと譯する。水に入ること八萬由旬、水を出ること八萬由旬で、その頂上は帝釋天の居所で、半腹は四天王の居所だといふ。【七つの金山】持雙山、持軸山、擔木山、善見山、馬耳山、象鼻山、持邊山の七つで、七重に須彌山の外を環繞して居るといふ。この山は皆金色の光明があるので金山といふのである。【香水海】香水の海。探玄記に「爲異彼染土鹹烈海」故云香水海也とある。【この海中に四大洲あり】一大海中に一大洲づつあるのである。所謂四大洲は南瞻部洲、東勝神洲、西牛貨洲、北俱盧洲である。【南洲をば瞻部といふ是は樹の名なり】玄應音義に「瞻部州從樹爲名舊言三刻浮二或云閻浮皆一也」とある。【阿耨達といふ山】阿耨達池のある山。阿耨達池は西域記に「瞻部洲之中池者阿那波答多池、唐言無熱惱、舊曰阿耨達訛也」とある。この池は香山の南、雪山の北に在つて、周回八百里あるといふ。【外書に崑崙山といへるは云

云】外書とは内典に對して、佛書以外の書籍をいふ。崑崙山のことは拾遺記に「崑崙山高出日月之上、山有九層、每層相去萬里、有雲色、從下望之如城闕之象、四面有風、群仙常駕龍乘、鶴遊戲其間」とある。【大雪山】印度の北境に聳つ山。積雪が常に絶えぬ故に名づく。【葱嶺】印度にある山。四方數千里に互る高山で、山上に多く葱を出すので名づくといふ。

【胡國】えびすの國。【五天竺】天竺は印度のこと。西域記に「天竺之稱、異議紛糾、舊云身毒、或云賢豆、今從正音、宜云印度」とある。五天竺といふのは東西南北中央の五部に分れて居たからである。【震旦國】支那のこと。【波斯國】今のペルシヤ國。【南部の護命僧正】南都は奈良のこと。護命は奈良元興寺の僧で、嵯峨天皇頃の人。【北嶺の傳教大師】北嶺は比叡山のこと。傳教は比叡山延曆寺の開祖最澄の諡。【中洲なりと記されたり】御遺告釋疑抄に「護命僧正研心章云、大唐日本當中洲」。【遮摩羅といふ洲】瞻部洲の邊の中洲の一である。俱舍論に「瞻部洲邊、二中洲者、一遮摩羅洲、二筏羅遮摩羅洲」とある。【華嚴經に東北の海中に山あり云々】華嚴經四十五に「東北方有處、名清涼山、乃至海中有處、名金剛山」とあるを指したのである。

同じ世界の中なれば、天地開闢の初は、いづくもかはるべきならねど、三國の説おのゝ異なり。天竺の説には、世の始まりを劫初といふ。劫に成、空の増減を一中劫といふ。四中劫をあはせて一大劫といふ。光音といふ天衆空中に金色

の雲を起し、梵天ぼんてんに遍布す。即ち大雨を降らす、風輪の上に積りて水輪となる、増長して天上に至れり。また大風ありて沫を吹立て、空中に擲なげ置く、即ち大梵天の宮殿となる。その水次第に退下たいげして、欲界の諸宮殿、乃至須彌山、四大洲、鐵圍山てつゐせんを成す。かくて萬億の世界同時になる。これを成劫じやうこくといふ。この萬億の世界を三千大千世界といふ。光音の天衆下生して次第に住す。これを住劫ぢゆうこくといふ。

【三國】日本、支那、印度の三國。【劫初】世の初。【劫に成住壞空の四あり】成住壞空は世界の成立から破滅に至る四大時期で、成劫は世界成立の時期、住劫は世界が成立し住持される時期、壞劫は一切の生類及び世界が壞滅してしまふ時期、空劫は壞劫の後、二十小劫の間全く空虚となつて居る時期をいふのである。【各二十の増減あり】人壽八萬四千歳から、百歳經る毎に、壽一歳を減じて、次第に入壽十歳に至り、更に人壽十歳から、百歳經る毎に一歳を増して、人壽八萬四千歳に至る。この様に一増一減するのを一小劫といひ、この一小劫を二十倍するを一の中劫とするのである。【光音といふ天衆】光音天は色界の第二禪の終天である。この天は音聲を絶ち、語らうとする時は、口から光を放つて、言語の用をなすから光音といふのである。【風輪】この世界の最下底で、風輪の下は何もない虚空で、これを空輪と名づける。輪とは、その形が横に圓く、且つその體質の堅いのに取つて名づけたのである。【水輪】風輪の上に、光音天の雨で深さ十一億二萬の水層が生じたのに名づける。この水輪の上層が凝結して

金となつたが金輪である。【大梵天】娑婆世界の主で大千世界を治むといふ。【欲界】淫欲、食欲、睡眠欲等の念強い有情の住んでゐる物質的世界。こゝは主に、欲界の六天、即ち四王天、忉利天、夜摩天、兜率天、化樂天、他化天を指したのである。【鐵圍山】世界の外海を圍める鐵山。【三千大千世界】一大三千大千世界ともいふ。須彌山を中軸として、日月、四大洲、六欲天、梵天等を附屬した一團を一世界とし、千の須彌山、千の日月、千の四大洲、千の六欲天、千の梵天等の集合體を小千世界といひ、この小千世界をまた一千取り集めたのを中千世界、中千世界を更に一千取り集めたのを三千大千世界といふのである。

この住劫の間に二十の増減あるべしとぞ。その初には人の身光くわうみやう明みやう遠く照して飛行自在ひやうじざいなり、歡喜くわんぎを以て食とす、男女の相なし。後に地より甘泉かんせん涌出す。味酥蜜みそみつのごとし。或は地味。これもいふ。これを嘗めて味著みちやくを生ず。仍りて神通を失ひ、光明も消えて、世界大いに暗くなりぬ。衆生の報しゆじやうはうしからしめければ、黒風海を吹いて日月二輪を漂出す。須彌の半腹におきて四天下を照さしむ。これより始めて晝夜くわいじやく、晦朔くわいじやく、春秋あり。地味に耽ふけりしより顔色かじけ衰へき。地味又うせて林藤りんとうといふ物あり。或は地皮ともいふ。衆生又食とす。林藤又うせて自然の杭稻かうたうあり。諸の美味を備へたり。朝に刈れば夕に熟す。この稻米を食

せしにより、身に殘穢出來ぬ。この故に始めて二道あり。男女の相各別にして、遂に姪欲のわざをなす。夫婦と名づけ、舍宅を構へて共に住みき。光音の諸天後に下生する物、女人の胎中に入りて、胎生して衆生となる。その後杭稻生せず。衆生うれへ嘆きて、各境を分ち田種を植えて食とす。他人の田種をさへ奪ひ盗むもの出來て互にうち争ふ。これを決する人なかりしかば、衆生共に計らひて一人の平等王を立つ。名づけて刹帝利と云ふ。田主といふ心也。

【相】すがた。【酥蜜の如し】その味の甘きをいふ。酥は牛羊の乳、蜜は蜂蜜。【味著】その甘い味に執著する心。【神通】神變不思議の力。【衆生の報しからしめければ云々】人々の欲心を生じた報て、世界が暗くなつたので、日月の光が生じたとの意。衆生とは一切の生物のこと。【黒風】天海くらくして吹く暴風。【四天下】四大洲のこと。【かじけ】やせ細ること。【杭稻】うるしれ、粳米。【殘穢】男女の生殖器のこと。【刹帝利】譯して田主といふ。世間大地の主の意。後印度四姓の一。

その初の王を民主王と號しき。十善の正法を行ひて國を治めしかば、人民これを敬愛す。閻浮提の天下豊樂安穩にして、病患及び大寒熱ある事なし。壽命も極めて久しく無量歳なりき。民主の子孫相續さて久しく君たりしが、

漸く正法も衰へしより、壽命も減じて八萬四千歳に至る、身の長八丈なり。その間に王ありて、轉輪の果報を具せり。先天より金輪寶飛び降りて王の前に現在す。王出て給ふ事あれば、この輪轉じて行く。諸の小王みな迎へて拜す。敢て違ふものなし。即ち四大洲に主たり。又象、馬、珠玉、女、居士、主兵等の寶あり。此の七寶成就するを金輪王と名づく。次に銀、銅、鐵の轉輪あり。福力の不同によりて果報も次第に劣れるなり。壽命も百年に一年を減じ、身の長も同じく一尺を減じてけり。百二十歳に當れりし時、釋迦佛出て給ふ。或は百歳の時ともいふ。これより先に三佛出て給ひき。

【十善】不殺生、不偷盜、不邪淫、不妄語、不兩舌、不惡口、不綺語、不貪欲、不瞋恚、不邪見をいふ。【閻浮提】南瞻部洲のこと。【無量歳】壽命の量なく長いこと。【轉輪の果報】轉輪王の果報。この王は身に三十二相を具へ、位に即く時、天から輪寶を感得し、その輪寶を輦じて四方を降伏するので、轉輪王といふのである。この感得の輪寶には、金銀銅鐵の四種がある。果報は因果の應報むくい。又仕合のよいこと。【具足】そなはり足ること。【七寶】一金輪寶、二白象寶、三紺馬寶、四神珠寶、五玉女寶、六居士寶、七主兵寶。【釋迦佛】中印度迦毗羅城に生る。幼名悉達、佛教の開祖。【三佛】毗婆尸佛、尸棄佛、毗舍浮佛をいふ。



十歳に至らむ頃ほひ小の三災といふ事あるべし。人種ほとほとに盡きて唯一萬餘人を餘す。その人善を行ひて、又壽命も増し、果報も進みて、二萬歳に至らむ時、鐵輪王出でて南一洲を領すべし。四萬歳の時、銅輪王出でて東南二洲を領す。六萬歳の時、銀輪王出でて東西南三洲を領し、八萬四千歳の時、金輪王出でて四天下を統領す。その報上にいへるが如し。かの時また滅に向ひて彌勒佛出でて給ふべし。八萬歳の時この後十八箇の滅増あるべし。かくて大火災といふこと起りて、色界の初禪梵天まで焼けぬ。三千大千世界同時に滅盡するこれを壞劫といふ。かくて世界虚空黒雲の如くなる。これを空劫と云ふ。かくの如くすること七箇の大劫を経て、大水災あり。この度は第二禪まで壞す。七々の火災、七々の水災を経て、大風災ありて第三禪まで壞す。これを大の三災といふなり。第四禪以上には内外の過患あることなし。この四禪の中に五天あり、四は凡夫の住所、一は淨居天とて證果の聖者の住所なり。この淨居を過ぎて摩醯首羅天王の宮殿あり。自在天ともいふ。色界の最頂に居して大千世界を統領す。その天の廣さ、かの世界に互れり。下天は一四天下の廣さなり。この上に無色界の天あり。又四地を分てりといへり。

是等の天は小大の災に逢はずといへども、業力に際限ありて、報盡きなば退没すべしと見えたり。

【小の三災】火水風の三災である。後に大災があるので小といふのである。【ほとほと】ほとほとと同じ。【彌勒佛】釋迦に先だつこと四十二劫の過去に、善思佛の下にあつて發心し、釋迦の入滅に後ること五十六億七千萬年て成佛し、娑婆に出て、釋迦の後を補ひ、人天を化益するといふ佛。【色界の初禪梵天】色界は三界の一で、身體から國土宮殿まで、物質界のものすべてが殊妙精好なので、色界と名づける。これに四禪十八天ある。初禪は四禪の第一で、此地に梵衆天、梵輔天、大梵天の三天がある。こゝの梵天はこの三天を指したのである。【第二禪】四禪の第二、こゝに小光天、無量光天、光音天の三天がある。【第三禪】四禪の第三、こゝには少淨、無量淨、徧淨の三天がある。【第四禪】四禪の第四、こゝに無雲天、福生天、廣果天、無煩天、無熱天、善見天、善現天、色究竟天、無想天の九天がある。【凡夫】聖者に對する語で、凡庸で無智な賤者のこと。【淨居天】色界第四禪天中の一天、聖者の住所だから淨居と名づけたのである。【證果の聖者】無明の煩惱を破つて、無生無滅を證した聖者。【摩醯首羅天王】自在天と譯す。色界の頂にありて、三千界の主である。【無色界】三界の一で、此界は色法といふ物質的のものは一もなく、身體もなければ宮殿もない、唯識心のみが存して深妙な禪定に住して居るので、無色界と名づける。【四地を分てり】四地とは第一空無邊處、第二識無邊處、第三無所有處、第四非想非非想處をいふのである。【業力に際

限ありて云々」善業には善果を生ずる力があり、悪業には悪果を生ずる力がある、これを業力といふので、その力も限があるから、その應報がなくなれば、世も滅ぶらうとあらうとの意。

震旦は殊に書契を事とする國なれど、世界建立をいへること確ならず。儒書には伏羲氏といふ王よりあなたをばいはず。但し異書の説に、渾沌未分の形、天地人の始をいへるは、神代の起に相似たり。或は又盤古といふ王ありて、目は日月と成り、髪は草木と成れりといへる事もあり。それより下つたか天皇、地皇、人皇、五龍等の諸の氏、うち續きて多くの王あり。その間數萬歳を経たりといふ。

【震旦は殊に書契云々】支那は特に書籍文字を尙ぶ國なれど、意。書契とは、古へ木を刻んでその側に書し、事を約したるもの。【伏羲氏といふ王より云々】普通の儒書には伏羲以前の事は記載しない。伏羲は三皇の一で、蛇身人首、始めて八卦を畫し書契を造つて結繩の政に代へたと傳へられてゐる。【異書の説に云々】異書は儒書以外の書。三五曆紀に「天地混沌、如雞子、盤古生其中、萬八千歳、天地開闢、陽精爲天、陰濁爲地、盤古在其中、一曰九變、神於天、聖於地、天日高一丈、地日厚一丈、盤古日長一丈、如此萬八千歳」とある初句が、日本紀の文に似てゐるのをいはれたのであらう。【盤古といふ王あり云々】これは

○桂月曰く、以上、印度の世界創造説を擧ぐ。親房は皇祖皇宗以前に溯りて、世界の創造を窮む。漫に佛教の知識を振り舞はずものと誤解すること勿れ。親房をして今日にあらしめば、和漢のみならず、歐米の學問實地を研究して、世界的なるべし。當時に在りても、世界的なりき。親房の所謂三國とは、日本、支那、印度也。即ち當時の世界也。三國一の聲も、この意也。三國一の富士山も、この意也。富士山の三國は、相模、駿河、甲斐には

あらざる也。徳川の鎖國以後、『三國一』の思想なくなりたり。明治以後、宜しく復活すべくして、猶未だ全く復活せざる也。

述異記に「昔盤古氏之死也、頭爲三皇、目爲日月、脂膏爲江海、毛髮爲草木」とあるをいはれたのであらう。【天皇地皇人皇五龍等】天皇氏は木徳の君で、兄弟十二人、立ちて各一萬八千歳。地皇氏は火徳の王、姓十一人、又各一萬八千歳。人皇氏兄弟九人、分れて九州に長となる、凡そ百五十世、合せて四萬五千六百年。五龍氏は兄弟五人、共に龍に乗つて上下したから、五龍氏と稱したといふ。

わが朝のはじめは、天神の種を受けて世界を建立する姿は、天竺の説に似たる方もあるにや。されどもこれは天祖より以來、繼體違はずして唯一種にましますこと、天然にもその類なし。かの國の初の民主王も、衆の爲に選び立てられしより相續せり。また世くだりては、その種姓も多く亡されて、勢力あれば下劣の種も國主となり、剩へ五天竺を統領する族もありき。震旦また殊更みだりがはしき國なり。昔世すなほに道正しかりし時も、賢を選びて授くる事ありしにより、一種を定むることなし。亂世になるまゝに、力を以て國を争ふ。かゝれば民間より出て位に居たるもあり。戎狄より起りて國を奪へるもあり。或は累世の臣としてその君を凌ぎ、終に讓を得たるもあり。伏羲氏の後、天子の氏姓を替へたること既に三十六、亂の甚

しか、ふに足らざるものをや。

【繼體はすして唯一種にまします】御位の繼承が正しく萬世一系にあらせらるゝこと。【下劣の種も國主となり】種姓の卑しいものでも一國の主となる。この國主は小さい一國の主である。【剩へ五天竺を云々】その上に、印度全體をすべなむるものもあつた。五天竺は東西南北及び中央の五で、即ち天竺全體である。【殊更みだりがはしき國】別して亂暴な國。【賢を選びて授くる】賢者をえらんで、天子の位を授くる意で、堯が舜に授け、舜が禹に譲つた類である。【戎狄】えびす。【累世の臣】代々仕へて居た臣下。【天子の氏姓を替へたる事】夏が殷となり、殷が周となり、秦となり、漢となる類をいふ。

○ただわが國のみ天地開けし始より、今の世の今日に至るまで、日嗣を受け給ふこと邪ならず。一種姓の中におきても、おのづから傍より傳へ給ひしすら、なほ正に歸る道ありてぞ、たもちましくける。これしかしながら神明の御誓あらたにして、餘國に異なるべきいはれなり。抑も、神道の事はたやすく顯さずといふことあれど、根元を知らざれば、みだりがはしき端ともなりぬべし。その弊を救はむために聊か勸し侍り。神代より正理にて受け傳ふるいはれを宣べむ事を志して、常にきこゆる事は載せず、然れば神皇正

○桂月曰く、親房は世界の創造を説きて、印度より支那に移り、更に我國に及ぼし、世界、印度も支那も革命易姓の國なるに獨り我國のみ萬世一系の天皇を奉ずる國體なるを説く。親房出でて皇國更に光を添ふ。その親房の精神久しく鬱屈したりしに、明治に至りて始めて伸びたり。神代より正理にて受け傳ふる謂を宣べむ事を志して、常に聞ゆる事は載せず。然れば神皇正

統記とや名づけ侍るべき。

【日嗣】日の神天照大神の御世嗣といふが本で、天皇の御位を申すのである。【一種姓の中におきても云々】わが皇統は、元より萬世一系でありますが、時として皇嗣のおはせぬ事もないてはない。さやうな時は、傍系の皇子が入つて大統を繼ぎ給ふが、久しき中には、いつかまた、正しい御系統に復して君臨し給ふぞとの意。【神明の御誓あらたにして云々】神の御誓約が明に確なものに由るもので、わが國が他國と異なる理由も亦こゝにある。神明の御誓とは天壤無窮の神勅。あらたは新で、古と更にかはらぬをいふのである。【神道の事はたやすくは顯さず云々】神道は畏多く祕密に屬する事が多いから、容易に述べてはならぬと、昔から言つて居るが、その根本の事を知らないで、正邪を別ち難いので、その弊を匡すために、少し書き記すの意。【勸】刻むこと。こゝは書き記す意。【常にきこゆる事は云々】普通に世に知れ渡つた事は書かぬ。【然れば神皇正統記と云々】この様に、神代より今日まで、正しき道理のまゝに皇統の傳はり給うた事を記す書だから、神皇正統記と名づけようと思ふ。

○桂月曰く、多くの歴史の神武天皇に始まるは淺し。わが國は神代あり。歴史と云へば歴史、神話と云へば神話、とにかくに、國

統記とや名づけ侍るべき」とは、親房の精神の存する所にして、この書の眼目也。他の普通の歴史と異なる點也。普通の歴史は、古來枚擧に遑あらず。神皇正統記出でて、始めて萬世一系の日本獨得の歴史あり。徳川光圀の大日本史、その精神を繼ぎ、頼山陽の日本外史、日本政記、更に又その精神を繼ぎ、而して維新の大業成れり。

○桂月曰く、多くの歴史の神武天皇に始まるは淺し。わが國は神代あり。歴史と云へば歴史、神話と云へば神話、とにかくに、國

史の土壘にして、深みありて、神祕なるが、我國の特長也。而して神代の事は複雑なるが、親房は國常立尊を第一の根本とし、諸册二尊を第二の根本とし、天照大神を第三の根本となす。これ我國神代の要を得たるもの也。

と申す。又は天御中主神とも號し奉る。この神に水火木金土の五行の徳をします。まづ水徳の神に顯れ給ふを國狹槌尊といふ。次に火徳の神を豐斟尊（あぶらみ）と云ふ。天の道獨なす故に純男にてす。純男といへどもその相（あひ）次に木徳の神を渥土煮尊・沙土煮尊と云ふ。次に金徳の神を大戸之道尊・大苦邊尊と云ふ。次に土徳の神を面足尊・惶根尊と云ふ。天地の道相交りて各陰陽の形あり。されどその振舞なしといへり。この諸神實には國常立の一神にましますなるべし。五行の徳の〳〵神と顯れ給ふ、これを六代とも數ふるなり。二世三世の次第を立つべきにはあらざるにや。次に化生し給へる神を、伊弉諾尊・伊弉册尊と申す。これは正しく陰陽の二つに分れて造化の元となり給ふ。上の五行は猶一つ一つの徳なり。この五徳を合せて萬物を生ずる始とす。

【混沌として云々】混沌は物の雜つて明かならぬこと。雞子は卵。くぐもりは内に物を含んで居るやうなのをいふ。雜然として圓い卵のやうな形をした中に、物をふくんで外に顯れ出さうな勢であつて。【陰陽の元初未分の一氣】これは天地となるべき初の物で、まだ分れなかつた氣である。【葦牙】葦の出初める頃の状をいふ。【國常立尊云々】國常立尊と天御中主神

とは別神である。本文の同一の神とあるのは誤。【五行の徳まします】これは漢學の説を混じたもので、古傳ではない。【天の道獨なす云々】天地の道が交はらず、天の道だけで成られたので、男のみであられる。【その相ありとも定めがたし】男の形態があつたかも知れぬ。【天地の道相交りて云々】渥土煮尊以下は、天地の氣を受けて成出でられたので、男女の形がある。【その振舞なし】夫婦の關係はない。【二世三世の次第を立つべき云々】後の世のやうに、明に父子の關係があられたのでもないから、世を別つべきでもないやうである。【造化の元となり給ふ】人類をはじめ、山川草木の根源となられた。【この五徳を合せて云々】木火土金水の五行の徳を合せ持たれて、萬物を化生する元をなされた。

〇桂月曰く、神矛に對して、親房が『世に傳ふといふことはおぼつかなし』と斷ぜるは、萬古動かすべからず。人を愚にして、霧島山上に矛を立つればこそ、之を引抜く坂本龍馬の惡戯も起るなれ。

こゝに天祖國常立尊、伊弉諾、伊弉册の二神に勅して宣はく、「豐葦原の千五百秋の瑞穂の地あり、汝往きてしらすべし」とて、即ち天の瓊矛を授け給ふ。この矛、又は天の逆戈とも、二神この矛を授かりて、天の浮橋の上に佇みて、矛をさし下してかき探り給ひしかば、滄海のみありき。その矛の鋒より滴り落つる潮凝りて一つの島となる、これを磯敷廬島といふ。この名につきて祕説あり。神代梵語に通へるか、その所も明かに知る人なし。大日本の國寶山なりといふ。口傳あり。二神この島に降りまして、即ち國の中の柱を

たて、八尋の殿を化作て、共に住み給ふ。さて陰陽和合して夫婦の道あり。この矛は傳へて天孫從へて天降り給へりともいふ。又垂仁天皇の御宇に、大倭姫の皇女、天照大神の御教のまゝに國々を巡り、伊勢の國に宮所を求め給ひし時、大田命と神參りあひて、五十鈴の河上に寶物を守り置ける處を示し申し、に彼の天逆矛、五十の金鈴、天宮の圖形ありき。大倭姫命悦びて、その所を定めて神宮を立てらる。寶物は五十鈴の宮の酒殿に納められきともいふ。又瀧祭の神と申すは龍神なり。その神あづかりて地中に納めたりともいふ。一には大倭の龍田神は、この瀧祭と同體にます。この神の預りたまへるによりて天柱國柱といふ御名ありともいふ。昔破馭廬島に持ち下り給ひし事は明かなり。世に傳ふといふことは覺束なし。天孫の從へ給ふならば、神代より三種の神器の如く傳へ給ふべし。さし離れて五十鈴の河上にありけむもあぼつかなし。但し天孫も、玉矛はみづから從へ給ふといふこと見えたり。古語拾遺のされど矛も、大汝神の奉らるゝ國を平げし矛もあれば、いづれといふ事を知りがたし。寶山に留りて、不動のしるしとなりけむ事や正説なるべからむ。龍田も寶山近き所なれば、龍神

を天柱國柱といへるも深祕の心あるべきにや。凡そ神書にさまざまの異説あり。日本紀、舊事本紀、古語拾遺等に載せざらむ事は、末學の輩、偏に信用し難かるべし。かの書の中、猶一決せざる事多し。況や異書におきては正とすべからざるをや。

【しらす】治むること。【天の瓊矛】玉にて飾つた矛。天は美稱。【逆戈】榮え矛の義。【寛返戈】邪神を退くる矛の義。【天の浮橋】天と地との間を、神々の通はれる路に架つて居たといふ橋。【破馭廬島】潮の滴の自然に凝つて出来た島の義。その所在地は諸説あるが、いづれ淡路の近海にあつたものであらう。【國の中の柱】國の中央なる柱。【八尋殿】八は彌の義で、廣大なる御殿。【陰陽和合して夫婦の道あり】陰陽の二神和らぎ合つて夫婦の契をなされたといふ意。【天孫】瓊々杵尊。【御宇】宇内を統御する、即ち天下を治むることより轉じて御代といふ意に用ゐる。こゝも御代の意。【五十鈴の河】伊勢國度會郡。【天宮の圖形】高天原なる天照大神の宮殿の繪圖。【神宮】伊勢の皇大神宮即ち内宮をいふ。【瀧祭神】これは石壇のみで神殿はないとのこと。【大倭の龍田神】大和國生駒郡三郷村立野の龍田神社のこと。【瀧祭と同體】瀧祭神は龍神といひ、龍田神は風神なれば、同體といふは誤。【おぼつかなし】確ならぬこと。【玉矛は自ら從へたまふ】これは、古語拾遺に「即以ニ八咫鏡及草薙劍二種神寶ニ授ニ賜皇孫ニ永爲ニ天靈ニ矛玉自從」とあるによつたのである。【大汝神の

奉らるゝ國を平げし矛】大汝の神は大國主命の別名。大國主命が平國矛を、經津主神、武甕槌神に授けたことは、古語拾遺に「以三平國矛授二神二曰吾以此矛卒有治功、天孫若用此矛治國必當平安」と見えてゐる。【寶山】所在明かでない。龍田も寶山に近いとあるに、れば、生駒郡の寶山寺の地でもあらうか。【不動のしるし】大御代の動きなき兆の意か。【日本紀】三十卷。元正天皇の御代、舍人親王等の勅を奉じて撰録せられたる書。神代より持統天皇までの國史。六國史の第一。【舊事本紀】十卷。神代より推古天皇までの事を書いたもの。聖德太子の撰と傳ふれど、實は後人の偽作である。【古語拾遺】一卷。平城天皇の大同年、齋部廣成が古道の衰へたのを歎いて上奏した書で、神代以後の事蹟の大略を記したもの。【末學】後學に同じ。後進の學者。【彼の書の中云々】日本紀、舊事紀、古語拾遺にすら、確に定めがたい事が多い。

かくてこの二神相計ひて八つの島をうみ給ふ。まづ淡路の洲を生みます、淡道穗之狹別と云ふ。次に伊豫の二名の洲を生みます、一身に四面あり。一を愛比賣といふ、これは伊與なり。二を飯依比古といふ、これは讃岐なり。三を大宜都比賣といふ、これは阿波なり。四を速依別といふ、これは土佐なり。次に筑紫の洲を生みます。又一身に四面あり。一を白日別といふ、これは筑紫なり。後に筑前、筑後といふ。二を豊日別といふ、これは豊

○桂月曰く、「神世のわざなれば誠に測り難し」とは、意味深長なる哉。固陋と云ふこと莫れ。萬事科學にて解せむとするこそ、却つて固陋なれ。

國なり。後に豊前、豊後といふ。三を速日別といふ、これは肥の國なり。後に肥前、肥後といふ。四を豊久士比泥別と云ふ、これは日向なり。後に日向、大隅、薩摩といふ。筑紫、豊國、肥國、日向などいへるも、二次に壹岐の洲を生みます、天比登都柱といふ。次に對馬の洲を生みます、天狹手依比賣といふ。次に隱岐の洲を生みます。天忍許呂別といふ。次に佐渡の洲を生みます、建日別といふ。次に大日本豊秋津洲を生みます、天御虚空豊秋津根別といふ。すべてこれを大八洲といふなり。この外あまたの島を生み給ふ。後に海山の神、木のおや、草のおやまで、悉く生みましてけり。何れも神にませば、生み給へる神の、洲をも山をも作り給へるか、はた洲山を生み給ふに、神のあらはれましけるか、神世のわざなれば誠に測り難し。

【この二神】伊弉諾、伊弉册の二神。【一身に四面あり】人の身の一體に、四の顔のあるやうに別れたのをいふ。【速依別】古事記には建依別とある。【筑紫の洲】今の九州のこと。【海山の神】海の神は大綿津見神、山の神は大山津見神といふ。【木のおや草のおや】木のおやは久々能知神、草のおやは鹿屋野比賣神、一名を野稚神といふ。

二神また計らひて宣はく、われ既に大八洲國及び山川草木を生めり、如何

○桂月曰く、『三柱』の柱を神に用ゐるは、日本獨得、神國の神國たる所以也。『一頭の馬』、『一羽の鳥』、『一尾の魚』などの例にて、人間ならば、『一人の男』、『二人の女』などといふ。若しも『一人の神』、『三人の神』などと云ふならば、これ日本人に非ず。『一柱の神』、『三柱の神』こそ眞に神なれ。我祖先は實に能く『柱』を活用したるもの哉。

三〇  
に天の下の君たるものを生まざらむやとて、先づ日神を生みます。この御子光り麗しくして國の内にてりとほる。二神悦びて、天に送りあげて、天上の事を授け給ふ。この時天地相距る事遠からず、天の御柱を以てあげ給ふ。これを大日靈尊と申す。靈の字は靈と通ずべきなり。陰氣を靈といふと、いへり。女神にましませば、おのづから相かなふにや。又は天照大神とも申す。女神にてましますなり。次に月神を生みます。その光日につげり、天にのぼせて夜の政を授け給ふ。次に蛭子を生みます。三とせになるまで脚たえず。天の磐櫓樟船にのせて、風のまに／＼放ち捨つ。次に素戔嗚尊を生みます。勇みたけく不忍にして父母の御心になはず。根の國にいねと宣ふ。この三柱は男神にましますに依りて、一女三男と申すなり。すべてあらゆる神、みな二神の所生にましますと、國の主たるべしとて生み給ひしかば、殊更にこの四神を申し傳へけるにこそ。その後、火の神軻突智を生みまし、時、陰神やかれて神退給ひにき。陽神恨み怒りて火の神を三段に切る。その三段各神となる。血のしたゝりそ、いて神となり。經津主の神、齋主の神とも申す。今、健甕槌の神、武雷の神とも申す。今、鹿島の神。の祖なり。陽神なほ慕ひて黄泉までおはしまして、さまざまの誓ありき。陰神うらみて

この國の人を、一日に千頭殺すべしと宣ひければ、陽神は千五百頭を生むべしと宣ひけり。仍りて百姓をば天益人とも云ふ。死するものよりも、生まるものゝ多きなり。陽神かへり給ひて、日向の小戸の橋の檣原といふ所にて御祓し給ふ、この時あまたの神化生し給へり。日月神もこゝにて生まれ給ふと云ふ説あり。伊弉諾尊、神功既に終りにければ、天上にのぼり、天祖に報命申して、即ち天に留まり給ひけるとぞ。或説に伊弉諾、伊弉冊は梵語なり。伊舍那天、伊舍那后なりともいふ。

【この時天地相距ること遠からず云々】この時天地開闢の後間もない時で、天地の距離が遠くなかつたので、大神を天の御柱の上に載せて天上にお送りなされた。【蛭子】身體の蛭のやうにぐた／＼して居たので名づけたもの、古事記の傳によると、蛭子をお生みになつたのは、大八洲よりも前のことである。【天の磐櫓樟船】樟で造つた船。天は美稱、磐は堅牢の意。【風のまにまに】風の吹くにまかせて。【不忍】殘忍なこと。【根の國】地の底にある國。【いれ】去れ、退去せよの意。【殊更にこの四神を云々】特にこの四神を、二神の御子といひ傳へたのであらうとの意。【陰神やかれて神退給ひにき】伊弉冊尊火傷して死去せられた。【軻取の神】今の下總の香取神宮。【鹿島の神】今の常陸の鹿島神宮。【黄泉】古來死んだ人の行く所と信ぜられた所。【天益人】次第に繁殖して、ゆく人といふ意。【日向の小戸の橋】

の憶原】古事記には筑紫日向橋小門阿波岐原とある。その地は今の筑前國那珂郡住吉社の近傍。同郡仲村、絲島郡芥屋大門、日向國宮崎郡等の諸説がある。【御祓】身祓の意で、身體の汚穢を洗ひ滌ぐこと。即ち黄泉國で種々穢いものに觸れたので、それを洗ひ滌がれるのである。【日月神も云々】古事記の傳へがさうである。【神功】國土經營のこと。

○桂月曰く、從來の學者、『高天原』の一説にのみ執著して、其所在を知るに苦しめるが親房は五百年の前既に三説を列擧し、一は高天原、二は日少宮、三は我日本國とし、八咫の御鏡を引用して、三所に優劣なしと斷ぜるは卓識と云ふべき哉。

○地神第一代大日靈尊、これを天照大神と申す、また日神とも皇祖とも申すなり。この神の生まれ給ふこと三つの説あり。一には伊弉諾、伊弉册尊相計らひて、天下の主を生まざらむやとて、まづ日神を生み、次に月神、次に蛭子、次に素戔嗚尊を生み給ふといへり。又は伊弉諾尊、左の御手に白銅の鏡を取りて、大日靈尊を化生し、右の御手に取りて月弓尊を生じ、御首を回らして顧み給ひし間に、素戔嗚尊を生むともいへり。又は伊弉諾尊、日向の小戸の川にて御祓し給ひし時、左の御眼を洗ひて天照大神を生じ、右の御眼を洗ひて月讀尊を生じ、御鼻を洗ひて素戔嗚尊を生じ給ふともいふ。日月神の御名も三つあり。化生の所も三つあれば、凡慮計り難し。又おはします所も、一には高天原といひ、二には日少宮といひ、三にはわが日本國これなり。八咫の御鏡を執らせましたして、われを見るが如くに

せよと勅し給ひけること、和光の御誓も顯はれて、殊更に深き道あるべければ、三所に勝劣の義をば存すべからざるものなり。

【伊弉諾尊伊弉册尊相計らひて云々】これは日本紀の説。【伊弉諾尊左の御手に云々】これは日本紀一書の説。【白銅の鏡】眞澄の鏡とも書く。ときすまして曇なき鏡。【伊弉諾尊日向の云々】前にもいつた通り、これは古事記の説である。【日月神の御名も三あり】前の三説中に、日神、大日靈尊、天照大神、月神、月弓尊、月讀尊と見えたの指したるもの。【凡慮計り難し】凡人の考ては推測されぬ。【おはします所】天照大神の御座所。【八咫の御鏡を云々】天孫降臨の時のこと。八咫の鏡とは咫に餘れる鏡といふこととて、大きな鏡といふ意。八は彌の借字、咫は大指と中指とを廣げた長さをいふ。【和光の御誓も云々】和光は老子に「和光同其塵」とあるより出た語で、尊き神も、人を救ふために、或は卑しいさまを顯し、凡人などに交つて功德を施すやうなことをいふので、こゝも天照大神の神勅に、和光同塵の義が顯れて居るといふのである。【勝劣】優劣に同じ、まさりおとり。

こゝに素戔嗚尊、父母二神にやはられて、根の國に至り給ふべかりしが、天上に詣てて姉の尊に見え奉りて、ひたぶるにいなむと申し給ひければ、許しつとの給ふ。仍りて天上にのぼります。大海轟き山嶽なり响えき。この神の性たけきが然らしむるになむ。天照大神驚きましまして、兵の備を



○桂月曰く、我國上代稚兒を「わき兒」と云ひ、後「わか兒」と轉ぜり。僻事にもあらず、間違にもあらざる也。

して待ち給ふ。かの尊黒き心なき由を答へ給ふ。さらば誓約をなして、清きか黒きかを知るべし。誓約の御中に女を生ませば黒き心なるべし、男を生ませば清き心ならむとて、素戔嗚尊、日神に奉られける八坂瓊の玉を取り給ひしかば、その玉に感じて男神化生し給ふ。素戔嗚尊悦びて、まさやあれかちぬと宣ひけるによりて、御名を正哉吾勝々速日天忍穗耳尊と申す。これは古語拾遺の説。又の説には素戔嗚尊、天照大神の御頸に懸け給へる御統の瓊玉をこひ取りて、天の眞名井にふりすゞぎ、これをかみ給ひしかば、まづ吾勝尊生れます。その後なほ四柱の男神生れ給ふ。物ざねは、わが物なればわが子なりとて、天照大神の御子になし給ふといへり。これは日本紀の一説なり。この吾勝尊をば大神めぐしとおぼして、常に御脇もとに据え給ひしかば腋子といふ。今の世に、幼き子をわか子といふは僻事なり。

【父母二神にやはられて】これは日本紀の説である。やはらはるは、追ひ遣られる意。【ひたぶるにいなむと云々】ひたぶるは強ひての意。強ひて天照大神に暇乞して往かうといはれたので、二神は許すと仰せられたの意。【大海淵き云々】素戔嗚尊が天に上られた時には、大海は鳴り響き山嶽は怒號した。【この神の性云々】この尊の性質勇猛なので、自然その勢に依り

てかうなつたのである。【黒き心】邪な心。【誓約】神祇に祈請して、豫め其事の成否吉凶正邪等を知る事。【生まれせば】生まれの意。【八坂瓊の玉】麗はしく光り赫く玉の義。【まさやあれかちぬ】正にマア吾は此争に勝つた。【御統の瓊玉】多くの玉を、緒に貫いて統べ括つたもの。頸や手などにまいて飾とする。【天の眞名井】井の美稱で、一つの井戸の名ではない。【ふりすゞぎ】うち振つて洗ふ。【かみ】噛み砕く。【四柱の男神】天穗日命、天津彦根命、活津彦根命、熊野久須毘命。【物ざね】その物の種となるべきものをいふ。こは御統の瓊玉をさしたるのである。【めぐし】かはゆらしの意。【常に御脇もとに云々】忍穗耳尊を愛して、いつも御身の傍にすゑ給うたので、尊のことを腋子といつたとの意。これは古語拾遺に「是以天照大神育吾勝尊」特甚鍾愛常懷二腋下一稱曰三腋子今俗號三稚子謂三和可古、是其轉語也とあるによられたのであらう。【僻事】間違つたこと。道理にはづれたこと。

かくて素戔嗚尊なほ天上にましけるが、さまたまの科を犯し給ひき。天照大神怒りて天の石窟に籠り給ふ。國の中とこやみになりて、晝夜の辨なかりき。もろもろの神たち愁へ歎きたまふ。その時諸神の上首にて高皇産靈尊といふ神ましましき。むかし天御中主尊、三柱の御子おはします。長を高皇産靈と申す。次をば神皇産靈、次を津速産靈といふと見えたり。陰陽二神こそ始めて諸神を生じ給ひしに、直に天御中主の御子といふ事おぼ

○柱月曰く、三種の神器の中の鏡と玉との由來、こゝに出たり。唯愛玩の意に出づるに非ず。國民の祖先が皇祖を慕ふの誠心より出たり。斯くてこそ我國の神器は尊けれ

つかなし。この三柱を天御中主の御子といふ事は、日本紀には見えず、古語拾遺の説なり。この神天の安河の邊にして、八百萬の神を集へて相議り給ふ。その御子に思兼といふ神のたばかりにより、石凝姥といふ神をして、日神の御形の鏡を鑄せしむ。その始め鑄たりし鏡、諸神の心にあはず。これは紀伊國日次に鑄給へる鏡うるはしうましませしければ、諸神悦び崇め給ふ。初は皇居にましましき。今伊勢五又天明玉の神をして八坂瓊の玉を作らしめ、天日鷲の神をして青幣、白幣を作らしめ、手置帆負、彦狭知の二神をして、大峽、小峽の材を切りて瑞の殿を作らしむ。この外くさず。その物既に備りしかば、天香山の五百箇の眞賢木を根こじにこじて、上枝には八坂瓊の玉を取りかけ、中枝には八咫の鏡を取りかけ、下枝には青和幣、白和幣をとりかけ、天太玉命高皇產靈の子にして捧げ持たしむ。天兒屋命津速產靈の子、或は孫ともをして祈禱らしむ。天鈿目命、眞辟の葛をかづらにし、蘿葛を手纏にし、竹の葉飲憩木の葉を手草にして、著鐸の矛を持ちて、石窟の前にして俳優して、相共にうたひまふ。また庭燎を明かにして、常世の長鳴鳥を集へて互に長鳴せしむ。これは皆神樂の起なり。天照大神聞食して、我はこのころ石窟に隠れ居り、葦原の中津國はとこやみならむ、

いかに天鈿目命、かくゑらぐやとおぼして、御手を以て細目にあけて見給ふ。時に天手力雄命といふ神、思兼の神の子磐戸の脇に立ち給ひしが、その戸をひきあけて新殿に移し奉る。中臣の神、天兒屋命なり。忌部の神命なり。しりくめなはを古語拾遺には、日の御繩とかく、これ日影之象也と云ふ。引きめぐらして、な歸りましそと申し上ぐるに、天始めて晴れてもろもろともに相見る、面みな明かに白し。手をのべて歌ひ舞ひて、あはれ天の明なり。あなちもしろ、古語に甚切なるをみなあなと云ふ。面白はもろくのおもて、あなちもしろ、竹の葉のあけ。木の名也、そのはあきらかにしろきなり。あなたなし、あなちやけ、天鈿目の持ち給へる手草なり。かくて罪を素戔嗚尊によせて、おほするに千座の置戸を以てし、首の髪、手足の爪を抜きて贖はしめ、その罪をはらひて神遂にやはれき。

【天の石窟】 堅牢なる家屋の意。【とこやみ】 常闇にて、常に夜ばかりなる事。【上首】 かしら。首席。【天の安河】 高天原にある川の名。やすは彌洲て洲の多い河、流の數條ある大河をいふのであらう。【八百萬の神】 多くの神の意。【たばかり】 はからひ。たは接頭語。【日神の御形の鏡】 天照大神と同じ様に光り輝やく鏡。【心にあはず】 氣に入らぬ。【日前の神にます】 此鏡は日前神の御神體であるとの意。日前神社は紀伊國海草郡にある。【青和幣白和

幣【和幣は幣帛の一種。ニギタへの意。ニギハ熱、タへは絹布類の總稱で、即ち精製した布の意、青和幣は麻で、白和幣は木綿である。】大峽小峽【峽は山と山との間のこと。大小の谿谷。】瑞の殿【麗はしい宮殿。ミアラカは御在所の意。】その物既に云々【準備すべき物が既に調うたから。】五百箇の眞賢木【枝の多く繁つた樹。】根こじにこじて【根のまゝに掘り抜いて。】眞眸の葛【常緑な蔓草。】かづら【昔蔓草を頭髮の飾としたもの。】蘿葛【苔の類。深山の樹梢などから垂れ下る。さがりこけとも、さるをかぜともいふ。】飲醜木【どんな木だか詳でない。】手草【手に取持つ料とすべきもの。】著鐸の矛【鈴を著けた矛。】俳優【種々滑稽な状をなすこと。】庭燎【庭前で焼く火。】常世の長鳴鳥【雞のこと。常に夜である時代に、聲を長く引いて鳴くので、名づけたのだといふ。】葦原の中津國【我が國の古稱。】ちぐ【ちみ榮え樂むこと。】しりくめなは【今の注連繩。しりは藁の木で、くめは、こめ、藁の尻を切り捨てず、そのまま、こめ置いた繩の意。端出之繩も同じ意で、日影之象とは、稻の垂れ下つた様を日の光のさすのに見立てたのであらう。】な踊りましそ【再び石窟に踊り給ふなどの意。】あはれあなおもしろ云々【あはれもあなも共に感歎の詞、おもしろは神々の顔面の白く明かに見えたをいひ、さやけは神々の明亮に見えたのをいふ。おけは木の葉の聲といへど詳でない。】千座の置戸【罪人に罪を贖はする爲に科する祓物。千はその数の多、い、ないひ、座はその祓物を据え置く物、置はその物を持出して祓する處に置く意よりいひ、戸はその祓物をさしていふのだといふ。】神逐【追放。神のなされたこと故、神の字を添へたのである。】

○桂月曰く、三種の神器の中の劔の由来、ここに出てたり。これも人を斬らむが爲めに出でたるに非ず。人を救はむが爲めに暴を懲さむとして出てたり。かくてこそ他の鏡玉と同じく尊けれ。三種の神器は所謂珍寶名器の比に非ず、又支那の鼎の比にも非ず、神器の神器たる所以は其由来に在る也。

かの尊天より降りて、出雲の簸の川上といふ所に至り給ふ。其處に一の翁と姥とあり、一の少女をすゑて、かきなでつゝ泣きけり。素戔嗚尊誰そと問ひ給ふ。われはこれ國神なり、脚摩乳、手摩乳といふ。この少女はわが子なり、奇稻田姫といふ。さきに八箇の少女あり、年毎に八岐の大蛇の爲に吞まれし。今この少女亦吞まれなむと申しければ、尊我にくれむやと宣ふ。勅のまゝに奉ると申しければ、この少女を湯津のつま櫛に取なし、鬘にさし、八醜の酒を八つの槽にもりて待ち給ふに、果してかの大蛇來れり。頭各一槽に入れて吞み酔ひて眠りけるを、尊はかせる十握の劔を抜き、寸々に切りつ。尾に至りて劔の刃少しかけぬ。割きて見給へば一の劔あり。その上に雲氣ありければ、天の叢雲の劔と名づく。日本武尊に至り改めてより熱田の社にます。これ奇しき劔なり。われ何ぞあへて私にむけらむやと宣ひて、天照大神に奉り上られにけり。その後出雲の清の地に至り、宮をたて、稻田姫と住み給ふ。大己貴神も云ふ。を生ましめて、素戔嗚尊は竟に根の國に出でましぬ。大汝神この國に留りて、今の出雲の大天下を經營し、葦原の地を領し給ひけり。仍りてこれを大國主神とも大物主とも申す。その幸魂奇魂は

大倭の三輪の神にます。

【簸の川上】簸の川は出雲國大原郡にある川。【かきなてつゝ】撫てさすりながら。【國神】この國の神といふ程の意。【さきに八箇の少女あり】もと八人の女子を持つて居たの意。【湯津のつま櫛にとりなし】奇稻田姫を湯津のつま櫛に變化させて。湯津は五百箇の約て數の多いこと。つま櫛は齒の多くある櫛。【みづら】上古男子の頭髮の結方の名。頭髮を左右に二つに分けて、角のやうに結び縮れたもの。【八醜の酒】幾度もかりかへして醸造した酒。即ち精良の強い酒。【はかせる】佩いて居られた。【十握の劔】長さ十握ある劔。【おけらむや】置きてあらむやにて、持つべきにあらざるの意。【清】須賀とも書く。出雲國大原郡。【出雲大神】出雲國簸川郡杵築町なる出雲大社のこと。又杵築大社ともいふ。【幸魂奇魂】人民に幸福を與へ奇特を顯す神靈。【三輪の神】大和國磯城郡三輪町の大三輪、又大神に作る、神社のこと。

○第二代正哉吾勝々速日天忍穗耳尊、高皇產靈尊の女栲幡千千姫命にあひて、饒速日尊、瓊々杵尊を生ましめ給ふ。吾勝尊、葦原の中洲に下りますべかりしを、御子生まれ給ひしかば、かれを下すべしと申し給ひて、天上に留ります。饒速日尊を下し給ひし時、外祖高皇產靈尊、十種の瑞寶を授け給ふ。瀛津鏡一、邊津鏡一、八握劔一、生玉一、死反玉一、足玉一、道反玉一、蛇比禮一、

蜂比禮一、品物比禮一これなり。この尊早く神さり給ひにけり。凡そ國の主としては下し給はざりしにや。吾勝尊下り給ふべかりし時は、天照大神三種の神器を傳へ給ふ。後に又瓊々杵尊にも授けましゝに、饒速日尊はこれを得給はず、然れば日嗣の神にはましますぬなるべし。この事舊事本紀の説なり。大神、吾勝尊は天上に留り給へど、地神の第一二にかぞへ奉る、その始め天下の主たるべしとして生まれ給ひし故にや。

【あひて】娶りて。【下りますべかりしを】お下りになる筈であつたのを。【御子】瓊々杵尊。【外祖】母方の祖父。【瀛津鏡邊津鏡】二つの鏡を海の沖と岸とに準して名づけたもの。【八握劔】長さ八握ある劔。【生玉死反玉足立道反玉】生玉は生き榮ゆる徳の玉、死反玉は死者を蘇生さする徳ある玉、足玉は充ち足りて不足のないやうにする玉、道反玉は邪神を道より追返す徳ある玉。【蛇比禮蜂比禮品物比禮】比禮とは何でもすべて打ち振る物をいふ。これを振れば蛇が退散し、蜂が逃げ去り、種々の悪しきもの、夫る比禮である。【日嗣の神にはましますぬなるべし】皇統をつぎ給ふ神ではないのであらう。

○第三代天津彦々火瓊々杵尊、天孫とも皇孫とも申す。皇祖天照大神、高皇產靈尊いつきめぐみましまして、葦原の中洲の主となして天降し給はむと

す。こゝにその國の邪神荒れてたやすく下し給ふ事難かりければ、天稚彦といふ神を下して見せ給ひしに、大汝神の女下照姫にとつぎて返りごと申さず、三歳になりぬ。仍りて無名雉を遣はして見せられしを、天稚彦射殺しつ。その矢天上に上りて大神の御前にあり。血にぬれたりければ、怪め給ひて投げ下されしに、天稚彦新嘗して臥せりける胸に當りて死せぬ。世に返矢を忌むはこの故なり。更に又下さるべき神を選ばれし時、經津主命織取の神武甕槌神鹿島の神に勅を受けて下りましけり。出雲國に至り、はかせる劍をぬきて地につきたて、その上に居て、大汝神に大神の勅を告げ知らしむ。その子都波八重事代主神今葛木の相共に隨ひ申しぬ。次の子健御名方刀美神今の諏訪の隨はずして逃げ給ひしを、諏訪の湖まで追ひて攻められしかば、また隨ひぬ。かくて諸の惡神をば罪なへ、まつろへるをばほめて、天上に昇りて返りごと申し給ふ。大物主神大汝神は、この國を去り、やがて隠れ給ふ三輪の神にま事代主の神、相共に八十萬の神をひきゐて天に詣づ。大神ことにほめ給ひき。宜しく八十萬の神を領して皇孫を守りまつれとて、まづ返し下し給ひけり。

【いつきめぐみましまして】 大切にかしづき憐み育て給ひて。【とつぎて】 結婚して。【新嘗】 新嘗の祭。新米の出来た頃、その米を神にも獻じ、自分も食ふ祭。【臥せりける】 寝て居た。【返矢】 一度放つた矢を、彼方より更に射返す事。【葛木の鴨にます】 大和國南葛城郡に事代主命の社がある。【諏訪の神】 信濃國諏訪郡中洲村の諏訪上社。【諏訪の湖】 信濃國諏訪郡。【罪なへ】 罪を定めて刑を行ふこと。【まつろへる】 歸順すること。服従すること。

その後天照大神、高産靈尊相ばかりて皇孫を下し給ふ。八百萬の神、勅を承りて御供に仕う奉る。諸神の上首三十二神あり。その中に五部の神といふは、天兒屋命中臣の祖天太玉命忌部の祖天鈿女命瓊女の祖石凝姥命鏡作の祖玉屋命玉作の祖なり。この中にも中臣、忌部の二神は、むねとの神勅をうけて皇孫を扶け守り給ふ。又三種の神寶を授けまします。先づ豫め皇孫に勅して宜く、「葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是吾子孫可王之地也、宜爾皇孫就而治焉、行矣、寶祚之隆、當與天壤無窮者矣」。又大神御手に寶鏡を持ち給ひ、皇孫に授けて祝て、「吾兒視此寶鏡、當猶視吾、可與同床共殿、以爲齋鏡」と宣ふ。入坂瓊の曲玉、天の叢雲の劍を加へて三種とす。又この鏡の如くに分明なるをもちて天下に照臨し給へ、入坂瓊のひろがれる水如く、曲

妙を以て天下をしらしめせ、神劔を提げて、まつろはざるものを平げ給へと勅ましましけるとぞ。

【諸神の上首三十二神あり】諸神を率ゐて仕へまつる重立つた神三十二柱ある。【五部の神】五つの部族を統ぶる神の意。【中臣忌部の二神】天兒屋命と天太玉命をいふ。【むれとの神劔をうけ】重なる神劔を受け。この事は書紀の一書、又古語拾遺に、中臣忌部の二神に、汝二神は同じく殿内に侍ひて防護を爲せ」といふ神劔のあつたことが見えて居る。【實祚】天皇の御位。【天壤】天地。【齋鏡】齋き祭る御鏡の意で、大神の御靈代とすること。【分明なるをもちて云々】明德を修めて君臨し給へとの意。【八坂瓊の曲玉】彌真明の瓊の目赫玉まあかで、光り赫く玉の義ともいひ、又八坂は長きこと、坂は指の股を開いて度つた長さ、八は多いこと、瓊は美玉、曲玉は曲つた形の玉で、それを多く緒に貫いて長い珠数のやうにしたものだともいふ。本書は、後に「ひろがれるが如く」とあれば、後説をとられたのである。【照臨】高い所にゐて光り照らすこと。下を治むること。【八坂瓊のひろがれるが如く云々】八坂瓊の曲玉の長く廣いやうに、行渡らぬ所なく、和に穩に靈妙の御心もて天下を治め給へとの意。しらしめせは治め給へ。【まつろはざるもの】歸順せざるもの。服従しないもの。【勅ましましけるとぞ】勅あらせられたといふことだの意。

○桂月曰く、世界中

この國の神靈として皇統一種正しくましますこと、誠にこれ等の勅に見え

唯我國だけが萬世一系の天皇を奉ずる國也。而して神器のある處、即ち正統のある處也。親房は正統を説くと共に、この書前後數回に亘りて、神器を説くこと懇切にして其精を極む。殊にこの一段、理を盡し、情を盡し、知識を盡して、縦横自在、絶代の名文也。

たり。三種の神器世に傳ふる事、日月星の天にあるに同じ。鏡は日の體なり、玉は月の精なり、劔は星の氣なり、深き習ひあるべきにや。抑もかの寶鏡は、さきに記し侍る石凝姥命の作り給へりし八咫の御鏡、八咫に口傳あり。玉は八坂瓊の曲玉、玉屋命天明玉と云ふ。作り給へるなり。八坂にも口傳あり。劔は素戔烏尊の得給ひて、大神に奉られし叢雲の劔なり。この三種につきたる神劔は、まさしく國を保ちますべき道なるべし。鏡は一物をたくはへず、私の心なくして、萬象を照すに是非善惡の姿あらはれずといふ事なし。その姿に従ひて感應するを徳とす、これ正直の本源なり。玉は柔和善順を徳とす、慈悲の本源なり。劔は剛利決斷を徳とす、智惠の本源なり。この三徳を翕あはせ受けずしては、天下の治らむこと誠に難かるべし。神勅明かにして、詞つづまやかに、むね廣し。剩へ神器にあらはし給へり。いと忝なき事にや。中にも鏡を本とし、宗廟の正體と仰がれ給ふ。鏡は明を形とせり、心性明かなれば、慈悲決斷はその中にあり。又まさしく御影をうつし給ひしかば、深き御心を留め給ひけむかし。天にあるもの日月より明かなるはなし。仍りて文字を制するにも、日月を明とすといへり。わが神大日の靈みたまにましますれば、明德を以て

照臨し給ふこと、陰陽におきてはかりがたし。冥顯につきて頼みあり。君も臣も神明の光胤を受け、或はまさしく勅を受けし神達の苗裔なり。たれかこれを仰ぎ奉らざるべき。この理を悟りその道に違はずば、内外典の學問もこゝに極まるべきにこそ。されどこの道の弘まるべき事は、内外典流布の力なりといひつべし、魚をうる事は網の一目によるなれど、衆目の力なければ、これを得ること難きが如し。應神天皇の御代より儒書を弘められ、聖德太子の御時より釋教を盛にし給ひし、これ皆權化の神聖にましませば、天照大神の御心を受けて、わが國の道を弘め深くし給ふなるべし。

【この國の神靈として云々】我が皇室は神胤にましまし、その御系統一筋で正しくあらせらるる事は、この神勅にて明に知らるとの意。【三種の神器云々】三種の神器の缺けず崩れず、世に傳はる事は、恰も日月星の天にありて常に變らぬに同じ。【鏡は日の體なり云々】鏡は太陽の形を摸し、玉は月の精髓を表し、鈿は星の氣にならふ。今この日月星を表する三種の神器を皇孫に賜うたのは、深意のあらせらるゝ事であらう。【八咫に口傳あり】八咫といふことには秘説があつて、口づから熱心の者に語る外、容易に書き顯されぬとの意。口傳とは秘密の大事を、師が直接口で弟子に傳ふること。【この三種につきたる神勅云々】この神器につきての神勅(即ちこの鏡の如くに分明云々の一段の神勅)は疑もなく國家を平安に治め給ふべ

き方法といふべしとの意。【鏡は一物をたくはへず云々】鏡は本來の色といふものがないから、それに映る物は皆その自然の形を顯して、是非善惡そのまゝに見えぬといふことはない。故に先方次第でどんな事でも自在に相應するのが鏡の持前で、實に正直の根源である。【萬象】さまざまのかたち、いろ／＼のもの。【感應】人々の信心の力が神佛に通ずること。【玉象】玉は柔和善順を徳とす云々】玉はおとなしくすなはなの持前であるから、物を憐み慈む本源である。【鈿は剛健決斷を云々】鈿は剛健鋭利で、一揮して亂麻を斷つやうなの持前とするが、事物の疑を決する才智の本源である。【詞約にしてむね廣し】語は簡略してその意味は深い。【剩へ神器に云々】その上その意を神器の上に示された。【宗廟の正體と仰がれ給ふ】伊勢大神宮の神體として祭られ給ふとの意。宗廟は祖先のたまや。【心性明なれば云々】心だに明であれば慈悲を加ふべき所には慈悲を加へ、決斷すべき所には果斷をするから、鏡の徳の中に鈿と玉との徳は含まれるとの意。【まさしく御影をうつし云々】御鏡は初め大神の御像を摸し造つたものだから、大神もこれに深く御心をうつし留め給うたのであらう。かしは歎辭。【陰陽におきて云々】陰陽も冥顯も共にかげひなた、目に見える現在の事と、目に見えぬ幽冥の事と、いづれにもその徳の勝れますこと。【光胤】光榮ある血筋。【苗裔】子孫。【内外典】内典と外典と。佛書を内典といひ、之に對して儒書その他の書を外典といふ。【爰に極まるべきにこそ】内外典を學ぶのも、つまりはこの道理を知り、道に背かぬやうにするに止まるとの意。【釋教】釋迦の教、即ち佛敎。【權化の神聖】權化した聖人。權化

とは、神佛が人を救ふために假に人の姿となつて、この世に生るゝをいふ。

かくてこの瓊々杵尊、天降りましゝに、猿田彦といふ神参りあひき。これちまたの神也。照りかがやきて目を合する神なかりしに、天鈿目女神ゆきあひぬ。皇孫いづくにか至りましますべきと問ひしかば、筑紫の日向の高千穂の櫛觸の峯にましますべし。われは伊勢の五十鈴の河上に至るべしと申す。かの神の申しましゝに、櫛觸の峯に天降りて、鎮り給ふべき所を求められしに、事勝國勝と云ふ神これも伊弉諾尊の御子、又は彌土の翁といふ。参りて、わが居たる吾田の長狭の御崎なむ宜しかるべしと申しければ、その所に住ませたまひけり。こゝに山の神大山祇の二の女あり。姉を磐長姫といふ。これは磐石の神なり。妹を木花開耶姫といふ。姉は形醜かりければ返しつ。妹を留め給ひしに、磐長姫恨み怒りて、我をもめさましかば、世の人は命ながくて磐石の如くあらまし。只妹をめしたれば、生めらむ子は木の花の如くに散り落ちなむと、詛ひけるによりて、人の命短くなれりとぞ。木花開耶姫めされて一夜に娠みぬ。天孫あやめ給ひければ、腹立ちて無戸室を作り籠り居て、

みづから火を放ちしに、三人の御子生れ給ふ。焰の起りける時生れますを火闌降命といふ。火の熾なりしに生れますを火明命といふ、後に生れますを火々出見尊と申す。この三人の御子をば、火もやかず、母の神もそこなはれ給はず、父の神悦びましましけり。この尊天下を治め給ふこと三十萬八千五百三十三年といへり。是よりさき、天上に留ります神達の御事は、年序はかり難きにや。天地分れしより以來の事、幾年を経たりと云ふこと見えたる文なし。抑も天竺の説に人壽無量なりしが、八萬四千歳になり、それより百年に一年を減じて、百二十歳の時、或は百歳ともいふ。釋迦佛出て給ふといへる、この佛の出世は、鷓鴣草葺不合尊の末さまの事なれば、神武天皇元年辛酉、佛滅の後二百九十年にあたる。百年に一年を増して是をはかるに、この瓊々杵尊の初めつ方は、迦葉といふ佛の出で給ひける時にや當り侍らむ、人壽二萬歳の時、この佛は出て給ひけりとぞ。

【ちまたの神】古事記及び書紀の二書に、猿田彦は天の八衢に立つて、皇孫を迎へたとあるのて、ちまたの神と書いたのであらう。【目を合する神】まともに相對する神。【高千穂の櫛觸の峯】その所在に就いて、今の日向國臼杵郡なる高千穂山といふ説と、大隅國始良郡なる



霧島山といふ説とあるが、近世の史家は多く後説に従つて居る。【吾田の長狭の御崎】古事記には笠沙の御崎、日本紀には吾田の長屋の笠狭の御崎とある。今の薩摩國川邊郡加世田港の邊だといふ。【めさましかげ】お召しになつたならば。【木の花の如く云々】生命短く死ぬるをいふ。【とこひける】のろうた、咒詛した。【あやめ給ひければ】怪み給うたから。不審に思召したので。【無戸室】出入口のない家屋。【末さまの事】晩年の事の意。【迦葉】迦葉波佛陀の略語、過去七佛とて、釋迦以前に七佛が順次に世に出現した中の第六番目の佛。

○第四代彦火々出見尊と申す。御兄火闌降命海の幸す。この尊は山の幸ましけり。試に相換へ給ひしに、各その幸なかりき。弟の尊の弓箭に兄の釣鉤をかへ給へりしを、弓箭をば返しつ。弟の尊、釣を魚にくはれて失ひ給ひけるを、あながちに責め給ひしに、せむ方なくて海邊にさまよひ給ひき。鹽土の翁この神のこと先に見ゆ。参りあひて、憐み申して謀をめぐらして、海神綿積わたつみの命小童こどもとの所に送りつ。その女を豊玉姫とよたまひめといふ。天神の御孫にめて奉りて、父の神に告げて留め申しつ。遂にその女にあひ住み給ふ。三とせばかりありて、故郷をおぼす御氣色ありければ、その女父にいひあはせて歸し奉る。大小のうろくづを集へて問ひけるに、口女くちめといふ魚、病ありとて見えず、

しひて召し出づれば、その口腫れたり。これをさぐりしに、失せにし釣をさぐりいづ。一には赤女といふ。又此の魚は名よしといふと見えたり。海神いましめて、口女今より釣くふな、又天孫の饌おぼんものにまゐるなとなむいひ含めける。また海神干珠しほむらたましほむらたま満珠みつたまを奉りて、兄を従へ給ふべきかたちを教へ申しけり。さて故郷に歸りまして、釣をば返しつ。満珠を出してねぎ給へば、潮満ち來て兄溺られぬ。惱まされわざをきて俳優の民とならむと誓ひ給ひしかば、干珠をもちて潮をしりぞけ給ひき。これより天日嗣を傳へましけり。海中にて豊玉姫とよたま姪み給ひしが、産期うむがつきに至らば、海邊に産屋うぶやを作りて待ち給へと申しき。果してその妹玉依姫たまよりひめをひきゐて海邊に行きあひぬ。屋を作りて鷓鴣うがの羽にて葺かれしが、葺きもあへず、御子うまれ給ふによりて、鷓鴣草うがくさ葺不合尊へがひあひの尊と申す。また産屋をうぶやといふ事も、この羽をふきける故なりとなむ。さても産の時見給ふなと契り申ししを、のぞきて見ましければ龍になりぬ。恥ぢ怨みて、我に恥みせ給はずば、海陸をして相通はしへだつる事なからましにとて、御子を捨て置きて海中へかへりぬ。後に御子のさらくしくましますことを聞き、あはれみあがめて、妹の玉依姫を奉りて、養ひまつらせけるとぞ。この尊、

天下を治め給ふこと六十三萬七千八百九十二年といへり。震旦の世の始をいへるに、萬物混然として相離れず、これを混沌といふ。その後軽く清る物は天となり、重く濁れる物は地となり、中和の氣は人となる、これを三才といふ。是まては我國の始りない。へるにかはらざるなり。その始の君盤古氏、天下を治むる事一萬八千年、天皇地皇人皇などいふ王相續いて、九十一代一八萬二千七百六十年、さきにあはすれば一十萬七千六百年、これ一説なり、實には明かならず。廣雅といふ書には、開闢より獲麟に至るまで、二百七十六萬歳ともいふ。獲麟とは孔子の在世、魯哀公の時なり。日本の懿德にあたる。しからは盤古のはじめは、この尊の御世の末つ方に當るべきにや。

【海の幸山の幸】幸とは身の爲に吉事をいふ。海の幸は海にて諸の魚を得ること、山幸は山にて諸の獸を得ること。【試に相換へ給ひ】海幸山幸を得る道具、即ち鈎と弓矢とを取換へられたのである。【あながらに】無理に。【めて】いつくしむ、愛すること。【あひ住み給ふ】豊玉姫を娶つて綿津見神の許に居られたのだ。【いひあはせて】話し合つて、協議して。【うろくづ】麟のことより轉じて魚のこと。【口女】古事記には赤海鱒魚とあり。書紀には赤女とあつて、注に「赤女鬮也」とある。【候】めしあがりもの。【兄か從へ給ふべきかたち】兄

を服従させる方法。【れぎ】祈る、願ふ。【俳優の民】滑稽の事をして人を慰めるひと。【産屋】昔子を産むために、新に造つた家。【ふきもあへず】まだ葺きも終へないに。【きら／＼しく】容貌の麗はしきも。【混然】物のいりまじつた貌。【中和の氣】清濁の中間のほどよい氣。【廣雅】魏の張揖の著せる字書。【獲麟】春秋に「哀公十四年春西狩、獲麟」とあるので、獲麟まてとは、魯の哀公十四年までの意である。【日本の懿德にあたる】哀公十四年は懿德天皇の三十二年に當る。

○第五代彦波瀲武鸕草葺不合尊と申す。御母豊玉姫の名づけ申しける御名なり。御姨玉依姫に嫁ぎて四柱の御子生ましめ給ふ。彦五瀬命、稻飯命、三毛入野命、神日本磐余彦尊と申す。磐余彦尊を太子に立てし、天日嗣をなむ續がしめましましたける。この神の御代七十七萬餘年の程にや、唐の三皇の初め伏羲といふ王あり。次に神農氏、軒轅氏、三代合せて五萬八千四百四十二年、一説には一萬六千八百二十七年、然らば此の尊の八十萬餘の年にあたるなり。親經中納言新古今集の序を書くに、伏羲皇徳の基して四十萬年といへり。いづれの説によれるにか、覺束なき事なり。その後少昊氏、顓頊氏、高辛氏、陶唐氏、有虞氏といふ五帝あり。合せて四百一年。その次に夏殷周の三代あり。夏には十七主四百三十二年、殷には三十主六百二十九年、周の世となりて第四代の主を

昭王といひき。その二十六年甲寅の年までは、周おこりて一百二十年、この年は葺不合尊の八十三萬五千六百六十七年に當れり。今年天竺に釋迦佛出生します。同じき八十三萬五千七百五十三年に、佛御年八十にて入滅し給ひけり。唐には昭王の子穆王の五十三年壬申に當れり。その後二百八十九年ありて、庚申に當る年、この神隠れさせました。すべて天下を治め給ふ事八十三萬六千四十三年といへり。これより上つかたを地神五代とは申すなり。二代は天上に留まり給ひ、三代は西州の宮にて多くの年を送ります。神代の事なれば、その行迹たしかならず。葺不合尊八十三萬餘年ましまし、に、その御子磐余彦尊の御世より、俄に人皇の代となりて、曆數も短くなりけること疑ふ人もあるべきにや。されば神道の事おしてはかりがたし。誠に磐長姫詛ひけるまゝ、壽命も短くなりしかば、神の振舞にもかはり、やがて人の代となりぬるにや。天竺の説の如く、次第ありて減じたりとは見えぬ。又百王ましますべしと申すめり。十々の百にはあらざるべし。窮なきを百といへり。百官百姓などいふにてしるべきなり。むかし皇祖天照大神、天孫の尊にみことのりせしに、「寶祚之隆當下

與<sup>こゝめつち</sup>天<sup>はまき</sup>壤<sup>はまき</sup>無<sup>な</sup>窮<sup>なかるべし</sup>とあり。天地も昔にかはらず、日月も光を改めず。況や三種の神器、世に現在し給へり。窮あるべからざるは、わが國を傳ふる寶祚なり。仰ぎて貴み奉るべきは、日嗣をうけ給ふ皇になむおはします。

【新古今集の序を書くに云々】新古今集の漢文序に「伏犧基皇德二而四十萬年、異域自難觀聖道之書焉云々」とあるを指す。新古今集は二十一代集の一。後鳥羽上皇の院宣によつて、土御門天皇の建仁三年撰進したもの。【入滅】滅度に入る義。死ぬこと。【この神隠れさせ葺不合尊は高千穂宮。】行迹たしかならず】事蹟が明でない。【曆數】年數といふに同じ。【百王ましますべし云々】當時、こんな俗説があつたものと見えて、愚管抄にも「人代となりて、神武の御後百王と聞ゆる、既に殘少く八十四代にもなりける」など見えて居る。【十々の百云々】十を十倍した百といふ數でなく、ただ多きをいうたのであらうの意。【わが國を傳ふる寶祚】わが國を受けつぎて、傳へ治め給ふ天皇の御位であるとの意。【すべらぎ】天皇の御事。天下をすべしらしめす君といふ意。

卷 一

○人皇第一代神日本磐余彦天皇と申す、後に神武と名づけ奉る。地神鷦鷯草葺不合尊第四の子、御母玉依姬、海神小童の第二の女なり。伊弉諾尊には六世、大日靈の尊には五世の天孫にまします。神日本磐余彦と申すは、神代よりのやまとことばなり。神武は中古となりて唐の詞によりて定め奉る御名なり。又この御代より代ごとに宮所を移されしかば、その所を名づけて御名ともす。この天皇をば橿原の宮と申すこれなり。また神代より至りて尊きを尊といひ、その次を命といふ。人の代となりては、天皇とも號し奉る。臣下にも朝臣、宿禰、臣などといふ號出來にけり、神武の御時より始れる事なり。上古には尊とも命とも兼ねて稱しけりと見えたり。世下りては、天皇を尊と申す事も見えず、臣を命といふ事もなし。古語の耳なれずなれる故にや。この天皇御年十五にて太子に立ち、五十一にて父の神にかはりて、皇位に即かしめ給ふ。今年辛酉の歲なり。筑紫日向の宮崎の

宮におはしましけるが、兄の神達及び皇子群臣に勅して東征の事あり。この大八洲は皆これ王地なり。神代幽昧なりしによりて、西偏の國にして多くの年序を送られけるにこそ。天皇舟楫をととのへ、甲兵を集めて、大日本洲に向ひ給ふ。道のついでの國々を平げ、大倭に入りまさむとせしに、その國に天の神饒速日尊の御末宇麻志間見命といふ神あり。外舅を長髓彦といふ。天神の御子兩種あらむやとて、軍を起して防ぎ奉る。その軍強くして、皇軍しばし利を失ふ。また邪神毒氣を吐きしかば、士卒みな病み臥せりき。爰に天照大神、健甕槌神を召して、葦原の中津洲さわぐ音す、汝行きて平げよとみことのりし給ふ。健甕槌神申し給ひけるは、むかし國を平げし時の劔あり。かれを下さば、おのづから平ぎなむと申して、紀伊國名草の村に高倉下命といふ神に示して、この劔を奉りければ、天皇悦び給ひて、士卒のやみふせりけるも皆起きぬ。又神魂命の孫武津之身命、大鳥となりて軍の御さきにつかふまつる。天皇ほめて八咫鳥と號し給ふ。また金色の鷓鴣下りて、皇弓の弭に居たり、その光照り輝けり。これによりて皇軍大に勝ちぬ。

【人皇】神代に對して、人の代となつての天皇といふ意。【神武は中古となりて云々】桓武天皇の御代に、淡海三船が勅を奉じて撰したといふ。【その所を名づけて云々】その宮所の名を以て御代の稱とした。【橿原宮】即ち神武天皇の宮で、今の和歌山郡白旗村大字畝傍。【至りて尊きを尊と云々】これは日本紀の法に「至貴曰尊、自餘曰命、並訓美譽等也」と見え、書紀撰修の際に設けた區別である。【天皇】すめらみことは天下を統べ知りませ尊といふ義。【朝臣宿禰臣】皆臣下を尊び親しみていふ稱であつたが、後には氏姓の下につけていふことになり、家筋の尊卑の等級を示す號となつた。【世下りては】後世となつては。【古語の耳なれずなれる故にや】故にやは故にやあらむの意、古語が聞きなれぬやうになつた爲でもあらう。【今年辛酉の年】橿原にて即位し給うた年である。【宮崎の宮】今の日向國宮崎郡大宮村下北方。【幽昧】かすかに暗いこと。【年序を云々】年月を送られたのである。【宇下あれを略したのである。】【甲兵】武具や兵士。【道のついでに國々】順路にあたる國々。【宇麻志間見命】紀には可美真手命、古事記には宇麻志麻遲命とある。【外舅を長髓彦】饒速日命、長髓彦の妹を娶つて宇麻志間見命を生ませられたので、外舅といふのである。【兩種あらむや】二筋あるはずがあらうか、さういふ筈はない。【邪神毒氣を吐き】これは紀伊の熊野での事。【かれを下さば自ら平ぎなむ】國を平げたあの勅を下したならば、騒亂は自然に平定しよう。【軍の御さきに仕ふまつる】皇軍の先頭に進んだこと。仕ふまつるは奉仕の義。【八咫鳥】大きな鳥の意。【皇弓の弭】天皇の御弓の先。弭は弓の兩端の弦をかける所。

○桂月曰く、神武天皇の東征と從來一般の史家は言ひ來りたれど「東征は當らず。遷都とせざるべからず」と説ける史家も少なからず。眞に然り。親房は東征の文字を用ひたれど、前の天忍穗耳尊の條に饒速日尊の十種の瑞寶を説き、この條にも之を受けて、その子孫宇麻志間見命の十種の瑞寶を説きて、遷都の實を證明せり。用意到れる哉。

宇麻志間見命、その舅のひがめる心を知りて、たばかりて殺しつ。その軍をひきゐて隨ひ申しにけり。天皇甚だほめましたして、天より下れる神劍を授けて、その大勳に答ふとぞ宣はせける。この劍をば豊布都の神と號す。初は大和の石上いそのかみにましましき。後には常陸の鹿島の神宮にまします。かの宇麻志間見命、また饒速日尊天降りしとき、外祖高皇產靈尊授け給ひし十種の瑞寶を傳へもたりけるを、天皇に獻る。天皇鎮魂の瑞寶なりしかば、その祭を始められにき。この寶をも即ち宇麻志間見にあづけ給ひて、大和の石上に安置す。又は布留ふると號す。この瑞寶を一つづつ呼びて、咒文じふんしてふることあるに依れるなるべし。かくて天下悉く平ぎにしかば、大和國橿原に都を定めて宮作りす。その制度天上の儀の如し。天照大神より傳へ給へる三種の神器を大殿に安置し、床を同じくします。皇宮神宮一なりしかば、國々の御調物みつづもつをも齋藏いみくらに納めて、官物神物のわきためなかりき。天兒屋根命の孫天種子命あめのたご、天太玉命あめのふたまの孫天富命あめのとみ、専ら神事をつかさどる、神代の例にことならず。また靈時を鳥見山とりみの中に建て、天神地祇を祭らしめ給ふ。この御代の始め辛酉の年、唐の周の世第十七代に當る君惠王の十

七年なり。五十七年丁巳は、周の二十一代の君定王の三年に當れり。今年老子誕生す。これは道教の祖なり。天竺の釋迦如來入滅し給ひしより元年辛酉までは、二百九十年になれるか、この天皇天下を治め給ふこと七十六年、二百二十七歳おはしましき。

【ひがめる心】邪な曲つた心。【天より下れる神鏡】上にあつた高倉下の獻つた神鏡。【大動に答ふ】大きな功勳に報いる。【石上】大和國山邊郡丹波市町布留の石上神宮。【その祭を始められにき】その祭とは後の鎮魂祭である。鎮魂祭とは天皇の御魂を鎮安し、御世の長久を祈り奉る祭。可美真手命の始められた事は舊事紀に「神武天皇元年十一月庚寅宇摩志麻治命始齋瑞寶奉爲二帝后二鎮二祭御魂二祈二請壽祚、其鎮魂之祭自此而始矣」とある。【又は布留と號す】石上神宮のことを布留の社ともいふとの意。【その制度天上の儀の如し】攝原の宮殿の結構すべて高天原の皇居の通りである。【御調物】人民より貢進する物。【齋藏】いみ清めた藏の義。【老子】楚の人、姓は李、名は耳。諡して聃といふ。老子二卷を著す。【わきため】差別。【靈時】祭場。【鳥見山】大和國磯城郡。【道教】支那に行はるる一種の宗教。

○桂月曰く、親房はこの書の諸所に佛教を説明せるを以て、釋迦

○第二代綏靖天皇、これより和語の尊號をばのせず。神武第二の御子、御母は輔五十鈴姫、事代主の神の女なり。父の天皇かくれまして、三年ありて即位し給ふ、庚辰

の生れし條には、別に佛教の事をいはず。この孔子の生れし條には、儒教を説けり。而かも簡にして要を得たり。

の年なり。大倭葛城高岡の宮にまします。二十一年庚戌の歲、唐の周の二十三代の君、靈王の二十一年なり。今年孔子誕生す。これより七十三までおはしけり。儒教を弘めらる。この道は昔の賢王唐堯、虞舜、夏の始の禹、殷の始の湯、周のはじめの文王、武王、周公の國を治め民を撫て給ひし道なれば、心を正しくし身を直くし、家を治め國を治めて、天下に及ぼすを宗とす。さればことなる道にはあらねども、末の世となりて、人不正になれりし故に、その道ををさめて儒の教を立てらるゝなり。天皇天下を治め給ふこと三十三年、八十四歳おましましき。

【葛城高岡宮】大和國南葛城郡吐田郷村大字森脇の邊。【宗とす】主とすること。【ことなる道にはあらねども】特別なむつかしい道ではなけれどこの意。

○第三代安寧天皇は、綏靖第二の御子、御母は五十鈴依姫、事代主の神のをとむすめなり。癸丑の年即位、大倭の片鹽浮穴の宮にまします。天下を治め給ふこと三十八年、五十七歳おましましき。

【片鹽浮穴宮】河内國中河内郡堅下村大字太平寺の邊。一説に、大和國北葛城郡浮穴村大字三倉堂といふ。

○第四代懿德天皇は、安寧第二の子、御母は淳名底中媛、事代主の神の孫なり。辛卯の年即位、大倭の輕の曲峽の宮にまします。天下を治め給ふこと三十四年、七十七歳おましましき。

【輕の曲峽宮】大和國高市郡白樺村大字大輕。

○第五代孝昭天皇は、懿德第一の子、御母は天豐津姫、息石耳命の女なり。父の天皇かくれまして、一年ありて、丙寅の年即位、大倭の掖上池心の宮にまします。天下を治め給ふこと八十三年、百十四歳おましましき。

【掖上池心宮】大和國南葛城郡掖上村玉手。

○第六代孝安天皇は、孝昭第二の子、御母は世襲足姫、尾張の連の上祖瀛津世襲の女なり。己丑の年即位、大倭の秋津島の宮にまします。天下を治め給ふこと一百二年、百二十歳おましましき。

【上祖】先祖。【秋津島宮】大和國南葛城郡秋津村室。

○第七代孝靈天皇は、孝安の太子、御母は姉押姫、天足彦國押人命の女なり。辛未の年即位、大倭の黒田廬戸の宮にまします。三十六年丙午にあたる年、唐の周の國滅びて秦にうつりき。四十五年乙卯、秦の始皇即位、こ

○桂月曰く、漢籍は應神天皇の御代に傳來せることとなり居れるが、親房は更に溯りて、孝靈天皇の御世、秦の始皇帝が我國に仙藥を求むると同時に渡來せりと主張す。その主張の證明が巧妙也。親房の才氣を見る。『異國には此國を東夷とす』と云ひ來つて、次に『この國よりは又かの國をも西蕃と云へるが如し』と云ひたるは、才氣殊に人を刺す。

の始皇、仙方を好みて、長生不死の藥を日本に求む。日本より五帝三王の遺書をかの國に求めしに、始皇悉くこれを送る。その後三十五年ありて、かの國書を焼き儒を埋みければ、孔子の全經日本に留まるといへり。このこと異朝の書に載せたり。わが國には、神功皇后三韓を平げ給ひしより異國に通じ、應神の御代より經史の學傳はれりとぞ申しならはしたる。孝靈の御時より、この國に文字ありとは聞かぬ事なれど、上古の事は、たしかにするし留めざるにや。應神の御代に渡れる經史だにも今は皆見えす。聖武の御時、吉備大臣入唐して傳へたりける本こそ流布したれば、この御代より傳へけむ事もあながちに疑ふまじきにや。凡そこの國をば君子不死の國ともいふなり。孔子世の亂れたる事を嘆きて、九夷に居らむとの給ひける。日本は九夷のその一なるべし。異國にはこの國を東夷とす。この國よりは、又かの國をも西蕃といへるが如し。四海といふは、東夷、南蠻、西羌、北狄なり。南は蛇の種なれば蟲をしたがへ、西は羊をのみ牧ふなれば羊を隨へ、北は犬の種なれば犬を従へたり。ただ東は仁ありていのち長し、よりて大弓の字を従ふといへり。孔子の時すらこなたの事を知り給ひければ、秦の世に

通じけむこと怪むに足らぬ事にや。この天皇天下を治め給ふこと七十六年、百十歳おましましき。

【黒田廬戸宮】大和國磯城郡黒田 【四十五年乙卯秦の始皇即位】これは始皇が秦王となつたので、皇帝の位に即いたのではない。【仙方を好み】長命を願ひ仙術を愛した。【五帝三王】三皇五帝に同じ。【孔子の全經】孔子のすべての經書。【異朝の書に載せたり】歐陽全集中の日本刀歌に「徐福行時書未焚、逸書百篇今尙存」とあるを指したのであらう。【吉備大臣】吉備眞備のこと。【入唐】唐に赴くこと。【流布】世に弘まること。【この國をば君子不死の國といふ】わが國を君子不死の國ともいふ。後漢書東夷傳に「東方有君子不死國」淮南子に「東方有君子國」などあるのをいふ。【孔子世の亂れたる事を歎き云々】論語子罕篇に「子欲居九夷、或曰陋如之何、子曰、君子居之、何陋之有」とあるのをいふ。【九夷】玄菟、樂浪、高麗、蒲飾、鬼吏、素戔、東屠、倭人、天鄙。【南は蛇の種云々】蠻羌狄夷の字についての説明である。【大弓の字】夷の字を分つたのである。

○第八代孝元天皇は、孝靈の太子、御母は細媛、磯城縣主の女なり。丁亥の年即位、大倭の輕の境原の宮にまします。九年乙未の年、唐の秦滅びて漢に移りき。この天皇天下を治め給ふこと五十七年、百十七歳おましましき。

【輕の境原の宮】大和國高市郡白檮村大輕。

○第九代開化天皇は、孝元第二の子、御母は鬱色謎姫、穗積の臣の上祖鬱色雄命の妹なり。甲申の年即位。大倭の春日率川の宮にまします。天下を治め給ふこと六十年、百十五歳おましましき。

【春日率川宮】大和國奈良市内率川の邊。

○第十代崇神天皇は、開化第二の子、御母は伊香色謎姫、初は孝元の妃として大綜麻杵命の女なり。甲申の年即位、大倭の磯城の瑞籬の宮にまします。この御時、神代を去る事、世は十つぎ、年は六百餘になりぬ。漸く神威を恐れ給ひて、即位六年己丑の年、神武元年辛酉よりこの己丑までは六百二十九年。神代の鏡造石凝姥神の裔をめして、鏡をうつし鑄せしめ、天目一箇神の裔をして劍を作らしむ。大和の宇陀の郡にしてこの兩種をうつし改められき。これを護身の璽として同殿に安置す。神代よりの寶鏡及び靈劍をば、皇女豐鋤入姫命に付けて大倭の笠縫の邑といふ所に、神籬を建て、あがめ奉らる。これより神宮、皇居、各別になれりき。その後大神の教ありて、豐鋤入姫命、神體を頂戴して所々をめぐりたまひけり。十年の秋、大彥命を北陸に遣はし、

○桂月曰く、三種の神器の中、玉の事は何とも云はざるが、玉は依然として殿を同じうしける也。



武渟川別命を東海に、吉備津彦命を西道に、丹波の道主命を丹波に遣はす。共に印綬を賜ひて將軍とす。將軍の名始めて見ゆ天皇の叔父武埴安彦命、朝廷を傾けむと計りければ、將軍等を留めてまづ追討しつ。冬十月に將軍發路す。十一年の夏、四道の將軍戎夷を平げぬるよし復命す。六十五年秋、任那の國、使を差して御貢を奉る。筑紫を去ること二千餘里と云ふ天皇天下を治め給ふこと六十八年、百二十歳おましましき。

【初は孝元の妃】これは誤である。孝元の妃は同名ではあるが、大綜麻杵命の兄内色許男の女で、開化の皇后とは全く別人である。【磯城の瑞籬宮】大和國磯城郡三輪町金屋。【うつし鑄せしめ】模造させられたこと。【宇陀の郡にして云々】宇陀郡の地で、鏡劔を模造させられたのだ。【同殿に安置す】天皇と同じ御殿に置かせられた。【笠縫邑】大和國磯城郡磯城村。【神籬】清淨の地を選び、周圍に常磐木を植ゑて神居となすもの。社殿の類である。【大彦命、武渟川別命、吉備津彦命、丹波道主命】大彦命は孝元天皇の皇子、武渟川別命は大彦命の子、吉備津彦命は孝靈天皇の皇子、道主命は開化天皇の皇子彦坐王の子で、いづれも皇族である。【西道】今の山陽道地方。【丹波】今の山陰道地方。【印綬】將軍の印に授くる緒。併しこれは支那の制であるから、こゝは唯漢文流に書かれたのであらう。【天皇の叔父武埴安彦】武埴安彦は孝元天皇の皇子、開化天皇の御弟である。【朝廷を傾けむ】傾くはくつが

○桂月曰く、宗廟の文字、如何にや。宗廟は大廟と同じく祖先を祀る靈屋なるが、後世大廟は帝室に限ることになれり。然し、これは支那の事也。我國も昔は支那の眞似して大廟と云ひしものあるが、元來わが國體が支那と異なる上に、我國には支那にも何處にもなき神社の制度あり。大廟にては物足らず、且つ事實に合せず、大神宮と云ひてこそ始めて名實共に全く、世界無比たる我國體を發揮する所以なれ。

へす意。【任那】古代朝鮮半島の一國。今の慶尙道の西方大半を占めて居た。

○第十一代垂仁天皇は、崇神第三の子、御母は御間城姫、大彦命孝元の御子の女なり。壬辰の年即位、大倭の卷向の珠城の宮にまします。この御時、皇女大倭姫命、豐鋤入姫に代りて天照大神をいつき奉る。神の教によりなほ國々をめぐりて、二十六年丁巳冬十月甲子に、伊勢の國度會郡わたらひのこほり五十鈴の川上に宮所をしめ、高天の原に千木高知、下津磐根に大宮柱太廣敷立て、しづまりまし〜ぬ。この所は昔天孫天降り給ひし時、猿田彦の神参りあひて、われは伊勢の狭長田の五十鈴の川上に至るべしと申しける所なり。大倭姫命、宮所を尋ね給ひしに、太田命といふ人又は興玉とも云ふ参りあひて、この處を教へ申しき。この命は昔の猿田彦の神の苗裔なりとぞ。かの川上に五十の鈴、天上の圖形などあり。天の遊戈も此處に有りきと云ふ一説あり八萬歳の間、守り崇め奉りきとなむ申しける。かくて中臣の祖大鹿島命を祭の主とす。又大幡主といふ人を大神主になし給ふ。これより皇大神と崇め奉りて、天下第一の宗廟にまします。この天皇天下を治め給ふこと九十九年、百四十歳おましましき。

【卷向の珠城宮】大和國磯城郡卷向村穴師の邊。【國々をめぐり】倭姫命は大和より近江美濃

を経て伊勢に行かれた。【高天の原に千木高知り云々】千木を高く天にさし出し地の底の磐石に柱を太く丈夫につき立つる義で、宮殿の宏壯堅牢なをいふたのである。【千木】腋木の略で、又氷木ともいふ。太古の家屋で、屋蓋破風の上端の交叉した部分の稱。即ち切棟造の屋根の左右の端に用いた長い材。【しづまりましぬ】御鎮坐なされた。【天上の圓形】日の若宮の圖。【八萬歳の間云々】大田命が五十の齡、天上の圓形等を八萬年間守護して居たと申した。【祭の主】今もある神宮の祭主。

○第十二代景行天皇は、垂仁第三の子、御母は日葉洲媛、丹波道主王の女なり。辛未の年即位、大倭の纏向の日代の宮にまします。十二年秋、熊襲日向に叛きて貢奉らず。八年に天皇筑紫に幸して、これを征したまふ。十三年夏悉く平げて、高屋の宮にまします。十九年秋、筑紫より還り給ふ。二十七年秋、熊襲また叛きて邊境を侵しけり。皇子小碓尊御年十六、幼きより雄略の氣まして、容貌魁偉、身の長一丈、力能く鼎を扛げ給ひしかば、熊襲を討たしめ給ふ。冬十月に密にかの國に至り、奇謀を以てその梟帥取石鹿文といふ者を殺し給ふ。梟帥ほめ奉りて、日本武と名づけ申しけり。悉く餘黨を平げてかへり給ふ。所々にしてあまたの惡神を殺しつ。二十八年春かへりごと申し給ひけり。天皇その功をほめて惠み給ふ事諸子にこと

○桂月曰く、世間一般には日本武尊の碓日坂を上野の碓氷峠と心得居れど、箱根山中、宮城野より仙石原に通ずる舊道の碓氷峠が本當なるべし。上野の碓氷峠にては弟橘姫の沈没せし相模灘は見えざれども、箱根の碓氷峠からは見ゆれば、人情より云ひても然るべしと思はるゝ也。

なり。四十年夏、東夷多く叛きて、邊境騒がしかりければ、また日本武の皇子を遣はす。吉備の武彦、大伴の武日を左右の將軍として相副へしめ給ふ。十月に枉道して伊勢の神宮に詣て、大倭姫命にまかり申し給ふ。かの命神劍を授けて、慎みてなほこたりそと教へ給ひけり。駿河に至るに、賊徒野に火をつけて害し奉らむ事をはかりけり。火の勢免れ難かりけるに、佩かせる叢雲の劍自ら抜けて、傍の草をなぎ拂ふ。これより名を改めて、草薙の劍といふ。また火打を以て火を出して、向火をつけて、賊徒を焼き殺されにき。これより船に乗り給ひて上總に至り、轉じて陸奥國に入り、日高見の國そのとこに至り、悉く蝦夷を平げ給ふ。かへりて常陸を経て、甲斐に越え、また武藏上野を経て、碓日坂に至りて、弟橘姫といひし妾を忍び給ふ。上總へ渡り給ひし時、風波あちかりしに、尊の御命をながむとて海に入りし人なり。東南の方を望みて、我孀者耶との給ひしより、山東の諸國をあづまといふなりとぞ。

【纏向の日代宮】大和國磯城郡纏向村穴師の邊。【熊襲】今の日向肥後大隅薩摩の地方に住んで居た人種の名。【筑紫】筑紫の洲、即ち今の九州のこと。【高屋の宮】日向國兒湯郡都於村。【魁偉】すぐれて大きく立派なこと。【力能く鼎を扛げ】鼎を扛ぐはすぐれて

力の強い形容。【梟帥】勇猛な者の稱。【日本武】日本の勇者の義。【所々にしてあまたの悪神を殺し】吉備にて穴海の悪神、難波にて柏濟の悪神等を殺された。【恵みたまふ事】寵愛し給ふこと。【東夷】東國の蝦夷。【枉道】寄り道すること。【まかり申し】暇乞をすること。【憤しみてなむこたりそ】憤んで用心なさいの意。なむこたりそは油断する勿れの意。【はかせる】佩ぶの敬語。【向火】焼けて来る火に向つて、此方からも火をかけること。【日高見の國】所在詳でない。延喜式に陸奥國桃生郡(今陸前の中)日高見神社がある。北上川その地方を流れて居るのを見ると、北上は日高見の轉訛で、日高見國は北上川流域地方の汎稱であらうといふ。【碓日坂】今の上野の碓氷嶺。古事記には相模の足柄山とある。【我嬌者耶】我嬌は我が妻、はやは歎詞。

○桂月曰く、三種の神器の中の鏡、劔共に大神宮にありしが、日本武尊に至りて、劔が熱田神宮に別れたり。當時の東國の事情より云ひても、支那の治世の右文左武、亂世の右武左文より云ひても、武士は物の憐れを知るといふ我國民性より云ひ

これより道を分け、吉備の武彦をば越の國に遣して、不順の者を平げしめ給ふ。尊は信濃より尾張に出て給ふ。かの國に宮簀媛といふ女あり。尾張の稻種いなたねの宿禰すくねの妹なり。この女を召して淹留ひんりゅうり給ひし間、五十葺いそぎの山に荒神ありと聞えければ、劔をば宮簀媛の家に留めて、かちよりいでます。山神化して小蛇に成りて、御道に横はれり。尊またぎ越えて過ぎ給ひしに、山神毒氣を吐きけるに、御心亂れにけり。それより伊勢に移り給ふ。能褒野のほのといふ所にて、御病甚しくなりにければ、武彦命をして、天皇に事の由を

ても、今日の所謂平和主義より云ひても、鏡劔の分離こそ尊けれ。日本武尊は知りてか、知らずてか、我れ知らず。唯々皇祖の神意の啓示とぞ思はる。

奏して、終にかくれ給ひぬ、御年三十なり。天皇さこしめして悲しみ給ふこと限りなし。群卿百寮におほせて、伊勢國能褒野にをさめ奉られしに、白鳥となりて大倭の國を指して飛び、彈琴たまひきの原といふ所に留まれり。其所に又陵を作らしめられければ、又飛びて河内の古市ふるいちに留る。その所に陵を定められしかど、白鳥また飛びて天にのぼりぬ。依りて三の陵あり。かの草薙の劔は、宮簀媛崇め奉りて尾張に留り給ふ。今の熱田あつたの神にまします。五十一年秋八月、武内の宿禰すくねを棟梁むらやうの臣とす。五十三年秋、小碓尊の平げし國を巡り見まされしとて、東國に幸し給ふ。十二月あづまより還りて、伊勢の綺かほたの宮にまします。五十四年秋、伊勢より大倭にうつり、纏向の宮に歸り給ふ。天下を治め給ふこと六十年、百四歳おましましき。

【越の國】今の越後地方をいふ。【五十葺の山】伊吹山のこと。近江國坂田郡。【劔】草薙劔。【かちよりいでます】徒歩てお出かけになつた。【小蛇】古事記には白猪とある。【御心亂れにけり】苦み惱まれたこと。【能褒野】伊勢國鈴鹿郡川崎村。【事の由を奏し】東國平定の顛末を奏せしめられて。【群卿百寮】諸の公卿官吏。【なさせ奉る】葬り奉る。【琴彈原】大和國南葛城郡秋津村大字富田。【古市】河内國南河内郡古市村大字輕墓。【熱田の神】尾張名古屋市熱田町の熱田神宮。【棟梁の臣】家の棟梁のやうに重要な臣。百官を統御

○第十三代成務天皇は、景行第三の子、御母は八坂入姫、八坂入彦の皇子崇神の子の女なり。日本武尊、日嗣を受け給ふべかりしに、世を早くしましまし、かば、この帝立ちたまふ。辛未の年即位。近江の志賀の高穴穂の宮にまします。神武より十二代は、大倭の國にまします。景行天皇の末方、しいかども、定まれる皇都にはあらず。この時始めて他國に移り給ふ。三年の春、武内の宿禰を大臣とす。大臣の號是に始まる。四十八年の春、姪の仲足彦尊日本武尊の御子を立て、皇太子とす。天下を治め給ふこと六十一年、百七歳おまします。

【志賀の高穴穂宮】近江國滋賀郡坂本村穴太。【仲足彦】これは足仲彦の誤。

○第十四代第十四世仲哀天皇は、日本武尊第二の子、景行の御孫なり。御母は兩道入姫、垂仁天皇の女なり。大祖神武より第十二代景行までは、代のまゝに繼體し給ふ。日本武尊、世を早くし給ひしにより、成務これを繼ぎ給ふ。この天皇を太子として譲りましますより、代と世とははれる始なり。これよりは世を本としてし奉るべきなり。代と世とは常の義差別運とまことの繼體とを分別せむために書きわけたり。但し字書にもそのいはれなきにあらず。代は更の義なり。世は周禮の註に、父死にて子立つを世といふとあり。この天皇御

○桂月曰く、この際は内治派敗れ、外征派勝てり。明治六年征韓論起りし際は、外征派敗れ、内治派勝てり。今や日韓一となる。上下二千年、時運の變轉天乎、人乎。御父の日本武尊は東征して薨じ、その御子の仲哀天皇は西征して崩す、千古人の心を傷むるにつれても、我國運の隆昌を招致せるを思はずんばあらず。

形いとさらさらしく、御長一丈ましましけり。壬申の年即位。この御時、熊襲また反亂して朝貢せず。天皇軍を召して、自ら征伐のため筑紫に向ひ給ふ。皇后息長足姫尊は、越前の國筒飯の神に詣てて、それより北海を廻りて行き合ひ給ひぬ。こゝに神ありて皇后に語り奉る。これより西に寶の國あり、伐ちて隨へ給へ。熊襲は小國なり。また伊弉諾、伊弉册の生み給へりし國なれば、うたずとも終には隨ひ奉りなむとありしを、天皇うけがひ給はず、事ならずして、檀日の行宮にしてかくれ給ふ。長門に納め奉る。これを穴戸豊浦の宮と申す。天下を始め給ふこと九年、五十二歳おまします。

【代のまゝに繼體し給ふ】父子相受け相繼ぎ給ふとの意。【代と世】本文の註にもあるやうに、代は御代々の順序、世は父子の繼承をいふのである。【世を本として云々】御血統の續柄を本として記さうとの意。【常の義差別なし】普通には同一に用ゐて區別がない。【凡の承運】一通の御代々々の順序。【まことの繼體】實の父子の繼承。【周禮】支那周の代の禮書。周公の作だといふ。【さらさらしく】うるはしきこと。【筒飯の神】越前國敦賀郡敦賀町なる氣比神宮。【寶の國】新羅のこと。金銀寶物多くあるので、寶の國と稱せられたのである。【伊弉諾伊弉册の生み給へりし國】日本國の内なればとの意。【天皇うけがひ給はず云々】天皇神語を疑うて信用し給はず、遂に征討の功成らずして崩じ給うた。うけがひは尤

○桂月曰く、神功皇后を后妃の傳に入れて天皇の歴代には加へざるは、大日本史の卓見也。親房は第三十四代推古天皇の條に「昔神功皇后六十餘年天下を治め給ひしかども、攝政と申して、天皇とは號し奉らざるにや」と云ひ、第五十六代清和天皇の條にも「應神生れ給ひて、襁褓にましまし、かば、神功皇后天位に居たまふ。しかれども攝政と申し傳へたり」と云ひながら、第十五代に入れたるは、自家撞著也。

と承諾すること。【概日の行宮】筑前國糟屋郡香椎村。行宮は天皇の臨時にまします宮居。

【穴戸豊浦宮】長門國豊浦郡豊浦。

○第十五代神功皇后は、息長宿禰の女、開化天皇四世の御孫なり。息長足姫尊と申す。仲哀立て、皇后とす。仲哀神の教に依らず、世を早くし給ひしかば、皇后憤りまして、七日ありて、別殿を作り、齋みこもらせ給ふ。この時應神天皇は生まれさせましましけり。神かゝりてさまざまの道を教へ給ふ。この神は表筒男、中筒男、底筒男なりとなむ名のり給ひける。これはむかし、伊弉諾尊、日向の小戸の川楫が原にてみそぎし給ひし時、化生しましける神なり。後には攝津の國住吉にいつかれ給ふ神これなり。かくて新羅、百濟、高麗 此三ヶ國を三韓と云ふ。正は新羅に限るべきか。辰韓、馬韓、弁韓をすべて新羅と云ふなり。然れども、ふるくより百濟高麗を加へて三韓といひならを伐ち隨へ給ひき。海神形を顯し、御船をはさみて守り申し、かば、思ひの如くかの國を平げ給ふ。神代より年序久しく積れりしに、かく神威を顯し給ひける、不測の御事なるべし。海中にして如意の珠を得給へりき。さて筑紫に歸りて皇子を誕生す、應神天皇にまします。神の申し給ひしによりて、これを胎中の天皇とも申す。皇后攝政して辛巳の年より天下を知

らせ給ふ。皇后未だ筑紫にましまし、時、皇子の異母の兄忍熊王謀叛を起して、防ぎ申さむとしければ、皇子をば武内大臣に懐かせ奉り、紀伊の水門につけ、皇后はすぐに難波につき給ひて、程なくその亂を平げられにき。皇子おとなび給ひしかば、皇太子とす。武内の大臣専ら朝政を輔佐し申しけり。大倭の磐余稚櫻の宮にまします。これより三韓の國、年毎に御調をそなへ、この國よりも、かの國に鎮守のつかさを置かれしかば、西蕃相通じて國家富み盛なりき。又もろこしへも使を遣されけるにや、倭國の女王遣使來朝すと、後漢書に見えたり。元年辛巳の年は、漢の孝獻帝二十三年に當る。漢の代始まりて十四代といひし時、王莽と云ふ臣、位を奪ひて十四年ありき。その後漢に歸りて、又十三代孝獻の時に漢は滅びにき。この御代の十九年己亥に、獻帝位を去りて、魏の文帝に讓らる。これより天下三分れて魏、蜀、吳となる。吳は東によれる國なれば、日本の使もまづ通じけるにや、吳の國より道々のたくみなども渡されき。又魏の國にも通ぜられけるかと思えたり。四十九年乙酉といひし年、魏また滅びて晉の代に移りにき。蜀の國は三十年癸未に魏のために滅され、吳は魏より後までありしが、應神十七年辛丑、晉のために滅さる。この皇后、天下を

治め給ふこと六十九年、一百歳おましましき。

【七日ありて云々】別に齋殿を造つて、七日間潔齋して籠り給うたとの意。【この時應神天皇云々】當時應神天皇御懷胎中であつたの意。【神がかり】神靈が人の身にのりうつること。【さまざまの道】種々の手段。【住吉】攝津國東成郡住吉村住吉神社。【いつかれ給ふ】いつき祭られる。【正は新羅に限るべきか】正しくいへば三韓といふ名は新羅に限るべきものであらう。【海神形を顯し云々】書紀に「飛鹿起風陽侯舉浪、海中大魚悉浮挾船、則大風順吹帆舶隨波不勞楫便到新羅」とある。【如意の珠を得給へりき】これは日本紀には仲哀天皇の二年七月豊浦津での事とある。如意の珠は、これを所持すると願ふ所意の如く、珠の中より現れるといふ。【神の申し給ひしにより云々】仲哀天皇が神教をお信じにならなかつた時に、神が「汝不得其國、唯今皇后始之有胎、其子有獲焉」といはれたことが日本紀に見えて居る。これを指されたのであらう。【攝政】天子にかはりて政をすること。【おとなび】成長すること。【磐余稚櫻宮】大和國十市郡池田村。【鎮守のつかさ】鎮守の官吏。姓氏錄に皇后凱旋の時、大矢田宿禰を新羅に留めて鎮守とせられたとある。【倭國の女王遣使來朝す】これは筑紫邊の女酋の私に交通したので、朝廷の御使ではあるまい。【その後漢に歸り】後漢光武帝の天下を一統したこと。【吳の國よりは云々】應神天皇の御代、吳國より機械裁縫等の女工を求められ、雄略天皇の御代、吳より手末才伎、漢織吳織及衣縫、兄媛弟媛等を上つた事などない。【道々のたくみ】それぞれの技藝に達した

もの。【魏の國にも通ぜられけるか】魏志に「景初二年六月、倭女王遣大夫難升米等云々、其年十二月、詔書報倭女王」とまた、「正始元年太守弓遵、遣建中校尉梯儁等奉詔書印綬詣倭國、拜假倭王」などあるをいつたのであらうが、これも朝廷よりの使とは信ぜられぬ。

○第十六代第十五世應神天皇は、仲哀第四の子、御母は神功皇后なり。胎中の天皇とも、または譽田の天皇とも名づけ奉る。庚寅の年即位、大倭の輕島の豐明の宮にまします。この時百濟より博士を召し、經史を傳へらる。太子以下これを學び習ひ給ひき。この國に經史及び文字を用ゐる事はこれより始まれりとぞ。異朝の一書の中に、日本は吳の太伯が後なりといふといへり。かへすがへすもあたらぬ事なり。昔日本は三韓と同種なりといふ事がありしが、彼の書を桓武の御代に焼き捨てられしなり。天地開けて後、素戔嗚尊韓の地に到り給ひきなどいふ事あれば、かれらの國々も神の苗裔ならむこと、あながち苦しみなきにや。それすら昔より用ゐざる事なり。天地神の御末なれば、なにしか代下れる吳の太伯が後にはあるべき。三韓震旦に通じてより以來、異國の人多くこの國に歸化しき。秦の末、漢の末、高麗百濟の種、それならぬ蕃人の子孫も來りて、神皇の御末と混亂

せしによりて、姓氏録といふ文をも作られき。それも人民にとりての事なるべし。異朝にも人の心まち／＼なれば、異學の輩のいひ出だせる事か。後漢書よりぞ、この國の事をばあら／＼記せる、符合したる事もあり、また心得ぬ事もあるにや。唐書には日本の皇代記を、神代より光孝の御代まで明かに載せたり。さてもこの御時、武内大臣筑紫を治めむ爲に、かの國に遣されけるころ、弟の讒に依りて、既に追討せられしを、大臣の僕眞根子といふ人あり。かほかたち大臣に似たりければ、相かはりて誅せらる。大臣は忍びて都に詣てて、科なき由を明められにき。上古神靈のあるじ、猶かゝる過ましまし／＼かば、末代いかてか慎ませ給はざるべき。天皇天下を治め給ふこと四十一年、百十一歳おましましき。

【輕島の豐明宮】大和國高市郡白樞村大輕。【百濟より博士をめし】十六年阿直岐に問うて博士王仁を召されたこと。【太子】菟道稚郎子皇子。【異朝の一書の中に云々】日本紀纂疏に「晉書傳曰、倭人自謂太伯之後、然吾國君臣皆爲天神之苗裔、豈太伯之後哉、此蓋附會而言之矣」とある。異朝の一書とは、或はこの晉書を指されたのであらう。【かへすがへす當らぬ事なり】よくよく誤つた説である。【彼の書を桓武の御代に焼捨て】日本後紀に「大同四年二月辛亥、勅倭漢總經帝諸圖天御中主尊標爲始祖、至如魯王吳王高麗王漢高祖命等」

接ニ其後裔、倭漢雜糅、敢垢ニ太宗、愚民迷執、輒謂ニ實錄、宜ニ諸司官人等所藏皆進、若有ニ挾レ情隱匿垂レ旨不レ進者、事覺之日必處ニ重科ニとある。これを指されたのか。【素戔嗚尊尊の地に到り】日本書紀一書に、素戔嗚尊がその子五十猛神と共に新羅に往つて、曾戸茂梨といふ處に居られたことが見えてゐる。【なにしか】いかでか、どうして。【代下れる】時代の後れた。【姓氏録】三十卷。畿内に貫族した皇別神別蕃別の諸氏及びその所由を記したものの。嵯峨天皇の弘仁六年、勅によつて、萬多親王藤原園人等の撰進したもの。今傳つてゐるのはその抄本である。【それも人民にとりての事】姓氏録の編纂も人民にとりて必要なこととして、天子には必要ないことだとの意。【異朝にも人の心云々】支那でも人心は區々であるから、日本は太伯の後なりといふ事は異學の徒の言ひ出しことであらうとの意。【符合】びつたりとよく合ふこと。【弟の讒】弟は甘美内宿禰といふ。應神天皇九年の事である。

○ 欽明天皇の御代に、始めて神と顯れて、筑紫の肥後の國菱形の池といふ所に顯れ給ふ。われは人皇十六代譽田の八幡鷹なりと宣ひき。譽田はもとの御名、八幡は垂迹の號なり。後に豐前國宇佐の宮に鎮り給ひしが、聖武天皇東大寺を建立の後、巡禮し給ふべき由託宣ありき。仍りて威儀を整へて迎へ申さる。また神託ありて御出家の義ありき。やがて彼の寺に勸請し奉らる。されどなほ勅使などは宇佐に参りき。清和の御時、大安寺の僧行

教宇佐に詣てたりしに、靈告ありて、今の男山石清水に遷りまします。爾來行幸も奉幣も石清水にあり。一代一度宇佐へも勅使を奉らる。むかし天孫天降り給ひし時、御供の神八百萬ありき。大物主神隨へて天へ上れりしも八十萬の神といへり。今までも幣帛を奉らる、神三千餘座なり。然るに天照大神の宮に並びて、二所の宗廟として八幡を仰ぎ申さるゝこと、いと貴き御事なり。八幡と申す御名は、御託宣に、「得道來不動法性、示八正道垂權迹、皆得解脫苦衆生、故號八幡大菩薩」とあり。八正とは内典に、正見、正思惟、正語、正業、正命、正精進、正定、正念、これを八正道といふ。凡そ心正なれば身口はちのづから清まる。三業に邪なくして内外真正なるを、諸佛出世の本懐とす。神明の垂迹も又これが爲なるべし。また八方に八色の幡を立つる事あり。密教の習ひ、西方阿彌陀の三昧耶形なり。その故にや、行教和尚には、彌陀三尊の形にて見えさせ給ひけり。光明袈裟の上にあつらせましくけるを頂戴して、男山には安置し申しけるとぞ。神明の本地をいふ事は、慥ならぬ類多けれど、大菩薩の應迹は、昔より明かなる證據おはしますにや、或は又昔於靈鷲山說妙法華經とも、或は彌勒なり

とも、大自在王菩薩なりとも託宣し給ふ。中にも八正の幡をたて、八方の衆生を濟度し給ふ本誓、よくよく思ひ入りてつかふまつるべきにや。

【欽明天皇の御代に云々】これは扶桑略記に見えてゐる、宇佐神宮の縁起である。【肥後の國菱形の池】扶桑略記には豊前國宇佐郡麻峯菱湯池とある。【垂迹】足迹をこの世に垂るゝ義で、佛菩薩が衆生を救ふために、假にこの世に現れること。【後に豊前宇佐の宮に鎮り】元明天皇の朝始めて鷹居瀨宮を建て、その後小山田社に遷し、聖武天皇の朝宇佐に鎮座された。【巡禮し給ふ】京に向ひ、東大寺參詣し給はむとの意。【託宣】神が、人や物に遷り、又は夢に託してその意志を宣ぶること。おつけ。【神託】託宣に同じ。【彼の寺】東大寺。【勸請】神佛の靈を他に移して祭ること。【大安寺】大和國添上郡大安寺村。【靈告】おつけ。【男山石清水に遷ります】清和天皇の貞觀二年の事である。男山は山城國綾喜郡八幡町。【奉幣】幣帛を神祇に奉ること。【幣帛】みてぐら。神祇に奉獻する物の總稱。【三千餘座】延喜式に三千一百三十二座とある。【御託宣に云々】身に動かない佛性を備へ、八正道を示して、この世に現れたから、これを信仰する衆生は皆苦を脱することが出来る。故に八幡大菩薩と名づくるとの意。【正見】苦集滅道の四諦の理に明なこと。【正思惟】四諦の理に明かな上には、更に能くその義理の存する所を思慮分別すること。【正語】よく口業を修めて、一切非理の語を發せぬこと。【正業】殺生偷盜邪淫の三惡業をなさぬこと。【正命】身口意の三業を清淨にし、正法に順つて活命し、五種の邪活法を離るゝこと。【正精進】勇猛心を起して



○桂月曰く、應神天皇を記して、八幡宮の由来に及び、その神徳を説き、轉じて人の心得を説く。正々堂々と

悪業を斷じ善行を修むること。【正定】心を一境に止めて動亂させぬこと。【正念】眞智を起して正道を憶念すること。【八正道】正道修行上の分類で、以上の八は、よく涅槃に到らしむるもの故、八正道といふのである。【三業に邪なく】三業とは身口意にて爲す作業をいふ。身に邪行なく口に悪口なく意に悪念ないのが三業に邪なしてある。【諸佛出世の本懐】佛達が世に出て、衆生を濟度する第一の目的。【密教】顯教に對する語で、眞言の教義のこと。【三昧耶形】眞言宗で、佛、菩薩の所持する一の持物で、その本尊を代表的に標示する場合に、その持物を、その本尊の三昧耶形といふ。【彌陀三尊】阿彌陀如來とその脇侍の觀世音菩薩、勢至菩薩をいふ。【袈裟】僧侶の服。貪瞋痴の三毒を捨てた表章として肩にかけて衣の上を被ふもの。【本地】垂迹の化身に對して、その本身を本地といふ。【應迹】應化垂迹の略。機縁に應じて、垂迹の身を化現すること。【昔於三靈鷲山云々】靈鷲山で法華經を説いたのは釋迦だから、こゝは八幡大菩薩の本地は釋迦であるとも託宣されたとの意。靈鷲山は天竺にあつて、釋迦の業を修め法を説いた山。法華經は妙法蓮華經の略。八卷。經文中の最も尊いものといはれる。【大自在王菩薩】淨土の二十五菩薩の一。【衆生を濟度】生死の海に沈んで居る衆生を濟うて彼岸に度すこと。【本誓】本願に同じ、根本の誓願。

天照大神もただ正直をのみぞ、御心とし給へる。神鏡を傳へましまし、事の起は、さきにもしるし侍りぬ。また雄略天皇二十二年の冬十一月に、伊勢の神宮の新嘗の祭夜ふけて、かたへの人々罷り出て後、神主物忌等は

して、兼れて縦横自在也。古書を讀み來つてこの書に至れば、草花の野を過ぎて、大森林に入るの感あり。

かり留まりたりしに、皇大神豊受の大神、倭姫命にかゝりて託宣し給ひしに、人は則ち天下の神物なり。心神を破る事なかれ、神は垂るゝに祈禱を以てさきとし、冥は加ふるに正直を以て本とすとあり。同二十三年二月に、重ねて託宣し給ひしに、日月は四洲を廻り、六合を照すといへども、正直の頂を照らすべしとあり。されば二所宗廟の御心を知らむと思はば、ただ正直を先とすべきなり。大方天地の間にありとしある人、陰陽の氣を受けたり、不正にしては立つべからず。殊更にこの國は神國なれば、神道に違ひては、一日も日月を戴くまじきいはれなり。倭姫命人に教へ給ひけるは、黒き心なくして丹心を以て清く潔く齋慎め、左の物を右に移さず、右の物を左に移さずして、左を左とし右を右とし、左にかへり、右にめぐる事も、萬事違ふ事なくして、大神につかふまつれ、元を元とし本を本とする故なりとなむ。誠に君に仕へ、神につかへ、國を治め、人を教へむ事も、かゝるべしとぞ覺え侍る。少しの事も心に許す所あれば、大きに誤る本となる。周易に霜を履んで堅氷に至るといふ事を、孔子釋して宣はく、「積善の家に餘慶あり、積不善の家には餘殃あり、君を殺し父を殺す事も、一朝一夕の故に

あらず」といへり。毫釐も君を忽にする心を萌すものは必ず亂臣となる、芥蒂も親をろそかにする形あるものは、果して賊子となる。この故に古の聖人、道は須臾も離るべからず、離るべきは道にあらずと説けり。但しその末を學びて源を明めざれば、事に望みて覺えざる誤あり。その源といふは、心に一物を蓄へざるをいふ。しかも虚無の中に留まるべからず。天地あり、君臣あり、善惡の報影響の如し。おのれが欲を捨て人を利するを先として、境々に對すること、鏡の物を照らすが如く、明々として迷はざらむを、誠の正道といふべきにや。代下れりとして自ら賤むべからず。天地の始は今日を始とする理あり。しかのみならず、君も臣も神を去ること遠からず。つねに冥の知見を顧み、神の本誓を覺りて、正に居せむことを心ざし、邪なからむ事を思ふべし。

【かたへの人々罷り出て】あたりの人達退出して。【神主】神に奉仕する者。神道名目類聚抄に「一社の上首なり、勅許の職なり」とある。【物忌】神社に仕へて祭祀に預る童男少女の稱。【倭姫命にかゝりて云々】この事倭姫世紀に出て居る。【人は則ち天下の神物】人は萬物の靈といふと同義。【心神を破る云々】この神は精神の神で心である。【神は垂るゝに云々】まづ常に神に祈禱する者に救護を垂れ給ふとの意。【冥は加ふるに云々】神はまづ正直な者に加護し給ふとの意。冥は幽冥て神佛をさしていふ。【重ねて託宣】是も倭姫世紀に出てゐる。【六合を照すと雖も云々】日月は徧く上下四方を照すものなれど、わけて正直者の頂を照し護る者ぞとの意。六合とは天地四方をいふ。【ありとしある人】ある限りの人。【一日も日月を戴くまじきはれ】一日も生存すべからざる道理である。【元を元とし云々】神道の教は、左右本末を亂さぬを本旨とするとの意。【故なりとなむ】此下に「宣ひける」と言ふ語を添へて見るべきもの。【心に許す所】心に油斷すること。【周易】周代の卜筮の書。【霜を履んで堅氷に至る】霜が降ると、間もなく堅い氷のはる時が至るやうに、何事も原因なくして結果のあるべきものではないとの意。【積善の家に云々】永久に善事を行ふ家には、自己一身のみでなく、その慶餘つて子孫にも及ぶ意。【餘殃】殃はわざはひ。【毫釐】少しも。毫は兎の毛、釐は十毫、極めてわづかな事。【ゆるかせにする心】なほざりにする心。粗末にする心。【亂臣】國をみだす臣下。【芥蒂も】ちりほこり程も。少しでも。【賊子】父を賊ふ子。不孝の子。【道は須臾も離るべからず云々】中庸に出て居る孔子の語。須臾はちよつとの間。【心に一物を蓄へざるをいふ】心にすこしの邪心をも蓄へないのいふ。【しかも虚無の中に留るべからず】心に一物を蓄へるなどいつても、心を虚無にして、一切世事に關係するなどいふのではない。【善惡の報影響の如し】善に善のむくいあり、惡に惡の報あること、恰も影の形にしたがひ、響の聲に應ずるやうである。【境々に對する事】種々な場合事物に

對して處置すること。【神を去る事遠からず】神の血統から出て、遠く離れて居ない。【冥の知見】冥々の中から神の見らるゝこと。【神の本誓を覺りて云々】神の根本の誓願は正直にあることを知つて、自身も正直であることを心がけ、邪惡のないやうに注意すべきである。

○桂月曰く、漢辭者流動もすれば曰く、仁德天皇と苑道稚郎子皇と相譲り給ひしは、漢籍入るにつれて伯夷叔齊相譲りし美風入りしなりと。この想像は容易に斷定すべくもあらず。一步譲りて彼に學ばれたりとするも、彼は相譲りて國を棄てたり。此は死を以て譲らる。彼に無き所也。

○第十七代仁德天皇は、應神第一の子、御母は仲姫命、五百城入彦皇子景行の女なり。大鷦鷯の尊と申す。應神の御時、苑道稚郎子と申すは、最末の御子にてましまし、を、うつくしみ給ひて、太子に立てむとおぼし召しけり。兄の御子達うけがひ給はざりしを、この天皇獨りうけがひ申し給ひしによりて、應神悦びまして、苑道稚郎子を太子とし、この尊を輔佐になむ定め給ひける。應神かくれまし、かば、御兄達太子を失はむとせられしを、この尊さとりて、太子と心を一にして、かれを誅せられにき。爰に太子天位を尊に譲り給ひ、尊固くいなみ給ふ。三年になるまで互に譲りて位を空しくす。太子は山城の宇治にまします。尊は攝津の難波にましけり。國々の御貢物もあなたこなたに受取らずして、民の愁となりしかば、太子みづから失せ給ひぬ。尊驚き歎き給ふこと限りなし。されど遁れますべき道ならねば、癸酉の年即位、攝津國難波高津の宮にまします。日嗣を受け給

ひしより、國をしづめ、民をあはれみ給ふこと、ためしも稀なりし御事にや。民間の貧しき事を思して、三年の御調を留められぬ。高殿に昇りて見給へば、にぎはしく見えけるに依りて、

高き屋にのぼりて見れば煙たつ民のかまどは賑ひにけり。とどよませましましける。さて猶三年を免されければ、宮の中破れて雨露もたまらず、宮人の衣やつれて、その粧ひも全からず、帝はこれを樂みとなむ思召しける。かくて六年といふに、國々の民各參り集りて大宮作りし、色々の御調を備へけるとぞ、ありがたかりし御政なるべし。天下を治め給ふこと八十七年、百十歳おましましき。

【うつくしみ】うつくしみに同じ。愛すること。【兄の御子達うけがひ給はざりしを】皇兄方が承諾なさらなかつたのを。兄の御子達は大山守皇子等。【難波高津の宮】攝津國大阪市東部の丘上。【高き屋にの歌】高殿に登つて四方を見わたすと、炊煙が盛に立昇つてゐる、これによると、貧しかつた民の家々も富み榮えて來たと見えるといふ意。この歌は新古今集にも仁德天皇の御製として出てゐるが、書紀にも古事記にも見えぬ。日本紀竟宴歌に左大臣藤原時平が仁德天皇を詠じたのに「高殿にのぼりて見れば天の下四方にけぶりて今ぞ富みぬ

る」といふのがある。これを少しかへて御製と誤り傳へたのであらう。【六年といふに】六年目といふ時に。【ありがたかりし】世にも稀な意。

○第十八代履中天皇は、仁徳の太子、御母は磐之姫命、葛城襲津彦の女なり。庚子の年即位、また大倭の磐余稚櫻の宮にまします、後の稚櫻の宮と申す。天下を治め給ふこと六年、六十七歳おましましき。

【葛城襲津彦】武内宿禰の子。【磐余稚櫻の宮】前出。嘗て神功皇后の都し給うた處だから、本文に「また」といひ「後の」といつたのである。

○第十九代反正天皇は、仁徳第三の子、履中同母の弟なり。丙午の年即位、河内の丹比柴籬の宮にまします。天下を治め給ふこと六年、六十歳おましましき。

【丹比柴籬の宮】河内國南河内郡松原村上田。

○第二十代允恭天皇は、仁徳第四の子、履中反正同母の弟なり。壬子の年即位、大倭の遠明日香の宮にまします。この御時までは、三韓の御調年々にかはらざりしに、これより後には常に怠りけりとなむ。八年己未に當れりし年、もろこしの晉滅びて南北朝となる。宋、齊、梁、陳相次ぎて起る、こ

れを南朝といふ。後魏、北齊、後周つぎつぎに起れりしを北朝といふ。百七十餘年並びて立ちたりき。この天皇天下を治め給ふこと四十二年、八十歳おましましき。

【遠明日香宮】大和國高市郡飛鳥村飛鳥。【これより後には云々】日本紀によると、允恭天

皇崩御の時、誤つて新羅の使者を推問したのを、新羅人が恨んで、以後貢物を減じたといふ事がある。それを指されたのであらうか。

○第二十一代安康天皇は、允恭第二の子、御母は忍坂大中姫、稚野毛二派の皇子應神御子の女なり。甲午の年即位、大倭の穴穗の宮にまします。大草香の皇子仁徳の御子を殺して、その妻を取りて皇后とす。かの皇子の子眉輪の王幼くて、母に隨ひて、宮中に入しけり。天皇高樓の上に醉ひ臥し給ひけるを窺ひて、さし殺して、大臣葛城の圓が家に逃げ籠りぬ。この天皇天下を治め給ふこと三年、五十六歳おはしましき。

【穴穗宮】大和國山邊郡丹波市町田村。【大草香皇子を殺し云々】天皇皇弟大泊瀬皇子の爲に大草香皇子の妹を聘しようとし、使を遣してその旨を諭されたに、大草香は大に喜んで、私寶の珠璽を捧げて、信とした。然るに使者その珠璽を奪ひ、大草香命を奉ぜずと誣奏したので、天皇之を信じて大草香を殺し、その妹を大泊瀬の妃とし、その妃中帶姫を后とせられたのである。【眉輪の王をさなく】古事記に七歳とある。【葛城の圓】斐津彦の孫玉田宿禰の子。

○第二十二代雄略天皇は、允恭第五の子、安康同母の弟なり。大泊瀬の尊と申す。安康殺され給ひし時、眉輪王及び圓の大臣を誅せらる。剩へ、そ

の事に與みせられざりし市邊押羽の皇子をさへに殺して、位に即き給ふ。今年丁酉の年なり。大倭の泊瀬朝倉の宮にまします。この天皇性猛くましましけれども、神に通じ給へりとぞ。二十一年丁巳冬十月に、伊勢の皇大神、大倭姫命に教へて、丹波國與佐の眞井の原よりして、豐受の大神を迎へ奉らる。大倭姫命奏聞し給ひしに依りて、明年戊午の秋七月に、勅使をさして迎へ奉る。九月に度會の郡山田の原の新宮にしづまり給ふ。垂仁天皇の御代に、皇大神五十鈴の宮に遷らしめ給ひしより、四百八十四年になむなりにける。神武の始より既に千百餘年になりぬるにや。又これまで大倭姫命垂仁の御女也存生し給ひしかば、内外宮の作りも、日の小宮の圖形文形に依りてなさせ給ひけりとぞ。抑もこの神の御こと異説まします。外宮には天祖天御中主神と申し傳へたり。されば皇大神の託宣にて、この宮の祭を先にせらる。神を拜み奉るも、まづこの宮をさきにす。天孫瓊々杵尊この宮の相殿にましますに依りて、天兒屋根命、天太玉命も、天孫につき申して相殿にますなり。これより、二所大神宮と申す。丹波より遷らせ給ひけることは、ひかし豐鋤入姫命、崇神の御女、齋宮の始也天照大神を頂戴して、丹波の吉佐の宮に移り

給ひける頃、この神天降りて一所におはします。四年ありて天照大神は又大倭に歸らせ給ふ。それよりこの神は丹波に留らせ給ひしを、道主命といふ人いつき申しけり。古はこの宮にて御饌をとのへて、内宮へも毎日に送り奉りしを、神龜年中より外宮に御饌殿を立て、内宮のをも一所にて奉らるとなむ。かやうの事によりて、御饌の神と申す説あれども、御食と御氣との兩義あり。陰陽元初の御氣なれば、天狹霧國狹霧と申す御名もあれば、猶さきの説を正とすべしとぞ。天孫さへ相殿にましますれば、御饌の神といふ説は、用ゐがたき事にや。この天皇天下を治め給ふこと二十三年、八十歳おましましき。

【市邊押羽皇子】履中天皇の皇子。【泊瀬朝倉宮】大和國磯城郡朝倉村黒崎。【神に通じ給へりとぞ】四年二月天皇葛城山にて一言主神と共に遊獵し給ひ、還幸の時一言主神天皇を來目河まで送られた事が書紀に見えてゐる。これ等を指したのであらう。【與佐の眞井】延暦儀式帳には比沼の眞奈井とある。今の丹後國中郡五箇村。【勅使をさして云々】勅使を遣して、伊勢に迎へられた。【しづまり給ふ】鎮座せられた。【内外宮の作りも云々】内外宮の構造は日の小宮の繪圖によつて、それに倣ひ造られた。日の小宮は天照大神の宮殿。圖形文形は繪圖のこと。【外宮には天祖天御中主神云々】これは、後世外宮の神宮などが、己

の方を尊くしようとして作り設けた説である。【相殿】神社の同殿に二柱以上を併せ祭つた神をいふ。その主神を除き外は何座あつても相殿の神といふ。【二所大神宮】皇大神宮と豊受大神宮をいふ。【御饌殿】神饌を調理する御殿。【神龜年中】聖武天皇の神龜六年。【天狹霧國狹霧と申す御名もあれば】豊受大神に天狹霧國狹霧といふ御名もあるからといふ意。併し天狹霧國狹霧の神は伊非諾尊の御子、豊受大神は伊非諾尊の御子和久産巢日神の御子で、全く別神である。【さきの説】豊受大神を天御中主神とする説をさす。【御饌の神云々】豊受大神を天照大神の神饌を司る神とする説。本文には用ゐ難きにやとあれど、實はこの説が正しいのである。

○第二十三代清寧天皇は、雄略第三の子、御母は韓媛、葛城の圓大臣の女なり。庚申の年即位、大倭の磐余甕栗の宮にまします。誕生の始より白髪におはしければ、しらがの天皇とぞ申しける。御子なかりしかば、皇胤の絶えぬべき事を歎き給ひて、國々へ勅使を遣して皇胤を求めらる。市邊押羽の皇子、雄略に殺されたまひし時、皇女一人皇子二人ましけるが、丹波の國に隠れ給ひけるを、求め出でて、御子にして養ひ給ひけり。天下を治め給ふこと五年、三十九歳おましましき。

【磐余甕栗宮】大和國磯城郡安倍村池の内の邊。【皇胤】天皇の御血統。【皇女】飯豊青皇

女。【皇子二人】億計王と弘計王と。【丹波の國に隠れ給ひけるを】始は丹波に逃れ給うたが、後播磨に赴いて、赤石郡縮見屯倉の首忍海部細目の家に仕へてお出でになつたので、この時は播磨から迎へられたのである。

○第二十四代顯宗天皇は、市邊押羽の皇子第三の子、履中天皇の孫なり。御母美媛、蟻臣の女なり。白髮の天皇養ひて子としまたふ。御兄仁賢まづ位につき給ふべかりしを、相共に譲りましまし、かば、同母の御姉飯豐尊暫く位に居給ひき。されどやがて顯宗定まりましまし、によりて、飯豐天皇をば日嗣にはかぞへ奉らぬなり。乙丑の年即位、大倭の近明日香八釣の宮にまします。天下を治め給ふこと三年、四十八歳おましましき。

【近明日香八釣宮】大和國高市郡飛鳥村八釣。【四十八歳】三十八歳の誤。

○第二十五代仁賢天皇は、顯宗同母の御兄なり。雄略のわが父の皇子を殺し給ひし事を恨みて、御陵を掘りて御屍を辱しめむと宣ひしを、顯宗いさめましまし、によりて、徳の及ばざる事を恥ぢて、顯宗をさきだて給ひけり。戊辰の年即位、大倭の石上廣高の宮にまします。天下を治め給ふこと十一年、五十歳おましましき。

【雄略の我父の皇子を云々】この段は事實を誤つたもので、雄略天皇の御陵を發かんとせられたのが顯宗天皇で、之を諫められたのが仁賢天皇である。【徳の及ばざる事を恥ぢて云々】これも誤で、顯宗をさきだてられたのは、顯宗の進んでその素性を名告られた功によつてである。【石上廣高宮】大和國山邊郡二階堂村嘉幡。

○桂月曰く、我國古來罪人を刑罰するにも甚しくは残酷ならず。宮中に生長し給ひし武烈天皇に限り、酷刑を獨創せらるべくもあらず。親房の聰明を以てして、日本書紀の誤傳を取り、なほ縷々として惡報を説くは武烈天皇の爲めに惜しきのみならず、親房の爲めにも惜しき也。

第二十六代武烈天皇は、仁賢の太子、御母は大娘の皇女、雄略の御女なり。己卯の年即位、大倭の泊瀬列城の宮にまします。性さがなくまして、惡としてなさずといふ事なし。依りて天祚も久しからず。仁徳さしも聖徳ましまし、かど、この皇胤こゝに絶えにき。聖徳は必ず百代にまつらる春秋に。とこそ見えたれども、不徳の子孫あらば、その宗を滅すべき先蹤甚だ多し。されば上古の聖賢は、子なれども慈愛におぼれず、器にあらざれば傳ふる事なし。堯の子丹朱不肖なりしかば舜に授け、舜の子商均また不肖にして、夏の禹に譲られしが如し。堯舜よりこなたには、なほ天下を私にする故にや、必ず子孫に傳ふる事になりしが、禹の後に、桀暴虐にして國を失ひ、殷の湯聖徳ありしかども、紂が時無道にして永く亡びにき。天竺にも佛滅度百年の後、阿育といふ王あり。姓は孔雀氏、王位につきし

日、鐵輪飛び降る。轉輪の威徳を得て閻浮提を統領す。剩へ諸の鬼神を隨へたり。正法を以て天下を治め、佛理に通じて三寶をあがむ。八萬四千の塔を立て、舍利を安置し、九十六億千の金を捨て、功徳に施せる人なりき。その三世の孫弗沙密多羅王の時、惡臣の勸によりて、祖王の建てたりし塔婆を破壊せむといふ惡念を起し、諸の寺を破り、比丘を殺害す。阿育王のあがめし雞雀寺の佛牙齒の塔をこぼたむとせしに、護法神怒をなし、大山を化して、王及び四兵の衆をおし殺す。これより孔雀の種永く絶えにき。かゝれば先祖大なる徳ありとも、不徳の子孫、宗廟の祭を絶たむこと疑なし。この天皇天下を治め給ふこと八年、十八歳おましましき。

【泊瀬列城宮】大和國磯城郡初瀬町出雲。【さがなく】善からぬこと。不長。【惡としてなさずといふ事なし】日本書紀には、武烈天皇二年より八年まで種々の暴虐の御行を記してゐるが、古事記には少しも見えぬ。それでこの暴行は百濟王の無道暴虐を奏上した百濟記の轉じて本文となつたのだといふ諸先哲の論がある。【天祚】天皇の御位。天祚もひさしからずは御在位もながくないとの意。【聖徳は百代にまつらる】聖人の徳あるものは、その子孫が永遠に繁昌するとの意。【先蹤】先例。【器にあらざれば云々】その任に堪ふる器量あるものでなければ、位をゆづることおかない。【不肖】おろかなこと。肖は似て、不肖は親に似ない。

い意。【佛滅度】釋迦の死をいふ。滅度は生老病死の大患を滅して欲有見無明の四流を超越する義で、即ち佛果をいふ。【阿育といふ王】又阿輪迦王。西紀前二百七十年頃全印度を統一し、大に佛敎を保護して各地に宣布せしめた人。【鐵輪、轉輪の威徳、閻浮提】共に前に出て居る。【諸の鬼神を隨へたり】王が八萬四千の塔を建てた時、一夜に之を成功させる爲、鬼神を使役したといふ傳説が、阿育王經、雜阿含經に見えてゐる。【三寶】佛法僧をいふ。佛は覺知の義、法は法軌の義、僧は和合の義である。【舍利】梵語、骨身と譯す、佛骨のこと。【功徳】現世未來を資益する善行。【比丘】梵語、淨乞食と譯す、出家して具足戒を受けたもの、通稱。僧のこと。【雞雀寺】摩揭陀國波陀釐子城にあつた。阿育王の建てた寺。【護法神】佛法を守護する神。【四兵】象兵、馬兵、車兵、歩兵。

○第二十七代第二十世繼體天皇は、應神五世の御孫なり。應神第八の御子隼總別の皇子、その子大迹の王、その子私斐の王、その子彥主人の王、その子男大迹の王と申すは、この天皇にまします。御母は振媛、垂仁七世の御孫なり。越前の國にましましけり。武烈かくれ給ひて皇胤絶えにしかば、群臣愁へ歎きて國々に廻り、近き皇胤を求め奉りけるに、この天皇王者の大度まして、潜龍のいきほひ世に聞え給ひけるにや、群臣相議ひて迎へ奉



る。三度まで謙讓し給ひけれど、終に位に即き給ふ、今年己丑の年なり。  
 武烈かくれ給ひて後、大倭の磐余玉穗の宮にまします。仁賢の御女手白香の皇  
 二年位をむなしくす。女を皇后とす。即位し給ひしより、誠に賢王にましました。應神御子多く  
 聞え給ひしに、仁徳賢王にて傳へましまし、かど、御末絶えにき。隼總別  
 の御末かく世を保たせ給ふこと、いかなる故にかおぼつかなし。仁徳をば  
 大鷦鷯尊と申す。第八の御子をば隼總別と申す。仁徳の御代に、兄弟戯れ  
 て、鷦鷯は小鳥なり、隼は大鳥なりと争ひ給ふ事ありき。隼の名に勝ち  
 て、末の世をうけ継ぎ給ひけるにや。唐にもかゝるためしあり。左傳に名  
 をつくる事も慎み重くすべき事にや。それもおのづから天命なりといはば、  
 凡慮の及ぶべきにあらず。この天皇の立ち給ひし事ぞ、思ひの外なる御運  
 と見え侍る。但し皇胤絶えぬべかりし時、群臣選び求め奉りて、賢名により  
 て天位を傳へ給へり。天照大神の御本意にこそと見えたり。皇統はその人  
 ましませむ時は、賢き諸王おはすとも、いかてか望をなし給ふべき。皇胤  
 絶え給はむにとりては、賢にて天日嗣にそなはり給はむこと、則ち又天の許  
 す所なり。この天皇をば我が國中興の祖宗と仰ぎ奉るべきものか。天下を

治め給ふこと二十五年、八十二歳おましましき。

【隼總別の皇子云々】 古事記によると、繼體天皇の御系は左の通りて、隼總別皇子の御子孫  
 てはない。應神天皇―稚野毛二俣皇子―意富々野王―宇非王―彦主人王―男大迹王。【王者  
 の大度】 帝王たるべき御度量。【潜龍】 天子のまだ位に即かれぬ時をいふ。【磐余玉穗宮】  
 大和國磯城郡安倍村池の内邊。【兄弟戯れて云々】 このこと日本紀にも古事記にも見えぬ。  
 ただ日本紀仁徳天皇四十年三月の條に、隼別皇子が雌鳥皇女に鷦鷯と隼とどちらが捷いと問  
 はれたのに、皇女が隼が捷いと答へられたことが見える。多分それを誤つたのであらう。  
 【唐にも云々】 左傳桓公二年に「初晉穆公之夫人姜氏以三條之役生天子、命之曰仇、其弟  
 以三千敵之戰、生、命之曰成師、師服曰、異哉君之名也。夫名以制義、義以出禮、禮以  
 體政、政以正民、是以政成而民聽、易則生亂、嘉耦曰妃、怨耦曰仇、古之命也、今君  
 命天子曰仇、弟曰成師、始兆亂矣、兄其替乎」とある。果してその言のやうに兄の跡が  
 絶えたことが見えてゐる。それを指したのである。【凡慮】 凡人の思慮、普通の人のかんが  
 へ。【諸王】 繼嗣令に「凡皇兄弟皇子皆爲親王、以外並爲諸王、自親王五世雖得王名、  
 不在皇親之限」とある。但し本文は唯天皇の御子孫を申したのであらう。【皇胤絶え給は  
 むにとりては】 皇胤が絶えなさらうといふ場合には。

○第二十八代安閑天皇は、繼體の太子、御母は目子姫、尾張の草香の連  
 の女なり。甲寅の年即位、大倭の勾金の宮にまします。天下を治め給ふこ

と二年、七十歳おましました。

【勾金の宮】日本紀には勾金橋宮、古事記には勾之金箸宮とある。本文は橋の字の誤脱であらう。大和國高市郡金橋村曲川。

○第二十九代宣化天皇は、繼體第二の子、安閑同母の弟なり。丙辰の年即位、大倭の檜隈盧入野の宮にまします。天下を治めたまふこと四年、七十歳おましました。

【檜隈盧入野の宮】同郡坂合村檜前。

○第三十代第二十一世欽明天皇は、繼體第三の子、御母は皇后手白香皇女、仁賢天皇の女なり。兩兄おましました、かど、この天皇の御末、世を保ちたまふ。御母方も仁徳の流にましますれば、猶もその遺徳盡きずしてかく定り給ひけるにや。庚申の年即位、大倭の磯城島の金刺の宮にまします。十三年壬申十月に百濟國より佛法僧を渡しけり。この國に傳來の始なり。釋迦如来滅後一千十六年に當れる年、唐の後漢の明帝永平十年に佛法始めてかの國に傳はる。それよりこの壬申の年まで四百八十八年、唐には北朝の齊の文宣帝即位三年、南朝の梁の簡文帝にも即位三年なり。簡文帝の父を

ば武帝と申しき。大に佛法を崇められき。この御代の始の方は武帝同時なり、この法始めて傳來せし時、他國の神をあがめ給はむ事、わが國の神慮に違ふべき由、群臣固く諫め申しけるによりて棄てられにき。されど、この國に三寶の名を聞く事は、この時に始まる。又わたくしに崇め仕へ奉る人もありき。天皇聖徳おまして、三寶を感じられけるにこそ、群臣の諫によりて、その法を立てられずといへども、天皇の叡志にはあらざるにや。昔佛在世に天竺の月蓋長者、鑄奉りし彌陀三尊の金像を傳へて渡し奉りける。難波の堀江に捨てられたりしを、善光といふ者とり奉りて、信濃の國に安置し申しき、今の善光寺これなり。この御時、八幡大菩薩始めて垂迹しおまします。天皇天下を治め給ふこと三十二年、八十一歳おましました。

【兩兄】安閑天皇と宣化天皇と。【遺徳】後世にのこつた徳澤。【磯城島の金刺の宮】大和國磯城郡三輪町金屋。

【御母方も仁徳のながれ云々】欽明天皇の御母は仁徳天皇の御子孫だから、祖先の餘徳で、御弟でおはしながら、天位を子孫に傳へ給うたのであらうとの意。

仁徳—履仲—市邊押磐皇子—仁賢—手白香皇女。【この御代の始つ方云々】欽明天皇の初年は梁の武帝の世に當るとの意。【群臣固く諫め申し】物部尾輿、中臣鎌子等が諫めたのであ

る。【私に崇め仕へ奉る人】蘇我稻目等をさす。【叡志】天皇の御心。【月蓋長者】毘舍離國の人。長者は財を積み徳を具ふるもの、通稱。月蓋長者が佛像を鑄たこと、又その三國傳來の事蹟など善光寺縁起に見えてゐる。【難波の堀江】大和國高市郡豐浦寺の邊。【善光といふもの云々】これも善光寺縁起に見えた説である。【善光寺】信濃國長野市。【八幡大菩薩云々】この御代二十三年正月豊前に現れたこと、前に記した。

○第三十一代第二十二世敏達天皇は、欽明第二の子、御母は石媛皇女、宣化天皇の女なり。壬辰の年即位、大倭の磐余譯語田の宮にまします。二年癸巳の年、天皇の御弟豐日皇子の妃御子を誕生す、厩戸の皇子にまします。生れ給ひしよりさまざまの奇瑞あり、ただ人にはまします。御手をにぎり給ひしが、二歳にて東方にむきて、南無佛とて開き給ひしかば、一の舍利ありき。佛法流布のために權化し給へること疑なし。この佛舍利は、今に大倭の法隆寺に崇め奉る。天皇天下を治め給ふこと十四年、六十一歳おましましき。

【磐余譯語田の宮】大和國磯城郡纏向村太田。【豐日の皇子】用明天皇。【奇瑞】めでたし。【流布】世に弘まること。【權化】前出。【法隆寺】大和國生駒郡法隆寺村。

○第三十二代用明天皇は、欽明第四の子、御母は堅鹽姫、蘇我稻目の大臣の女なり。豐日尊と申す。厩戸皇子の父におはします。丙午の年即位、大倭の池邊列槻の宮にまします。佛法をあがめて、わが國に流布せむとし給ひけるを、弓削の守屋の大連傾け申し、終に叛逆に及びぬ。厩戸皇子、蘇我の大臣と心を一にして誅戮せらる。則ち佛法を弘められにけり。天皇、天下を治め給ふこと二年、四十一歳おましましき。

【池邊列槻の宮】大和國磯城郡安倍村阿部。【傾け申す】非として反對する。日本紀用明天皇二年四月の條に「天皇詔群臣曰、朕思欲歸三寶、卿等議之云々、物部守屋大連與中臣勝海連違詔議曰、何背國神一敬他神也云々」とある。【大連】上代の職官。連姓の統領て、大臣と共に臣連八十件緒を引率して朝政を執るもの。

○第三十三代崇峻天皇は、欽明第十二の子、御母は小姊君娘、これも稻目の大臣の女なり。戊申の年即位、大倭の倉橋の宮にまします。天皇横死の相見え給ふ。慎みますべき由を、厩戸皇子奏し給ひけりとぞ。天下を治め給ふこと五年、七十二歳おましましき。ある人いはく、外舅蘇我馬子の大臣と御中あしくて、かの大臣のために殺され給ひきともいへり。

【倉橋の宮】大和國十市郡多武峯村倉橋。【横死】非命の死。變死。【相】人相。【かの大  
臣の爲に殺され給ひき】日本紀崇峻天皇五年の條に「冬十月丙子有<sub>レ</sub>獻<sub>二</sub>山猪<sub>一</sub>天皇指<sub>レ</sub>猪詔  
曰、何時如<sub>レ</sub>斷<sub>二</sub>此猪之類<sub>一</sub>斷<sub>二</sub>朕所<sub>レ</sub>嫌<sub>一</sub>之人云々、壬午蘇我馬子宿禰聞<sub>二</sub>天皇所<sub>レ</sub>詔、恐<sub>レ</sub>嫌<sub>一</sub>  
於<sub>二</sub>己<sub>一</sub>招<sub>二</sub>聚黨者<sub>一</sub>謀<sub>レ</sub>弑<sub>二</sub>天皇<sub>一</sub>云々、乃使<sub>二</sub>東漢直駒<sub>一</sub>殺<sub>二</sub>于<sub>二</sub>天皇<sub>一</sub>とある。

○第三十四代推古天皇は、欽明の御女、用明同母の御妹なり。御食炊屋  
姫尊と申す。敏達天皇皇后とし給ふ。仁徳も異母の妹を妃とし給ふことありき。崇峻かくれ給ひし  
かば、癸丑の年即位、大倭の小墾田の宮にまします。昔神功皇后、六十餘年天  
下を治め給ひしかども、攝政と申して、天皇とは號し奉らざるにや、この  
御門は正位に即き給ひけるにこそ。即ち厩戸皇子を皇太子として萬機の政  
を任せ給ふ、攝政と申しき。太子の監國といふ事もあれど、それは暫くの  
事なり。これは偏に天下を治め給ひけり。太子聖徳ましまし、かば、天下  
の人、仰ぐこと日の如く、附くこと雲の如し。太子未だ皇子にてましまし  
し時、逆臣守屋を誅し給ひしより、佛法始めて流布しき。まして政をしら  
せ給へば、三寶を敬ひ正法を弘め給ふこと、佛世にも異ならず。また神通  
自在にましましき。御みづからも法服を著して、經を講じ給ひしかば、天よ

り花をふらし、放光動地の瑞ありき。天皇群臣たふとみあがめ奉ること佛  
の如し。伽藍を建てらるること四十餘個所に及べり。又この國には、昔より  
人すなほにして、法令なども定らず。十二年甲子に始めて冠位といふ事を  
定め、冠のしなによりて上下を定むるに十二階あり。十七年己巳に、憲法十七個條を作りて奏したま  
ふ。内外典の深き道をさぐりて、むねを約つづまにして作り給へるなり。天皇  
喜びて天下に施行せしめ給ひき。このころほひは唐には隋の世なり。南  
北朝相分れしが、南は正統を受け、北は戎狄より起りしかども、中國をば  
北朝にてぞ治めける。隋は北朝の後周といひしが讓を受けたりき。後に南  
朝の陳を打ち平げて一統の世となれり。この天皇の元年癸丑は、文帝一統  
の後四年なり。十三年乙丑は、煬帝の即位元年に當れり。かの國より始め  
て使を送り好を通じけり。隋帝の書に、「皇帝恭問倭皇」とありしを、これ  
は唐の天子の諸侯王につかはす禮儀なりとて、群臣あやしみ申しけるを、  
太子のたまひけるは、皇の字はたやすく用ゐざることばなればとて、返報  
をもちせ給ふ。さまざま饗祿を給ひて、使を返し遣さる。これよりこの  
國よりも常に使を遣さる。その使をば遣隋大使となむ名づけられしに、二

○桂月曰く、親房は博く神儒佛に通ずるが、その中にも佛奥最も多し。聖德太子は日本の一種の國寶也。當時神佛混合の世なりとは云へ、聖德太子を一に權化に委して疑はざるは、史家の見として如何にや。

十七年己卯の年、隋滅びて唐の世に移りぬ。二十九年辛巳の年、太子かくれ給ふ、御年四十九。天皇を始め奉りて、天下の人悲み惜み申すこと、父母に喪するが如し。皇位をも繼ぎましますべかりしかども、權化の御事なれば、定めて故ありけむかし。御諡を聖德と名づけ奉る。この天皇、天下を治め給ふこと三十六年、七十歳おましましき。

【仁德も異母の妹を妃とし】矢田皇女を妃とし給うたのだ。【小樂田の宮】大和國高市郡雷土村から稻園坂田二村の邊に互る。【萬機の政】よろづの政事。天下の政務。【太子の監國といふ事】左傳閔公二年に晉侯使太子申生伐東山臯落氏。里克諫曰、太子奉冢祀社稷之粢盛。以朝夕視君膳者也。故曰冢子。君行則守、有守從、從曰撫軍。守曰監國。古之制也」とある。監國とは、君の外に行く時、國を守つて政事を執ること。【附くこと雲の如く】雲の群るやうに附隨ふとの意。【流布】弘通すること。【佛世】佛の在世の時。【法服】法衣に同じ。僧侶の制服。【放光動地の瑞】太子の御身から光を放ち、大地も感じて震動するめてたいしるし。【伽藍】梵語、衆園と譯す、寺院、僧坊のこと。【十二年甲子に始めて】十二年甲子は十一年癸亥の誤。【十二階】德仁禮信義智を各大小に分つたのである。【十七年己巳に憲法十七條】これも十七年己巳は十二年甲子の誤。【むれを約にして】趣旨を簡略にして。【南は正統をうけ】南朝の天子は皆漢人種であつたのをいふ。【戎狄】えびす。【か

の國より始めて使を送り】これは推古天皇十五年に小野妹子を隋に遣し、書を送られたので、明年妹子の歸朝と同時に、煬帝はその臣裴世清を遣したのである。【あやしみ申し】奇怪に思つた。【饗祿】饗應と引出物。【父母に喪するが如く】死んだ父母の喪に能るやうに、天下の士民が悲しんだ。【權化の御事なれば云々】聖德太子は佛のかりに人間と生れて來られたお方であるから、天位にも即かず薨去されたのは、深い理由のあることであらう。

○第三十五代第二十四世舒明天皇は、忍坂大兄皇子の子、敏達おとさかみかほの御孫なり。御母は糠手ぬかて姫の皇女、これも敏達おとさかみかほの御女なり。推古天皇は、聖德太子の御子に傳へたまはむと思し召しけるにや、されどまさしき敏達おとさかみかほの御孫、欽明の嫡曾孫にまします。また太子御病に臥し給ひし時、天皇この皇子を御使としてとぶらひまし、に、天下の事を太子の申しつけ給へりけるとぞ。己丑の年即位、大倭の高市の郡岡本の宮にまします。この即位の年は、もろこしの唐の太宗の始、貞觀三年に當れり。天下を治め給ふこと十三年、四十九歳おましましき。

【聖德太子の御子】山背大兄王といふ。【まさしき敏達おとさかみかほの御孫云々】舒明天皇は正しき敏達天皇の御孫、欽明天皇の嫡曾孫なれば位に即き給うたとの意。【岡本の宮】大和國高市郡高市村岡。

○第三十六代皇極天皇は、茅渟王の女、忍坂大兄の皇子の孫、敏達之曾孫なり。御母は吉備姫の女王と申しき。舒明天皇皇后とし給ふ。天智、天武の御母なり。舒明かくれまして、皇子稚くおはしまし、かば、壬寅の年即位、大倭の明日香河原の宮にまします。この時に蘇我蝦夷の大臣、馬子の大臣の子并にその子入鹿朝權を專にして、皇家をないがしろにする心あり。その家を宮門といひ、諸子を王子となむいひける。上古よりの國記重寶みな私の家に運び置きてけり。中にも入鹿悖逆の心甚し。聖德太子の御子達の、科なくましまし、をも滅し奉る。こゝに皇子中大兄と申すは、舒明の御子、やがてこの天皇の御所生なり。中臣の鎌足の連といふ人と、心を一にして入鹿を殺しつ。父蝦夷も家に火をつけてうせね。國記重寶はみな焼けにけり。蘇我の一門久しく權をとれりしかども、積惡の故にや、皆滅びぬ。山田石川麿といふ人ぞ、皇子と心をかよはし申しければ滅びざりける。この鎌足の大臣は、天兒屋根命の二十一世の孫なり。昔天孫あまくだり給ひし時、諸神の上首にて、この命殊に天照大神の勅をうけて、輔佐の神にまします。中臣といふ事も、二神の御中にて、神の御心をやはらげ申し給ひける故と

ぞ。その孫天種子命神武の御代に祭事をつかさどる。上古は神と皇と一にましまし、かば、祭をつかさどるは即ち政をとれるなり。政の字の訓にてもしるべし。その後天照大神始めて伊勢の國にしづまりまし、時、種子命の末、大鹿島命祭官になりて、鎌足大臣の父小徳冠御食子までも、その官にて仕へたり。鎌足に至りて大勳をたて世に寵せられしによりて、祖業を起し、先烈をかやかされける、無止事なり。かつは神代よりの餘風なれば、然るべき理とこそ覺え侍れ。後に内臣に任じ、大臣に轉じ、大織冠となる。正一位の名也又中臣を改めて藤原の姓を賜へり。内臣に任ぜらるゝ事はこの御代にあらざ、事の次にしるしす。この天皇、天下を治め給ふこと三年ありて、同母の御弟輕の王に譲りたまふ。御名を皇祖母尊とぞ申しける。

【舒明天皇】普通本欽明天皇とあるは誤。【明日香河原宮】大和國高市郡高市村岡。【ないがしろにする】侮り輕んじて、あれどもないやうにする。【國記重寶】わが國の歴史及び歴代の寶物。【悖逆】道理法度にたがひもとること。【山田石川麿】蝦夷の弟倉麿の子。【皇子と心をかよはし】中大兄皇子、石川麿の女を納れて妃となされたので、石川麿も心か傾けて皇子をお助け申した。【殊に天照大神の勅をうけ云々】天兒屋根命が、天孫降臨の際に太玉命と共に、特に祭祀を掌り、殿内に侍して防衛をなせとの勅を受けた。【中臣といふことも

云々】中臣は中執臣の義で、神人の中を執り持つて之を和するより名づけたといふ。本文に二神とあるは天照大神と瓊々杵尊との事であらう。【祭事をつかさどるは】祭祀を掌るは即ち政事を執ることとて、所謂祭政一致であつたことは、政の字をマツリゴトと訓むのでも知られる。【先烈】祖先の功勳。【さかやかす】榮ゆるやうにする。【無事事なり】實にたふとむべきことである。【且は神代よりの餘風なれば云々】又一つには中臣氏が祭祀を掌り朝政を輔佐するは神代よりの餘風だから、鎌足が大功を立て、政權を執るやうになつたは當然の事と思はれる。【内臣に任じ】孝徳天皇大化元年のこと。【大臣に轉じ】天智天皇の二年内大臣とせられたのを言つたのであらう。大織冠を授けられ、藤原の姓を賜うたのも同じ時の事である。【大織冠】天智天皇の朝に制定された冠位二十六階の第一である。【皇祖母の尊】後の太上天皇と同じく尊號である。

○第三十七代孝徳天皇は、皇極同母の弟なり。乙巳の年即位、攝津國長柄豐崎の宮にまします。この御時始めて大臣を左右に分たる。大臣は成務の御時、武内宿禰始めてこれに任ず。仲哀の御代に又大連の官をも置かる。大臣大連並びて政をしれり。この御時、大連をやめて左右の大臣とす。また八省百官を定めらる。中臣鎌足を内臣になし給ふ。天下を治め給ふこと十年、五十九歳おましましき。

【長柄豐崎の宮】攝津國西成郡豐崎村。【始めて大臣を左右に分たる】大化元年始めて左大臣右大臣を置かれたのをいふ。【八省百官】これは大化二年のこと。この時の八省の名は倣はらない。百官は多くの官吏の意。

○第三十八代齊明天皇は、皇極の重祚なり。重祚といふことは、本朝にはこゝに生まれ。異朝には般の太甲不明なりしかば、伊尹これを桐宮に退けて、三年政をとれりき。されど帝位を捨つるまではなきにや。太甲あやまちを悔いて徳を修めしかば、本の如く天子とす。晉の世に桓立といひし者、安帝の位を奪ひて、八十餘日ありて、義兵のために殺されしかば、安帝位にかへり給ふ。唐の世となりて、則天皇后世を亂られし時、わが所生子なりしかども、中宗を捨て、廬陵王とす。同じ御子豫王を立てられしをも、また捨て、みづから位に居給ふ。後に中宗位にかへりて、唐の祚たえず。豫王も又重祚あり、これを睿宗といふ。これをまさしき重祚なれど、二代には立てず、中宗睿宗とぞ連ねたる。わが朝に皇極の重祚を齊明と號し、孝謙の重祚を稱徳と號す、異朝にかはれり。これ天日嗣を重くする故か。先賢の義定めて由あるにや。乙卯の年即位、この度は大倭の岡本にま

します。後の岡本の宮と申す。この御世はもろこしの唐の高宗の時に當れり。高麗を攻めしによりて、救の兵を申し請けしかば、天皇皇太子筑紫まで向はせ給ふ。されども、三韓終に唐に屬ししかば軍をかへされぬ。その後も、三韓好を忘るゝまではなかりけり。皇太子と申すは中大兄皇子の御事なり。孝徳の御代より太子に立ち給ふ。この御時は、攝政し給ふと見えたり。天皇天下を治め給ふこと七年、六十八歳おましましき。

【重祚】二度御位に即かるゝこと。重れて踐祚ある義。【殷の太甲云々】次の管の安帝と共に重祚に似た例をあげたのである。【則天皇后】武氏。則天武后ともいふ。高宗の皇后。

【二代には立てず】中宗も睿宗も共に重祚されたけれど、各二代には算へず一代に算へたとの意。【天日嗣を重くする故か】わが國で重祚を二代に算するのは、天位を重んずる故であらう。【後の岡本の宮】大和國高市郡高市村岡。【高麗を攻めしにより云々】高麗は百濟とあるべきであらう。唐が新羅を助けて百濟を攻め、その王を降し、百濟の遺臣救援を求めたので、天皇は太子ともに筑紫に幸し給うたのである。【三韓好を忘るゝまではなかりけり】高麗百濟は滅亡し、新羅が朝鮮半島を一統したが、その後もなほ朝貢は絶えなかつた。

○桂月曰く、如何にこの書が普通の歴史と

○第三十九代第二十五世天智天皇は、舒明の御子、御母は皇極天皇なり。壬戌の年即位、近江の國大津の宮にまします。即位四年八月に、内臣

目的を異にすとは云へ、天智天皇と鎌足とを説いて、毫も大化の革新に及ばざるは慍らぬ心地す。

鎌足を内大臣大織冠とす。又藤原朝臣の姓を給ふ。昔の大勳を賞し給ひければ、朝獎ならびなし。前後封を給ふこと一萬五千戸なり。病の間にも御幸してとぶらひ給ひけるとぞ。この天皇中興の祖にまします。光仁の御祖なり。國忌は時に隨ひて改まれども、これは長くかはらぬ事になりき。天下を治め給ふこと十年、五十八歳おましましき。

【大津の宮】近江國滋賀郡南滋賀錦織二村の間。【大織冠】後の正一位に當る。この帝の世、冠位を改めて、織、縫、紫、錦、山、天を各大小に區別し、大錦以下は又各上中下の三等に分せられた。總べて二十六階あつた。【昔の大勳】蘇我氏誅滅の事をさす。【朝獎】官職の榮達すること。【封】食封。皇室また諸王諸臣の勳功、位階、職分あるものに賜はる戸口。【國忌】は時に隨ひて云々。國忌とは皇考、皇祖、母后等の御忌日をいふ。職員令義解には「謂三先皇崩日也」とある。國忌には昔は齋會を行はれた。國忌は代々その日が異なるものなれど、天智天皇のみは代々國忌を存してかはらなかつた。

○第四十代天武天皇は、天智同母の弟なり。皇太子に立ちて大倭にましましき。天智は近江にまします。御病ありしに、太子を呼び申し給ひけるを、近江の朝廷の臣の中に告げ知らせ申す人ありければ、御門の御意の趣にやありけむ、太子の位をみづから退きて、天智の御子太政大臣大友の皇子に

○桂月曰く、大友皇子を天皇歴代に入れたるも大日本史の卓見也、その意見通りて、弘文天皇の御諡あり。親房にして知るあらしめ



ば、必ず後生畏るべし  
と云はむか。

譲りて、芳野の宮に入り給ふ。天智かくれ給ひて後、大友の皇子なほ危まれけるにや、軍を召して芳野を襲はむとぞはかり給ひける。天皇密に芳野を出で、伊勢に越え、飯高の郡に至りて、大神宮を遙拜し、美濃へかゝりて、東國の軍を召す。皇子高市参り給ひしを、大將軍として美濃の不破の關を守らしめ、天皇は尾張の國にぞ越え給ひける。國々皆隨ひ申し、かば、不破の關の軍にうち勝ち、則ち勢多に臨みて合戦あり。皇子の軍破れて、皇子殺され給ひぬ。大臣以下或は誅に伏し、或は遠流せらる。軍に隨ひ申す輩、しなじな依りてその賞を行はる。壬申の年即位、大和の飛鳥淨御原の宮にまします。朝廷の法度多く定められにけり。上下漆ぬりの頭巾を著る事も、この御時より始まる。天下を治め給ふこと十五年、七十三歳おましましき。

【告げ知らせ申す云々】日本紀に「蘇賀安磨素東宮所好、密願三東宮曰、有レ意而言矣、東宮於レ茲疑レ有レ陰謀ニ而慎レ之矣」とある。【大友皇子】弘文天皇。【飯高郡】今の飯南郡の中。  
【不破の關】美濃國不破郡關ヶ原村杉尾。【勢多】近江國栗太郡瀬田村。【大臣以下云々】右大臣中臣金は死罪、左大臣蘇我赤兄、大納言巨勢比等等は流罪に處せられた。遠流は流罪

の最も重きもの。【飛鳥淨見原の宮】大和國高市郡上居村。【上下漆ぬりの頭巾を著る】日本紀に「十一年六月丁卯、男女始結髮仍著漆沙冠」とある。

○第四十一代持統天皇は、天智の御女なり。御母は越智娘、蘇我の山田石川麿の大臣の女なり。天武天皇太子にましまし、より妃としたまふ、後に皇后とす。皇子草壁若くましまし、かば、皇后朝にのぞみ給ふ、戊子の年なり。庚寅の春正月一日即位、大和の藤原の宮にまします。草壁の皇子は太子に立ち給ひしが、世を早くし給ふによりて、その御子輕の王を皇太子とす、文武にまします。前の太子は後に追號ありて長岡の天皇と申す。この天皇天下を治め給ふこと十年、位を太子に譲りて太上天皇と申しき。太上天皇といふことは、異朝に漢の高祖の父を大公といふ尊號ありて太上天皇と號す。その後後魏の顯祖、唐の高祖、玄宗、睿宗等なり。本朝にては昔の例なし。皇極天皇位を遁れ給ひしも、皇祖母尊と申しき。この天皇よりぞ、太上天皇の號は侍りける。五十八歳おましましき。

【草壁若くましまし】この時草壁皇子は二十二歳。【藤原の宮】大和國高市郡鴨公村高殿。  
【世を早くし給ふ】草壁太子は天皇即位の前年に薨去せられた。【長岡の天皇と申す】この事

釋日本紀、帝王編年記にもあるが、年月は詳でない。淳仁天皇天平寶字二年八月に岡宮御宇  
天皇と追號を奉つたことがある。その時の事か。

○第四十二代文武天皇は、草壁の太子第二の子、天武の嫡孫なり。御母は阿閉の皇女、天智の御女なり。後に元明天皇と申す。丁酉の年即位、なほ藤原の宮にまします。この御時唐國の禮をうつして、宮室の作り、文武官の衣服の色までも定められき。また即位五年辛丑より始めて年號あり、大寶といふ。これよりさきに、孝徳の御代に大化、白雉、天智の御時白鳳、天武の御代に朱雀、朱鳥などいふ號ありしかども、大寶より後にぞ絶えぬ事にはなりぬる。依りて大寶を年號の始とするなり。又皇子を親王といふ事この御時に始まる。又藤原の内大臣鎌足の子不比等の大臣執政の臣にて、律令なども撰び定められき。藤原の氏この大臣よりいよく盛になれり。四人の子おはしき、これを四門といふ。一門は武智麿の大臣の流、南家といふ。二門は參議中衛の大將房前ふささきの流、北家といふ。今の攝政大臣及びさるべき藤原の人々は皆この末なるべし。三門は式部卿宇合うまかひの流、式家といふ。四門は左京大夫鷹の流、京家きやうけといひしが、早く絶えにけり。南家、式家も儒胤

にて、今に相續すといへども、ただ北家のみ繁昌す。房前の大將人に異なる陰徳こそおはしけめ。また不比等の大臣は、後に淡海公と申すなり。興福寺を建立す。この寺は大織冠の建立にて、山背やましろの山科やましなにありしを、この大臣平城に移さる、よりて山科寺とも申すなり。後に玄昉げんぱうといふ僧唐へ渡りて、法相宗を傳へて、この寺に弘められしより、氏の神春日明神も殊にこの宗を擁護し給ふとぞ。春日神は天兒屋根神を本とす。本社は河内の平岡にます。春日以後の事なり。又春日の第一の御殿は常陸の鹿島神、第二は下總の香取の神、第三は平岡、第四は姫御神と申す。しかれば藤原の氏の神は三の御殿にましますなり。この天皇天下を治め給ふこと十一年、二十五歳おましましき。

【皇子を親王といふ事云々】 上古は皇子を何々皇子と稱へて居たのを、大寶元年から皇兄弟皇子を親王と稱するやうになつた。【律令なども云々】 天皇即位の四年刑部親王藤原不比等に勅して、律令を撰定せしめられ、明年即ち大寶元年八月に成つた。律六卷、令十一卷、所謂大寶の律令である。律は罪人を處罰する法を規定したもの、令は細大の制度を規定したものである。【南家北家】 兩家が南北に相對して居たからの稱。【參議】 太政官の職員で朝政を參議する職。宰相ともいふ。令外の官。【中衛の大將】 中衛府の大將、中衛府は禁中の警衛を掌る、令外官。【攝政】 天皇御幼冲の時天皇に代つて萬機の政を總攬する人。【式部卿】 式部省の長官。式部省は朝廷の禮儀内外文官の考課選叙等を掌る。【式家】 その祖宇合

が式部卿であつたからの稱。【左京大夫】左京職の長官。左京職は右京職と共に京中一切の政務を掌る。【京家】その祖厩が左京大夫であつたからの稱。【備胤にて云々】儒者の家筋で、今日まで傳はつて居る。【陰徳】世に知られない徳行。【淡海公】不比等の諡。【興福寺】奈良市にある。法相宗の大本山。【大織冠の建立】大織冠は藤原鎌足のこと。鎌足が山科寺を建てたのは齊明天皇三年のことである。【山背の山科】山城國宇治郡山科村。【平城に移さる】元明天皇和銅三年で、この時興福寺と改めたのである。【玄昉といふ僧云々】玄昉の入唐したのは元正天皇の靈龜二年のことである。【法相宗】解深密經の一切法相品によつて立つる所で、諸法の體性相狀を抉擇論判する故に名づくるのだといふ。法とは萬法、相とは體性相狀の義である。【氏の神】氏の祖神。【春日明神】大和國奈良市奈良町春日野。【擁護】まもること。【神護景雲年中】神護景雲二年。

○第四十三代元明天皇は、天智第四の女、持統異母の妹、御母は蘇我我嬬、これも山田石川麿の大臣の女なり。草壁太子の妃、文武の御母にまします。丁未の年即位、戊申に改元。三年庚戌始めて大倭の平城の宮に都を定めらる。右には代毎に都を定め、則ちその御門の御名によび奉りき。持統天皇藤原の宮にましますを、文武始めて改め給はず。この元明天皇平城に移りまし、より、また七代の都になれりき。天下を治め給ふこと七年、禪位

ありて太上天皇と申し、が、六十一歳おましました。

【丁未の年】慶雲四年。【戊申に改元】和銅と改元された。改元は年號を改むること。元は首で、元を改むる義。【始めて改め給はず】始めて都を改められず、元の藤原宮にお出でになつた。

○第四十四代元正天皇は、草壁太子の御女、御母は元明天皇、文武同母の姉なり。乙卯の年正月に攝政、九月に受禪、その日即位、十一月に改元、平城の宮にまします。この御時百官に笏を持たしむ。五位以上は牙の笏、六位は木笏なり。天下を治め給ふこと九年、禪位の後二十年、六十五歳おましました。

【乙卯】和銅八年。【十一月に改元】靈龜と改元された。【百官に笏を持たしむ】養老三年二月のこと。笏は文武官束帶の時、右手に持つ器具。笏の音はコツなれど、骨に通ずるのを忌みてシヤクといふとも、柞の木にて作るから、サクを通轉してシヤクといふともいふ。【牙の笏】象牙の笏。【六位は木笏】六位以下は木笏で、六位のみではない。

○第四十五代聖武天皇は、文武の太子、御母は皇太夫人藤原の宮子、淡海公不比等の大臣の女なり。豊櫻彦尊と申す。幼くましますによりて、元明、元正まづ位に居給ひき。甲子の年即位改元、平城の宮にまします。この御代大きに佛法を崇め給ふこと先代に超えたり。東大寺を建立し、金銅十六

丈の佛を作らる。また諸國に國分寺及び國分尼寺を立て、國土安穩の爲に、法華最勝兩部の經を講ぜらる。又多くの高僧他國より來朝す。南天竺の婆羅門僧正、菩提と林邑の佛哲、唐の鑑真和尚等これなり。眞言の祖師中天竺の善無畏三藏も來り給へりしが、密機未だ熟せずとて歸り給ひにけりともいへり。この國にも行基菩薩、良辨僧正など權化の人なり。天皇、婆羅門、行基、良辨をば四聖とぞ申し傳へたる。この御時、太宰少貳藤原廣繼といふ人、式部卿字合謀叛の聞をありて追討せらる。玄昉僧正の讒によりともいへり、依りて靈となる。今の松浦の明神なり。祈禱のため伊勢の神宮に行幸ありき。また左大臣長屋王子、太政大臣高市王子の御孫也。罪ありて誅せらる。また陸奥の國より始めて黄金を奉る。この朝に金ある始なり。國の司の王賞ありて三位に叙す。佛法繁昌の感應なりとぞ。天下を治め給ふこと二十五年、天位を御女高野姬の皇女に譲りて太上天皇と申す。後に出家せさせ給ふ、天皇出家の始なり。むかし天武東宮の位を遁れて、御ぐしおろし給へりしかど、それは暫くの事なりき。皇后光明子も同じく出家せさせ給ふ。この天皇五十六歳おましましき。

【甲子の年】養老八年。【改元】神龜と改む。【東大寺】大和國奈良市。華嚴宗の總本山。

【金銅十六丈の佛】盧遮那佛の像で、所謂奈良の大佛である。【國分寺國分尼寺】天平十三年三月のこと。【法華最勝兩部の經】法華經は前にある。最勝經は金光明最勝王經の略。十卷三十一品より成る。奈良朝以後盛に講説されて法華經仁王經と共に護國の三部と崇められた。【波羅門僧正】天平八年七月來朝、東大寺大佛開眼導師となり、のち僧正に任ぜられた。名は菩提。波羅門種の人故波羅門僧正といふのである。【林邑の佛哲】支那林邑の人。波羅門僧正と共に來朝したといふ。【鑑真和尚】支那揚州江陽縣の人。天平勝寶六年來朝、聖武天皇の尊信を受け、東大寺に居り、後大僧正に任じ、大和尚の號を賜はつた。唐招提寺の開祖。【眞言】眞言宗。【善無畏三藏】中天竺の國王の子。唐の玄宗の朝長安に來た。【密機未だ熟せず】眞言秘密の宗義を弘むる機縁がまだ充分でない。【行基】和泉の人。聖武天皇の尊信を受け、天平十七年大僧正となつた。【良辨】近江の人。聖武天皇に尊崇され僧正となつた。【太宰少貳】太宰府の次官。帥を輔けて管内の政務蕃客接待等の事を掌る。【藤原廣繼】といふ人云々。廣繼は吉備眞備僧玄昉と譜はず、天平十二年八月上表して政事の得失を論じ、眞備玄昉の二人を除かんことを請うて許されず、九月遂に兵を太宰府に起して敗れ、十一月肥前の松浦郡で誅せられた。【松浦の明神】肥前國松浦郡。【伊勢の神宮に行幸】天平十二年十月。【左大臣長屋王云々】天平元年二月漆部君足、中臣東人が長屋王私に左道を學んで國家を傾げんとすると密告したので、即夜式部卿藤原字合等に六衛の兵を率ゐて王の第を圍ませ、翌日自殺を命ぜられた。【陸奥の國より始めて黄金を奉る】天平感寶元年二月のことであ

る。當時東大寺大佛の塗金不足で、大に御憂慮の際陸奥守百濟王敬福が黄金が小田郡に出たとて奉つた。【國の司の王云々】國守百濟王敬福が從五位上であつたのを、この賞として從三位になされた。【出家】世の塵を避けて家を出づる義、佛道に入る事。僧となる事。【東宮】皇太子のこと。太子の居所が皇居の東に在りしより起る。又春宮とも書く。令義解に「四時氣自東發、即春准此、故爲東宮」春宮其義無別也」とある。東宮春宮共に音讀はトウカウ、訓讀はハルノミヤである。【御くしおろし】髪を剃ること。

○四十六代孝謙天皇は、聖武天皇の御女、御母は皇后光明子、淡海公不比等の大いなり。聖武の皇子安積の親王世を早くしてのち、男子ましまさず、仍りてこの皇女立ち給ひき。己丑の年即位改元、平城宮にまします。天下を治め給ふこと十年、大炊の王を養子として皇太子とす。位を譲りて太上天皇と申す。出家せさせ給ひて、平城の西宮になむましましける。

【安積の親王世を早くし】神龜五年九月御年二歳で薨去された。【己丑の年】天平勝寶元年。【改元】天平勝寶と改められた。

○第四十七代淡路廢帝は、一品舍人親王の子、天武の御孫なり。御母は上總介當麻の老が女なり。舍人親王は皇子の中に御身の才もましけるにや、知太政官事といふ職を授けられ、朝務を輔佐し給ひけり。日本紀も、この

親王勅を承りて撰び給ふ。後に追號ありて盡敬天皇と申す。孝謙天皇御子ましまさず、また御兄弟もなかりければ、廢帝を御子にして譲り給ふ。但し年號なども改められず、女帝の御まゝなりしにや。戊戌の年即位、天下を治め給ふこと六年、事ありて淡路の國に遷され給ふ。三十三歳おましましき。

【知太政官事】准太政大臣ともいふべき官。太政大臣を重んずるより置かれたもの。【日本紀も云々】元正天皇の養老四年五月、勅によりて、舍人親王が太安麻侶等と共に撰定せられたもの。本紀三十卷系圖一卷。【後に追號ありて云々】天平寶字三年六月崇道盡敬皇帝といふ尊號を奉られた。【女帝】孝謙天皇。【戊戌の年】天平寶字二年。【事ありて云々】天平寶字八年九月惠美押勝反して誅せられた。淳仁天皇の御即位はもと押勝が勸に出た上に、道鏡の事によつて上皇と御不和であつたので、遂に押勝の亂に坐して廢せられなかつた。淳仁天皇と申す諡は、明治三年七月に奉られたのである。

○第四十八代稱徳天皇は、孝謙の重祚なり。庚戌の年正月一日更に即位、同七日改元。太上天皇密に藤原の武智鷹の大臣の第二の子押勝を幸し給ひき。大師その時太政大臣を改めて大師と云ふ。正一位になる。見給へばましましきとて、藤原に二

○柱月曰く、佛吳多  
き親房は支那の例を引  
きて僧侶の官に列する  
を暗に辯護し、道鏡の  
非望を筆誅せず、清麻  
呂の誠忠を特筆せず。  
親房の爲めに惜むべき  
哉。聖武天皇天津日嗣  
の御身を以て、自ら三  
寶の奴と稱し給ひし奈  
良の御世、嗚呼危かり  
し哉。

字を添へて惠美の姓を給ひき。天下の政、しかしながら委任せられにけり。後に道鏡といふ法師弓削の氏の人なり。また寵幸ありしに、押勝怒をなし、廢帝を勸め申して、上皇の宮を傾けむとせしに、事顯はれて誅に伏しぬ。帝も淡路に移され給ふ。かくて上皇重祚あり。さきに出家させ給へりしかば、尼ながら位に居給ひけるにこそ、非常の極なりけむかし。唐の則天皇后は太宗にまごの女御にて、才人といふ官に居給へりしが、太宗かくれ給ひて尼に成りて、感業といふ寺におはしけるを、高宗見給ひて、長髪せしめて皇后とす。諫め申す人多かりしかども用ゐられず。高宗崩じて中宗位に居たまひしを退け、睿宗を立られしをも又退けて、みづから帝位に即き、國を大周と改む。唐の名を失はむと思ひ給ひけるにや。中宗、睿宗もわが生み給ひしかども、捨て、諸王とし、みづからのやから、武氏の輩を以て、國を傳へしめむとさへし給ひき。その時にぞ法師も宦者もあまた寵せられて、世に譏らるゝためし多く侍りしか。この道鏡始は大臣に准じて、日本准大臣のはじめにや。大臣禪師といひしを、太政大臣になし給ふ。それによりて、つきつき納言、參議にも法師を交へなされにき。道鏡世を心のまゝにしければ、争ふ人のなかりし

にや。大臣吉備の眞備の公、右中辨藤原の百川などありき。されども力及ばざりけるにこそ。法師の官に任ずる事は、唐より始めて僧正、僧統などいふ事のありし、それすら出家の本意には非ざるべし。況や俗官に任ずる事あるべからぬ事にこそ。されど唐にも南朝の宋の世に惠琳といひし人、政にまじらひしを黒衣の宰相といひき。但しこれは官に任ずとは見えず。梁の世に惠超といひし僧、學士の官になりき。北朝魏の明元帝の代に法果といふ僧、安城公の爵を賜はる。唐の世となりてはあまた聞えき。肅宗の朝に道平といふ人、帝と心を一にして、安祿山が亂を平げし故に、金吾將軍になされにけり。代宗の時天竺の不空三藏をたふとび給ふあまりにや、特進試鴻臚卿を授けらる。後に開府儀同三司肅國公とす。歸寂ありしかば、司空の官をおくらる。司空は大臣の官なり。則天の朝よりこの女帝の御代まで六十年ばかりにや、兩國のこと相似たりとぞ。天下を治め給ふこと五年、五十七歳おましましき。天武、聖武國に大功あり。佛法をも弘め給ひしに、皇胤ましまさず。この女帝にて絶え給ひぬ。女帝かくれ給ひしかば、道鏡をば下野の講師になして流し下されにき。抑もこの道鏡は、法王の位を授けられたりしを、猶あかずし

て皇位に即かむといふ志ありけり。女帝さすがに思ひ煩ひ給ひけるにや、和氣の清麿といふ人を勅使に差して、宇佐の八幡宮に申されける。大菩薩さまさま託宣ありて更に許されず。清麿歸參してありのまゝに奏聞す。道鏡怒をなして、清麿がよぼる筋を断ちて、土佐の國に流し遣はす。清麿愁へ悲みて、大菩薩を恨みかこち申しければ、小蛇出て来てその疵をいやしてけり。光仁位に即き給ひしかば、則ち召し還さる。神威をたふとび申して、河内國に寺を立て、神願寺といふ。後に高雄の山に移し立つ。今の神護寺これなり。件の頃までは神威もかくいちじるき事なりき。道鏡終に望を遂げず、女帝も亦程なくかくれ給ふ。宗廟社稷を安くする事は、八幡の冥慮たりし上に、皇統を定め奉る事は、藤原の百川の朝臣の功なりとぞ。

【庚戌の年】稱徳天皇の即位は天平神護元年乙巳の年だから庚戌とあるは誤。【改元】天平神護と改元。【太上天皇】孝謙天皇のこと。【幸し給ひき】御寵愛なされた。【大師】天平寶字二年、押勝奏して官號を改め、太政官を乾政官、太政大臣を太師、左大臣を太傅、右大臣を太保、大納言を御史大夫、中衛大將を太尉と稱した。【見給へばましましきとて】押勝を御覽になると嬉しく思召されて自然に打笑まるゝとて。但し續日本紀に記してあるこの時

押勝に下された勅には、鎌足以來、世有明德、二翼、三輪、皇室、君臣、帝、后、太子、百、朝廷無事、海内清平、由レ此論レ之、曠世無レ匹、汎惠之美、莫シ美ニ於斯、自レ今以後、宜シ姓中加ニ惠美、二字、禁レ暴勝、強止レ戈、靜レ亂、故名曰ニ押勝ニ云々」とある。【天下の政云々】天下の政治一切を任せられたの意。「しかしながら」はすべての意。【上皇の宮を傾けむと云々】押勝道鏡が寵せられ、己の寵の衰へたのを憤り、天平寶字八年九月亂を起して誅せられた。【自のやから】自己の一族。【宦者】自宮して後宮に仕へる人。【大臣禪師といひし】天平寶字八年九月「朕既に出家の天子たれば宜しく出家の大臣を置くべし」と勅ありて、道鏡を大臣禪師となし、その職分封戸一に大臣に准ぜられた。【納言參議にも法師を交へなされにき】天平神護二年、山階寺の僧基眞に法參議を授け、その師圓興に法臣を授け、法臣は大納言に准じ、法參議は參議に准ぜられた。【大臣吉備の眞備】眞備はこの時右大臣であつた。【右中辨藤原百川】百川は字合の子。右中辨は太政官の判官。【僧正僧統】共に僧尼を取締る職。【俗官】僧尾でない俗人の任ずる官。【政にまじらひ】政務に關係する。【黒衣宰相】袈裟衣を著した大臣の意。【安城公】佛祖統記には安城侯とある。【道平といふ人云々】佛祖統記に「肅宗沙門道平爲ニ金吾大將軍、破ニ安祿山反賊」【金吾將軍】天子の側にあつて防衛を掌る職。【不空三藏】南天竺の高僧。玄宗の朝唐に至り、玄宗肅宗代宗に尊信せらる。三藏とは經律論の三藏に通達せる高僧の尊稱。【特進試鴻臚卿】鴻臚卿は外交を掌る官。【開府儀同三司】三司に同じ待遇を與ふる義。三司とは司職、司徒、司馬をいふ。【誦寂】寂滅無爲の眞如の體に

歸する義で僧の死をいふ。【下野の講師云々】寶龜元年八月道鏡を造下野藥師寺別當となされた。【法王の位を授け】天平神護二年十月。【あかずして】満足しないて。【さまたま託宣】續日本紀神護景雲三年九月の條に「大神託宣曰、我國家開闢以來君臣定矣。以レ臣爲レ君未レ之有也、天之日嗣必立皇緒無道之人宜早掃除」とある。【よぼろ筋】和名鈔に「國、和名與保呂、曲脚中也」とある。俗にいふ、ひつかがみのこと。【土佐の國に流し】清麻呂は始因幡員外介に貶せられ、尋て大隅に流された。土佐とあるは誤。【神威をたふとび申して云々】清麻呂宇佐八幡の神威を尊び、之を勸請して、神願寺を建てた。神願寺を建てたのは延暦年中のこと、後定額に預かつた。【高雄に移し云々】天長元年和氣仲世等奏請して高雄に移した。翌二年勅して空海を住持とし、尋て神護國神眞言寺と改め勸願に預ることになつた。高雄は山城國葛野郡梅ヶ畑村。【社稷】社は土の神、稷は穀の神、國は土穀に資つて人を養ふ故に立て、之を祀るより、國家の義に用ゐる。【冥慮】神の御心。【皇統を定め奉る事は云々】光仁天皇の條に記す。

○第四十九代第二十七世、光仁天皇は、施基皇子の子、天智天皇の御孫なり。皇子は第三の御子なり。追號ありて田原の天皇と申す。御母は贈皇太后紀旅子、贈太政大臣旅人の女なり。白壁王と申しき。天平年中に御年二十九にて從四位下に叙し、次第に昇進せさせ給ひて、正三位勳二等大納言に至り給ひき。稱徳かくれましま

し、かば、大臣以下、皇胤の中を選び申しけるに、各、異議ありしかども、參議百川といひし人、この天皇に心ざし奉りて、謀をめぐらして定め申してき。天武世を知り給ひしより、争ひ申す人なかりき。然れども天智御兄にて先づ日嗣をうけ給ひ、そのかみ逆臣を誅し、國家をも安んじ給へり。この君のかく繼體に備り給ふ、なほ正にかへるべきいはれなるにこそ。先づ皇太子に立ち、則ち受禪御年六十二。今年庚戌の年なり。十月に即位、十一月に改元、平城宮にまします。天下を治め給ふこと十二年、七十三歳おましましき。

【田原の天皇と申す】寶龜元年十一月詔を奉られた。【各異議ありしかども云々】右大臣吉備眞備を始め、長親王の子參議大市を推すものが多かつた。百川は白壁王を立てんとして、左大臣藤原永手、參議藤原宿奈麻呂等と謀り、すてに宣命を讀むべき時に至つて、竊に白壁王を太子と定むる由の宣命を作つて大市の宣命と換へて群臣に宣示したので、眞備等如何ともすることが出来ず、即日太子に立たれたのである。【争ひ申す人なかりき】皇位を争ふものなく、天武の御子孫のみ繼承されたとの意。【逆臣を誅し】蘇我入鹿蝦夷を誅せられたことをいふ。【猶正にかへるべき云々】やはり天位は正しきにつくべきわけであるとの意。【改元】寶龜と改元。



○第五十代第二十八世桓武天皇は、光仁第一の子、御母は皇太后高野新笠、贈太政大臣乙繼の女なり。光仁即位のはじめ、井上内親王聖武の御女を以て皇后とす。かの所生の皇子早良親王太子に立ち給ひき。然るを百川の朝臣、この天皇にうけつがしめ奉らむと志して、また謀をめぐらし、皇后及び太子を捨て、終に皇太子にすゑ奉りき。その時暫く不許なりければ、四十日まで殿の前に立ちて申しけりとぞ、類なき忠烈の臣なりけるにや。皇后、前太子せめられて失せ給ひにき。怨靈を安められむ爲にや、太子は後に追號ありて崇道天皇と申す。辛酉の年即位、壬戌に改元、始は平城にまします。山背の長岡に移りて十年ばかり都なりしが、又今の平安城に移さる。山背の國をも改めて山城といふ。永代に變るまじくなむはからはせ給ひける。むかし聖德太子、蜂岡太秦ににのぼり給ひて、今の城を見廻らして「四神相應の地なり、百七十餘年ありて、都を移されて變るまじき所なり」と、宣ひけるとぞ申し傳へたる。その年紀もたがはず、また數十代不易の都となりぬる、誠に王氣相應の福地たるにや。この天皇大きに佛法をあがめ給ふ。延暦二十三年傳教、弘法勅を受けて唐へ渡り給ふ。その時則ち唐朝へ使

を遣はさる。大使は參議左大辨兼越前守藤原葛野麿の朝臣なり。傳教は大台の道遂和尚にあひて、その宗をさほめて、同じき二十四年大使と共に歸朝せらる。弘法は猶かの國に留りて、大同年中に歸り給ふ。この御時、東夷叛亂しければ、坂上田村麿を征東大將軍になして遣はされしに、悉く平げて歸りまうでけり。この田村麿は武勇人に勝れたりき。初は近衛の將監になり、少將にうつり、中將に轉じ、弘仁の御時にや、大將にあがり、大納言をかけたなり。文をも兼ねたればにや、納言の官にものぼりにける。子孫は今に文士にてぞ傳はれる。天皇天下を治め給ふこと二十四年、七十歳おましましき。

【かの所生の皇子早良親王】早良親王は桓武天皇の同母弟で、皇太子となられたのも桓武天皇の時である。井上皇后の所生は他戸親王で、この方が光仁天皇の時皇太子となられた。他戸親王も早良親王も一旦皇太子となつて廢せられた事蹟が似て居るので誤つたのであらう。【百川の朝臣云々】寶龜三年皇后天皇を咒詛せられたので、百川天皇に奏して皇后及び太子を廢し、桓武天皇を太子とした。皇后が呪詛されたのも、百川が皇后に不異の行を勧め、天皇の寵が衰へたからだと水鏡にある。それを指して「謀をめぐらし」と言つたのである。【せめられ失せ給ひにき】皇后皇太子は幽閉中寶龜六年四月母子同日に薨せられた。【太子は後

に追號あり云々】延暦十九年七月早良親王を追崇して崇道天皇と稱せられた。他に親王に追號のことはない。【辛酉の年】天應元年。【壬戌に改元】延暦と改元。【長岡に移りて云々】延暦三年藤原種繼等の議によつて長岡に宮室の經營を始め、その年十一月に遷都されたが、建議者種繼は暗殺され、新都の經營は十年を経て完成しなかつたので、和氣清麻呂の奏により、延暦十三年更に平安京に遷都された。長岡は山城國乙訓郡長岡村。【改めて山城といふ】山背は山河を襟帶して自然に城を作せりとして、山城と改められた。【蜂岡】山城國葛野郡大秦村。【四神相應の地】地を相して最も勝れたのをいふ。四神とは左、青龍は東、右白虎は西、前朱雀は南、後玄武は北である。居家必用といふ書に「宅欲<sub>ニ</sub>左有<sub>ニ</sub>流水<sub>一</sub>謂<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>青龍<sub>一</sub>右有<sub>ニ</sub>長道<sub>一</sub>謂<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>白虎<sub>一</sub>前有<sub>ニ</sub>三汙地<sub>一</sub>謂<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>朱雀<sub>一</sub>後有<sub>ニ</sub>丘陵<sub>一</sub>謂<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>玄武<sub>一</sub>爲<sub>ニ</sub>最貴地<sub>一</sub>とある。【王氣相應の福地】帝王の御稜威によく適したよい土地。【傳教】最澄の謔。【弘法】空海の謔。【天台】天台宗。開祖智者大師が天台山で、この宗を弘通したからの稱。【大同年中】大同元年のこと。【征東大將軍】臨時官で、陸奥の蝦夷を鎮撫することを掌る。征夷大將軍と同じ。【近衛の將監】近衛府の判官。近衛府は禁兵を統へて宮闕に宿侍し、兵仗を帶して禁中を警衛することを掌る。【弘仁の御時】嵯峨天皇の御代。田村麻呂が近衛の大將となつたのは大同元年のことである。【大納言】太政官の次官。納言は言を納るゝ職で、下の言を上納れ、上の言を下に宣るのである。【かけたたり】兼ねたりの意。【子孫は今に文士云々】田村麻呂の子孫坂上氏は代々明法道を以て朝廷に仕へた。明法道は和漢の律令を講習する學。

### 卷 四

○第五十一代平城天皇は、桓武第一の子、御母は皇太后藤原乙牟漏、贈太政大臣良繼の女なり。丙戌の年即位改元、平安宮にまします。これより遷都なきにりて、御在所をすべからず天下を治め給ふこと四年、太弟に譲りて太上天皇と申す。平城の舊都に歸りて住ませ給ひけり。尙侍藤原の藥子を寵しましめけるに、その弟參議右兵衛督仲成等申し勸めて、逆亂の事ありき。田村麿を大將軍として追討せられしに、平城の軍破れて、上皇出家させ給ふ。御子東宮高岳親王も捨てられて、同じく出家、弘法大師の弟子になり、眞如親王と申すはこれなり。藥子、仲成等は誅にふしぬ。上皇五十一歳までましましき。

【丙戌の年即位改元】大同と改元。【尙侍】宮中女官の長。【藤原の藥子云々】藥子上皇の寵を恃み、兄（本文に弟とあるは誤）仲成と共に權威を弄し、遂に上皇を勸めて重祚せしめ、おのれ皇后とならんと企て、弘仁元年上皇の詔と矯り、都を平城に遷さんとしたので、天皇仲成を捕へ、藥子仲成の官爵を削られた。上皇怒つて藥子と同車し、東國に赴かんとされた

が、天皇は田村麻呂等をして之を遮らしめ、仲成を誅せられたので、上皇は事の成らぬを知り、宮に還つて剃髮せられ、薬子は薬を呑んで自殺した。

○第五十二代第二十九世嵯峨天皇は、桓武第二の子、平城同母の弟なり。太弟に立ちたまへりしが、己丑の年即位、庚寅に改元。この天皇、幼年より聰明にして、讀書を好み、諸藝を習ひ給ふ。また謙讓の大度もましましけり。桓武の帝、鍾愛無雙の御子になむおはしける。儲君に居給ひけるも、父の御門繼體のために顧命しましましけるにこそ。格式などもこの御時より撰び始められにき。また深く佛法を崇め給ふ。先世に、美濃の國神野といふ所に貴き僧ありけり。橋太後の先世に懇に給仕しけるを感じて、相共に再誕ありとぞ。御諱を神野と申しけるも自然にかなへり。傳教御名最澄弘法御名空海兩大師、唐より傳へ給ひし天台、眞言の兩宗も、この御代よりこそ弘まり侍りけれ。この兩大師ただなる人におはせず。傳教入唐以前より、比叡山を開きて練行せられけり。今の根本中堂の地を開かれけるに、八の舌ある鑰を求め出で、唐まで持たれたり。天台山ののぼりて、智者大師天台の宗起りて四代の祖なり。天台大師ともいふ。六代の正統道邃和尚に謁してその宗を習はれしに、か

の山に智者大師歸寂より以來、鑰を失ひて開かざる一の藏ありき。試にこの鑰にて開けらるゝにとどこほらず。一山こぞりて渴仰しけり。依りて一宗の奥義殘る所なく傳へられたりとぞ。その後、慈覺、智證兩大師、また入唐して、天台、眞言を究め習ひて、叡山に弘められしかば、かの門風いよゝよ盛になりて、天下に流布せり。

【己丑の年】大同四年。【庚寅に改元】弘仁と改元。【謙讓】物事に高ぶらず、よくへりくだること。【鍾愛無雙】他にならぶものいないほどふかく愛すること。【儲君】皇太子のこと。皇位を嗣がする爲に於て設け置く君といふ意。後には轉じて皇太子とならるゝ皇子に授けらるゝ一の資格となつた。【繼體の爲に顧命云々】位を嗣がせようとして特に顧命せられたのであらう。顧命は尙書の註に「臨終之命故曰顧命」とある。遺言して後事を依託すること。【格式なども云々】弘仁十一年藤原冬嗣等勅を奉じて弘仁格式を撰した。これが格式撰進の始で、その後、清和天皇の貞觀年中、醍醐天皇の延喜年中に格式を撰進させられた。格は制度法律等に關して發布された臨時の勅令官符で、式は朝廷で諸官衙に屬する事務を記載し、併せて令に載せない制度を規定したもの。【橋太後の云々】橋太后名は嘉智子、嵯峨天皇の皇后。皇后が前生に、神野の高僧に懇に仕へられたので、高僧がこれに感じて、今度、皇后と同時代に再生して嵯峨天皇となつたといふ事だ。【御諱を神野と云々】嵯峨天皇の御名を

神野と申したのも、神野の高僧の再生といふ事によくかなつてゐる。諱は死者生前の名。轉じては廣く名の意にも用ゐる。【この兩大師ただなる人におはせず】傳教大師弘法大師は共に常人ではなく、權化の人と見えたの意。【比叡山を開き】最澄は延暦四年始めて比叡山に上つて草舎を結び、七年山頂に一乘止觀院を建てた。所謂根本中堂の地である。【練行】修行。【八の舌ある論】舌とは論の横に出て居て、それで錠をあけるもの。【天台山】支那浙江省台州天台縣の西にある。【智者大師】名は智顛。潁川の人。【とどこほらず】何の障りもなく開いたとの意。【一山ごぞりて湯仰しけり】天台山中のもの悉く傳教を仰ぎ尊んだ。湯仰は湯した者の水を慕ふやうに仰ぎ慕ふこと。【慈覺】名は圓仁、慈覺は諱。下野の人。承和二年入唐した。【智證】名は圓珍、智證は諱、讚岐の人。仁壽三年入唐した。

唐國亂れしより、經教多く失せぬ、道遂より四代に當れる義寂といふ人まで、ただ觀心を傳へて宗義を明らむること絶えにけるにや。吳越國の忠懿王、姓は錢、名は鉉、唐の末つかたより、東南の吳越を領して偏霸の主たり。この宗の衰へぬる事を歎きて、使者十人を差してわが朝に送り、教典を求めしむ。悉く寫し畢りて歸りぬ。義寂これを見明めて、更にこの宗を再興す。もろこしには五代の中、後唐の末様なりければ、わが朝には朱雀天皇の御代にや當りけむ、日本より返し渡したる宗なれば、この國の天台宗はかへりて本となれるなり。凡そ傳教かの

宗の秘密を傳へられたる事も、唐の台州刺史陸淳が印記の文あり。悉く一宗の論疏を寫し、國に歸れる事も、釋志磐が佛祖統記に載せたり。異朝の書に見えたり。弘法は母懷胎の始、夢に天竺の僧來りて宿を借り給ひけりとぞ。寶龜五年甲寅六月十五日に誕生、この日唐の大曆九年六月十五日に當れり。不空三藏入滅す、依りてかの後身と申すなり。且は惠果和尚の告にも、「われと汝と久しき契約あり、誓ひて密藏を弘めむ」とあるも、この故にや。渡唐の時にも、或は五筆の藝を施し、様々の神異ありしかば、唐の主順宗皇帝殊に仰ぎ信じ給ひき。かの惠果は眞言第六の祖師なり。不空の弟子。和尚六人の附法あり。劍南の惟上、河北の義圓、金剛一界、新羅の惠日、訶陵の辨弘、胎藏一界、青龍の義明、日本の空海、兩部を傳ふ。義明は唐朝におきて灌頂の師たるべかりしが、世を早くす。弘法は六人の中に瀉瓶たり。惠果の俗弟子、殷が囊の詞有り。然れば、眞言の宗には正統なりといふべきにや。これ又異朝の書に見えたるなり。傳教も不空の弟子順曉に逢ひて、眞言を傳へられしかど、在唐いくばくもなかりしかば、深く學せられざりしにや、歸朝の後弘法にもとぶらはれけり。又今はこの流絶えにたり。慈覺、智證は惠果の弟子、義操法潤と聞えしが弟子、法全に逢ひて

傳へらる。凡そ本潮流布の宗、今は七宗なり。この中にも、眞言、天台の二宗は、祖師の意巧専ら鎮護國家のためと志されけるにや。比叡山には比叡山の輩これヲ稱す。然れど舊事本紀に比叡の神の御事見えたり。顯密竝びて紹隆す。殊に天子本命の道場を立て、御願を祈る地なり。これは密につぐべし。また根本中堂を止觀院といふ。法華の經文につき、天台の宗義によるに、かたがた鎮護の深義ありとぞ。東寺は桓武遷都の始、皇城の鎮のためにこれを建てらる。弘仁の御時弘法に賜ひて、永く眞言の寺とす。諸宗の雜住を許さざる地なり。この宗を神通乘といふ。如來果上の法門にして、諸教に超えたる極秘密と思へり。就中わが國は神代よりの縁起、この宗の所説に符合せり。この故にや、唐朝に流布せしは暫くの事にて、則ち日本に留まりぬ。相應の宗なりといふも、理にや。大唐の内道場に准じて、宮中に眞言院を建つ。は勘解由使の應なり。大師奏聞して、毎年正月、この所にて御修法あり。國土安穩の祈禱、稼穡豐饒の祕法なり。また十八日の觀音供、晦日の御念誦等も、宗に依りて深意あるべし。三流の眞言何れといふべきならねど、眞言を以て諸宗の第一とする事も、むねと東寺によれり。延喜の御宇に、綱所の印鑑を、東

廣田  
具茂

寺の一の阿闍梨に預けらる。よりにて法務の事を知行して諸宗の一座たり。山門、寺門は天台をむねとする故にや、顯密を兼ねたれど、宗の長をも天台座主といふめり。この天皇、諸宗をならべて興せさせ給ひける中にも、傳教、弘法御歸依深かりき。傳教始めて圓頓の戒壇を立つべき由奏せられしを、南京の諸宗表をあげて争ひ申し、かど、終に戒壇の建立を許され、本朝四個所の戒壇となる。弘法は殊更師資の御約ありければ、重くし給ひけるとぞ。

【唯觀心を傳へて云々】經論等は兵亂の爲に紛失したので、唯觀心の法を傳へ行ふばかりで、書によつて宗義を研究することは絶えたのであらう。觀心とは心性如何を觀察すること。心は萬法の主で、一事も心に漏るゝものはないから、心を觀察するは即ち一切を觀察するのである。それですべて事を究め理を觀するを盡く觀心と稱する。天台で所謂一心三觀は即ち觀心である。【吳越國】所謂五代の十國の一である。【偏霸の主】僻遠の地の霸王の意。【五代】後梁後唐後晉後漢後周をいふ。【唐の台州刺史云々】傳教大師將來目錄に「又遇龍象遂公一德萬行於一心了、殘途三觀、親承祕密、理絕名言、猶慮他方學徒不能信受、爰請當州印記、安可任爲憑、台州刺史上柱國淳給書」とあるのをいふ。【釋志磐が佛祖統記にのせたり】佛祖統記四十二に「永貞元年日本國沙門最澄來學、教於天台、遂法師一畫寫一宗論

疏<sup>チテ</sup>以<sup>ル</sup>歸、爲<sup>ル</sup>日本傳教之始也」とある。佛祖統記は五十四卷。宋の志磐の撰。天台一家の正史。【依てかの後身と申す】不空三藏の死んだ日に弘法大師が生れたので、弘法は不空の生れがはりと傳へる。【惠果和尚】唐の青龍寺の僧。眞言宗の第七祖。不空三藏の弟子。【密藏】眞言の經典をいふ。【五筆の藝を施し】弘法は筆を口にくはへ、左右の手に持ち、左右の足にはさんで、五行同時に書いて五筆和尚と稱せられたこと、古今著聞集に見えてゐる。【六人の附法】惠果親しく法門を附屬した弟子が六人あるとの意。【金剛界】大日如來の智徳を開示した部門。【胎藏界】大日如來の理性を開示した部門。【兩部】金剛界胎藏界の兩部門。【灌頂の師】唐の天子の灌頂の師。灌頂は眞言宗で行ふ法式。法水を受者の頂に灌ぐこと。【瀉瓶】瓶の水を他の瓶に移すといふ義で、法を少しも漏さず受け傳へること。【吳股が纂の詞】日本沙門空海來求<sup>ム</sup>聖教<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>兩部秘奧壇儀印契<sup>ヲ</sup>漢梵無<sup>ク</sup>差、悉受<sup>ケル</sup>於<sup>コト</sup>心<sup>ニ</sup>猶如<sup>シ</sup>瀉瓶<sup>ニ</sup>云々」とある。【弘法にもとぶらはれけり】眞言のことを弘法に質問された。【七宗】天台、眞言、華嚴、三論、法相、律、成實をいふ。【祖師の意巧云々】宗祖の用意が主として國家を護ることを目的としたやうである。【比叡山には顯密云々】叡山には顯教密教共につづき榮えた。密教とは眞言宗をいひ、その他の諸宗を顯教といふ。顯とは衆生の機を計つた報身化身の說法、即ち隨他意の教法で、その理顯然と知ることが出来るので顯教といひ、密教は法身佛が自受法樂の爲に自性の眷屬と共に三密の法門を談話したもので、等覺の菩薩も容易に知られないもの故、密教といふのである。密は秘奧幽妙の義、但し本文の顯密は天台眞言

と解してよい。【本命の道場】天皇の本命星を祈念して國家を鎮護する道場。本命星とは北斗七星の中で、その人の生年に當る星をいふ。叡山が本命道場となつたのは、文德天皇仁壽元年のこと。【法華の經文につき云々】天台宗の奧義である止觀といふ語を院に名づけたのを見ると、延曆寺が國家の鎮護となるべき事は、經文によつても宗義によつても明なことがある。【東寺】山城國京都市下京區九條町にある。教王護國寺と號し、眞言宗の總本山である。【桓武遷都の始云々】延曆十五年大納言伊勢人を造寺長官に任じ、羅城門の左右に東西兩寺を建立して、左右兩京の鎮護となされた。【弘仁の御時云々】嵯峨天皇の弘仁十四年東寺を空海に屬して、永く密教流布の根本道場と定められた。【神通乘】如來神變の加持力に依て説いた乘教なのでかく名づけたのである。【果上の法門】佛教中第一の宗旨といふほどの意。大悲の加持力に依て因位の人も聞くことを得れど、その實は唯佛と佛との法門で、菩薩以下の當分でない甚深の教法をいふのである。【わが國は云々】わが神代よりの傳説がよく眞言宗に説く所と一致して居る。【相應の宗なりといふも理にや】世人が眞言宗を日本によく適した宗旨だといふも道理あることである。【内道場】大内の道場。支那では梁の武帝の時に始まり、唐の則天武后、洛陽の大内に之を置いた。【宮中に眞言院を建つ】仁明天皇の承和元年弘法大師の奏請に由つて建てられた。朝廷の御修法及念誦を勤むる所。【勸解由使】官人遷替の時、前官の人、任中公事の懈怠、官物の缺負がないと、新官から解由狀を與へる、その解由狀を勸檢する職。【毎年正月この所にて御修法あり】正月八日より十四日まで

て七日間、金光明最勝王經を講説して國家の平安五穀豐饒を祈請するので、金剛界と胎藏界と隔年に修す。眞言院御修法又は後七日御修法といふ。【稼穡豐饒の祕法】五穀のよく實ることを祈らるゝ大切の御修法との意。【十八日の觀音供】毎年正月十八日仁壽殿にて行はれ、東寺の長者が之を勤むる。仁壽殿には觀音の像二軀安置されてあつた。里内裡の時は眞言院で修する。【晦日の御念誦】毎月晦日に主上が佛を念じ經文を誦し給ふこと。【三流の眞言】延曆寺園城寺東寺の三流。【何れといふべきにあらねど】その優劣をいふべきではないが。【むねと東寺によれり】主として東寺があるからである。【綱所の印鑑を云々】綱所の印と鑑(カギ)を東寺の長者に預けられた。綱所は僧綱の住所で法務を掌る所。【阿闍梨】阿は發語、闍梨は軌範の義で、弟子の行爲を矯正し、その軌範となるべき高僧の敬稱。後には眞言の祕法を傳授する職位の稱に限るやうになつた。東寺の一の阿闍梨は阿闍梨の首座、東寺の長者で、法務の役を勤むるのである。【諸宗の一座】諸宗の中で第一に位した。【山門寺門】山門は延曆寺、寺門は園城寺のこと。【傳教弘法御歸依深かりき】嵯峨天皇は特に傳教と弘法とを御信仰なされた。歸依は歸順依憑の義で、信仰して我が生命をそれに托すること。【傳教始めて云々】弘仁十年最澄圓宗大乘戒壇を建てんことを奏請した。【圓頓の戒壇】天台宗所傳の圓頓戒を授受する道場。天台宗は諸法を圓融し頓速に成佛するといふ圓頓の旨を宗とするので、その所依の戒を圓頓戒といふ。戒壇は戒を授くる壇場。【南京の諸宗云々】南京は南都に同じ、奈良のこと。奈良の護命、景深等が表を捧げて、反對したのをいふ。

【戒壇の建立を許され】弘仁十三年最澄の死後、初七日に許可を得た。【四個所の戒壇】東大寺、下野の藥師寺、筑前の觀世音寺及び延曆寺である。【師資の御約】師弟の御約束。師資は師は道を弟子に傳へ、弟子は學を師に資るといふ義で師弟のこと。

この兩宗の外、華嚴、三論は東大寺にこれを弘めらる。かの華嚴は唐の杜順和尚より盛になれりしを、日本の朝辨僧正傳へて、東大寺に興隆す。この寺は則ちこの宗に依りて建立せられけるにや。大華嚴寺といふ名あり。三論は東晉の同時に、後秦といふ國に、羅什三藏といふ師來りて、この宗を開きて世に傳へたり。孝徳の御世に、高麗の僧惠觀來朝して傳へ始めける。然らば、最前流布の教にや。その後、道慈律師請來して大安寺に弘めき。今は華嚴と並びて東大寺にあり。法相は興福寺にあり。唐の玄奘三藏天竺より傳へて國に弘めらる。日本の定惠和尚大德冠の子なりかの國に渡り、玄奘の弟子たりしかど、歸朝の後世を早くす。今の法相は玄奘助僧正といふ人入唐して、泗州の智周大師の弟子に逢ひてこれを傳へて流布しけるとぞ。春日の神も殊更この宗を擁護し給ふなるべし。この三宗に天台を加へて四家の大乘といふ。俱舍、成實などいふは小乗なり。道慈律師同じく傳へて流布

せられけれども、依學の宗にて、別にこの宗を立つる事なし。わが國大乘純熟の地なればにや、小乗を習ふ人のなきなり。又律宗は大小に通ずるなり。鑒眞和尚來朝して弘められしより、東大寺及び下野の藥師寺、筑紫の觀音寺に戒壇を立て、この戒を受けぬ者は、僧籍につらならぬ事に成りにき。中古よりこのかた、その名ばかりにて、戒體を守る事だにも絶えにけるを、南都の思圓上人等章疏を見明めて戒師となる。北京には我禪上人入宋して、かの土の律法を傳へてこれを弘む。南北の律再興して、かの宗に入る輩は威儀を具することふるきが如し。

【華嚴】華嚴經を所依として開いたのて名づく。【三論】中論十二門論百論の三論に依て宗を立つるので三論宗といふ。【杜順】唐の高僧、杜氏で法順と號したので、杜順と稱するのである。【東晉の同時】東晉と同時代。【羅什三藏】龜茲國の人。後秦に至り國師の禮遇を受けた。【孝徳の御世に云々】惠灌の來朝したのは推古天皇の三十三年正月で、孝徳天皇の朝ではない。【最前流布の教にや】最も早く日本に弘まつた宗旨であらう。【道慈律師】大和の人。大寶中入唐し、歸朝ののち三論宗を弘めた。【請來】他國より經論佛像などを購ひ受けて自國に齎し來ること。【大安寺】大和國添上郡大安寺村にある。百濟大寺、大官大寺ともいふ。【玄奘三藏】唐の高僧。太宗の貞觀三年印度に入り、往復十七年を費し、經論六

○桂月曰く、佛奥の親房が傳教弘法を力説するは、さもあるべし。

百五十餘部を獲て歸り、譯經に従事した。【定慧和尚】藤原鎌足の長子、白雉四年入唐し、白鳳四年歸朝した。【世を早くす】定慧は和銅七年に八十餘で死んだので、早世といふのは誤である。【智周大師】玄奘の弟子窺基の弟子。【大乘小乘】大乘とは佛の説いた教法の中で、一切智を求め智見を開き、その力用を以て無量無數の衆生を救済して安樂を得しむる教法をいひ、小乗とは自利のみを行じて、利他を行じない聲聞緣覺の修する法門をいふ。乘は運載の義で、この法よく衆生をのせて悟の彼岸に到らしむとの意で名づけたのである。【俱舍】俱舍論を本論とした宗旨。【成實】成實論に依つて宗義を立つる宗派。【依學の宗】唯學問として依り學ぶ宗で、信心して修行する宗でないこと。【純熟】よくなれて習慣となること。【律宗は大小に通ず】律宗は大乘小乘に互つた宗旨。律宗は戒律を以て所依とする宗派。【藥師寺】下野國河内郡藥師寺村。【觀音寺】觀世音寺の略。筑前國筑紫郡水城村。【戒體】戒法授受の時、非を防ぎ惡を止むる功能が受者の身中に發現するものをいふ。【南都の思圓上人等云々】奈良の思圓、圓晴、覺盛などが律宗の經論を研究して受戒の師となつたことをいふ。思圓名を叡尊といふ。龜山天皇の頃の人。【戒師】正しく戒を授くる本主をいふ。【北京】奈良を南都といふに對して平安京をいふ。【我禪上人】名は俊苾。肥後の人。土御門天皇の正治元年入宋。泉涌寺の開祖。

禪宗は佛心宗ともいふ。佛の教外別傳の宗なりとぞ。梁の代に、天竺の達磨大師來りて弘められしに、武帝機にかなはず、江を渡りて北朝に至る。嵩



傳教の天台弘法の眞言を説くついでに、傳來せる諸宗を説いて、その要を得たり。獨り怪む、傳來の諸宗のみを説いて、一言も淨土、眞、日蓮の三宗に及ばざるは、知らざりしか、輕視したりしか、ひろく諸宗を容れよと説きながら、自家撞著に陥る。惜むべき哉。

山といふ所に留まり、面壁して年を送られけり。後に惠可これを嗣ぐ。惠可より下四世に弘忍禪師と聞えし、嗣法南北に相わかる。北宗の流をば、傳教、慈覺傳へて歸朝せられき。安然和尚慈覺の孫弟子。教時諍論といふ書に、教理の淺深を判するに、眞言、佛心、天台とつらねたり。されど、うけ傳ふる人なくて絶えにき。近代となりて南宗の流多く傳はる。異朝には南宗の下に五家あり。その中、臨濟宗の下より又二流となる、これを五家七宗といふ。本朝には榮西僧正黃龍の流を汲みて傳來の後に、聖一人、石霜の下つた、虎丘の流を無準にうく。かの宗の弘まる事は、この兩師よりの事なり。打ちつづき異朝の僧もあまた來朝し、この國よりも渡りて傳へしかば、諸家の禪多く流布せり。五家七宗とはいへども、以前の顯密權實等の不同には相似るべからず。いづれも直指人心見性成佛の門をば出でざるなり。弘仁の御宇より眞言、天台の盛になれる事を、聊かするし侍るにつきて、大方の宗に傳來の趣を載せたり。極めて誤り多く侍らむ。但し君としては、いづれの宗をも大概しろしめして捨てられざらむ事ぞ、國家攘災の御計なるべき。菩薩大士もつかさどる宗あり。わが朝の神明も取り分き擁護し給ふ

教あり。○宗に志ある人、餘宗を謗りいやしむ、大きな誤なり。人の根機品々なれば教法も無盡なり。況やわが信ずる宗をだに明めずして、未だ知らざる教を謗らむは、極めたる罪業にや。われはこの宗に歸すれども、人は又かの宗に志す、共に随分の益あるべし。これ皆今生一世の値遇にあらず。國の主ともなり、輔政の人ともなりなば、諸教を捨てず、機を漏さずして、得益の廣からむ事を思ひ給ふべきなり。かつは佛教に限らず、儒道の二教乃至、諸の道、賤しき藝までもおこし用ゐるを、聖代といふべきなり。

【禪宗】禪は梵語で、具には禪那といふ。靜慮、又は定と譯す。乃ち禪定を修して心性を悟得する宗義だから禪宗と名づけるのである。佛心宗といふのも名相言教に拘泥しないで、佛の心印を單傳するからである。【教外別傳】文字に顯はさず、言句を用ゐず、直に佛祖の心印を傳ふるをいふ。【達磨大師】南天竺の國王の子。梁の普通元年支那に至り、禪宗を弘む。圓覺大師と謚す。【武帝機に叶はず】武帝が禪の眞意を悟るに適しない。【江】揚子江。【嵩山】河南省開封府の西にある。達磨は嵩山の少林寺に居た。【面壁】壁に面して坐すること。達磨が面壁すること九年、これより坐禪の異名となつた。【惠可】初名神光。達磨に隨つて正法眼藏及び信衣を受けた。【弘忍禪師】唐の蘄州黄梅縣の人。四祖道信禪師に遇うて

心印を得た。【嗣法南北に相わかる】弘忍の門下に慧能、神秀といふ二人あり、慧能の禪南地に行はれて南宗と稱し、神秀の化北地に盛にして北宗と稱したのをいふ。嗣法は宗派の系統。【安然和尚】叡山の僧。元慶八年元慶寺の座主となる。【されど受け傳ふる人なくて云々】禪宗は眞言宗の次に位した程なれど、それを受け傳ふる人がなくて、北宗の流は絶えた。【五家】淨仰、曹洞、臨濟、雲門、法眼。【臨濟宗】唐の眞定府臨濟院の義玄の開いた禪宗の一派。【二流】楊岐、黃龍といふ。【榮西僧正】備中の人。後鳥羽天皇の文治三年入宋。歸朝の後臨濟宗を弘めた。建仁寺の開祖。【黃龍の流を汲み】黃龍の宗派を學んでの意。黃龍は前記臨濟宗二流の一で、宋の隆興府黃龍山の慧南の創めたもの。【聖一上人】名は辨圓、四條天皇の嘉禎元年入宋した。東福寺の開祖。【石霜の下つた云々】聖一上人は石霜の法統である虎丘の流派を無準といふ僧に受けた。石霜は臨濟より六世の孫。名は楚圓。潭州の石霜山に居たので石霜といふ。虎丘は名は紹隆、宋の平江府虎丘山に居たので虎丘といふのである。【この兩師】榮西と聖一と。【以前の顯密權實等の云々】五家七宗とは言つても、その差は顯密權實等ほど甚しくはない。【權實】權教と實教。如來の權智で、初に三乗の教を開くを權教とし、後に乘の理を示すを實教とする。【直指人心見性成佛】禪の宗風を示した語で、教門の施設によらず、直に人心を參究し、心の本性を徹見して成佛するとの意。【大方の宗に云々】天台眞言の外、我が國に傳來した他宗の大略の由來を書き載せた。【菩薩大士もつかさどる宗あり】菩薩大士も各主として關係する宗旨があるとの意。菩薩は梵語菩提

薩埵の略。佛果を求むる大乘衆をいふ。大士はその譯語。【わが朝の神明も云々】わが國の神々も各特別に護らるゝ宗旨がある。【人の根機品々なれば云々】人の性は千差萬別であるから、それを教へ導く宗旨も亦數限なく多い。根機とは人の性を木に譬へて根といひ、根の發動する所を機といふのである。【極めたる罪業】甚しい罪科。【隨分の益】身分に應じた利益。【今生一世の値遇にあらず】いづれの宗派を信ずるも、それは皆現世のみのめぐりはせてなく、前世から深い因縁があつての事ぞとの意。値遇は我を益するものに遇ふこと。

【輔政の人】君主を輔けて政事を執る人。【機を漏さず】すべての機會を失はないとの意。

【儒道の二教】儒教と道教と。

凡そ男夫は稼穡を勤めて己も食し、人に與へても飢ゑざらしめ、女子は紡績を事としてみづからも衣、人をもあたゝかならしむ。賤しきに似たれども人倫の大本なり。天の時に隨ひ、地の利によれり。この外商沽の利を通ずるもあり、工巧の業を好むもあり、仕宦に志すもあり、これを四民といふ。仕宦するにとりて、文武の二道あり。坐して以て道を論ずるは文士の道なり。この道に明かならば相とすに堪へたり。征きて以て功を立つるは武人のわざなり。このわざに譽あらば將とするに足れり。されば文武の二は、暫くも捨て給ふべからず。世亂れたる時は、武を右にし、文を左にす。

國治まれる時は文を右にし、武を左にすともいへり。古に右を上にする、よかくの如く様々なる道を用ゐて、民の愁をやすめ、各争ひなからしめむ事を本とすべし。民の賦斂を厚くして、みづからの心をほしきまゝにする事は、亂世亂國の基なり。わが國は王種のかはる事はなけれども、政亂れぬれば曆數も久しからず、繼體も違ふためし、所々にしるし侍りぬ。況や人の臣として、その職を守るべきにおきてをや。

【稼穡を勤め】農業を勵むこと。稼は穀物を種うること、穡はこれをとれ斂むること。【紡績】うみつむぐこと。【人倫の大本】人道の根本。【天の時に隨ひ云々】四季の寒暖風雨の多少、土地の肥瘠等により、種々の方法によりて耕作すること。【商沽の利を通ずるもあり】商人の有無を通じて相互の利をはかるものもある。【工巧の業を好むもあり】諸種の工藝を好むものもある。【四民】所謂士農工商である。【この道に明ならば云々】國家を治むる文の道によく通ずれば大臣とすることが出来る。【このわざに譽あらば云々】征討の事に長じたならば大將軍とすることが出来る。【世亂れたる時は云々】亂世には武を重んじ文を軽くし、治世には文を重くし武を軽くするとの意。【民の賦斂を厚くし】人民より租税を多くとりたつること。【自の心をほしきまゝにす】自己の快樂を恣にする事。【曆數も久しからず】御治世も永くつづかぬとの意。【繼體も違ふ】他の天皇の御系統の即位し給ふこと。

○桂月曰く、傳教、弘法を説きて、諸宗に及び、更に諸道諸藝に及び。脱線らしけれど脱線に非ず。次の章に連絡して、嵯峨天皇の御徳を稱賛す。筆致自在、文の雄なる哉。

【況や人の臣として云々】まして臣下が各その職分を守つて、私欲を慎むべきはいふまでもないことである。

抑も民を導くにつきて諸道、諸藝、みな要樞なり。古には詩書禮樂を以て國を治むる四術とす。本朝は四術の學を立てらるゝこと慥かならざれども、紀傳、明經、明法の三道に、詩書禮を攝すべきにこそ、算道を加へて四道といふ。代々に用ゐられ、その職を置かるゝ事なれば、くはしくしるすに能はず。醫、陰陽の兩道、又これ國の至要なり。金石絲竹の樂は、四學の一にて専ら政をする本なり。今は藝能の如くに思へる無念の事なり。風を移し俗をかふるには、樂よりよきはなしといへり。一音より五聲十二律に轉じて、治亂を辨へ、興衰を知るべき道とこそ見えなれ。また詩賦、歌詠の風も、今の人の好む所、詩學の本には異なり。然れども一心より起りて、よろづの言の葉となる、末の世なれども、人を感ぜしむる道なり。これをよくせば、僻をやめ邪を防ぐ教なるべし。かゝれば、いづれか心の源を明め、正に歸る術なからむ。輪扁が輪を削りて、齊の桓公を教へ、弓工が弓をつくりて、唐の太宗をさとらしむる類もあり。乃至、圍碁、彈碁の戲ま

でも、愚なる心を治め、軽々しきわざを留めむがためなり。但しその源に基かずとも、一藝は學ぶべき事にや。孔子も「飽食終日、心を用ゐる所なからむよりは、博奕をだにせよ」と侍るめり。まして一道をうけ、一藝にもたづさはらむ人、本を明め理をさとする志あらば、これより理世の要ともなり、出離のはかりごとしもなりなむ。一氣一心にもとづけ、五大五行により、相剋相生を知り、みづからもさとり、他にもさとらしめむ事、よろづの道その理一つなるべし。

【要樞】極めて必要なこと。【紀傳明經明法の三道】古わが國の大學で教授した學科。紀傳道は歴史を修むる學科で、後には文章も兼修した。専ら史記漢書後漢書を研究し、後文選を加へた。四道中最も重を置かれたもの。明經道は専ら經書を修むる學科で、詩書易禮左傳等を研究した。明法道は和漢の律令を研究する學科である。【詩書禮を攝すべきにこそ】三道の中に詩書禮を兼修したものであらうの意。攝は收むる義。【算道】數學科。【くはしくしるすにあたはず】詳しく記すにも及ばぬとの意。【醫陰陽の兩道】醫には鍼術、按摩術、呪禁術、產科などがあつた。陰陽道は陰陽を推し吉凶を判するもので、天文曆數の事を兼ねた。【金石絲竹】金石とは鉦鼓磬の類、絲竹とは琴琵琶笛の類。【四學】四術に同じ。詩書禮樂をいふ。【専ら政をする本なり】音樂は人心を和げ邪念を去らしむる效があるのて政治を施す

根本となつたとの意。【無念の事】残念なこと。【風を移し俗を易ふる云々】孔子の語。風俗を善美に移し易ふるは、音樂にまさるものはないとの意。【五聲】五音ともいふ。宮、商、角、徵、羽である。【十二律】六律六呂をいふ。六律は黃鐘、大簇、姑洗、蕤賓、夷則、無射。六呂は大呂、夾鐘、仲呂、林鐘、南呂、應鐘。【詩學の本には異也】古は風俗を察し人心の正邪を知り人倫を和ぐる料としたが、後世は唯遊興の具とするだけで、本と違つたのである。【一心より起りて云々】詩歌は一心を本として幾千萬言の情を述べ、人を感動させるものである。【かゝればいづれか云々】些細な藝能でも人心を正しくする效があるから、何物か人心を清くし正道に立返らす媒とならぬものがあらうか。【輪扁が輪を削りて云々】莊子天道篇に「桓公讀書於堂上、輪扁斲輪於堂下、釋椎鑿而上問桓公曰、敢問公之所讀爲何言邪、公曰、聖人之言也、曰、聖人在乎、公曰、已死矣、曰、然則君之所讀、讀者、古人之精魄已矣、桓公曰、寡人讀之、輪人安得讀乎、有說則可、無說則死、輪扁曰、臣也以三臣之事觀之、劉輪徐則甘而不固、疾則苦而不入、不徐不疾、得之於手、而應於心、口不能言、有數存焉於其間、臣不能以喻、臣之子亦不能受之於臣、是以行年七十而老尙斲輪、古之人與其不可傳也死矣、然則君之所讀者、古人之精魄已矣」とある。輪扁は車をつくる人。【弓工が弓をつくりて云々】貞觀政要に「貞觀初、太宗謂蕭瑀曰、朕少好弓矢、自謂能盡其妙、近得三良弓十數、以示弓工、乃曰、皆非良材也、朕問其故、工曰、木心不正則脉理皆邪、弓雖剛勁而遣箭不直、非良弓也、朕始悟焉、朕以三弧弓

定<sup>メ</sup>四方<sup>ニ</sup>用<sup>レ</sup>弓<sup>多</sup>矣、而猶不得<sup>ニ</sup>其理<sup>ヲ</sup>況<sup>ヤ</sup>朕有<sup>ニ</sup>天下<sup>ニ</sup>之日淺<sup>シ</sup>得<sup>ニ</sup>爲<sup>レ</sup>理<sup>之</sup>意<sup>ヲ</sup>未<sup>レ</sup>及<sup>バ</sup>於<sup>レ</sup>弓<sup>多</sup>猶<sup>フ</sup>失<sup>レ</sup>之而況<sup>於</sup>理<sup>乎</sup>とあるをいふ。【彈碁】黑白の碁石を雙方から指で弾いて當つたの多い方を勝とする遊戯。【その源にもとづかずとも云々】その根本の意味によらなくても、人は一藝は學ぶ方がよい。本源とは古人が一つの遊藝でも世人に益あれとしたことをいふ。【孔子も飽食終日云々】論語陽貨篇に「子曰、飽食終日、無<sup>レ</sup>所用<sup>レ</sup>心難<sup>ク</sup>矣哉、不<sup>レ</sup>有<sup>ニ</sup>博奕者<sup>一</sup>乎、爲<sup>レ</sup>之猶賢<sup>ニ</sup>乎已<sup>一</sup>」とある。【理世の要】世を治むる要具。【出離のはかりごと】現世の利欲を離るゝ手段。【一氣一心にもとづけ】人々の心を木としの意。【五大五行により云々】天地の理によつて世事の通塞を知るといふほどの意。五大とは地水火風空をいひ、五行とは木火土金水をいふ。相剋相生は陰陽家の説で、五行の相剋ち相生するといふこと。即ち木は火を生じ、火は土を生じ、土は金を生じ、金は水を生ずるは相生、木は土に剋ち、土は水に剋ち、水は火に剋ち、火は金に剋ち、金は木に剋ち、は相剋である。

この御門、誠に顯密の兩宗に歸し給ひしのみならず、儒學も明かに、文章も巧みに、書藝も勝れ給へりし。宮城の東面の額も、御みづから書かしめ給ひき。天下を治め給ふこと十四年、皇太弟に譲りて太上天皇と申す。帝都の西嵯峨といふ所に、離宮を始めてぞましましける。一旦國を譲り給ひしのみならず、行末までも授けましまさむの御志にや、新帝の御子恒世親

王を太子に立て給ひしを、親王又かたく辭退して、世をそむき給ひけるこそありがたけれ。上皇深く謙讓しましけるに、親王又かく遁れ給ひける、末代までの美談にや。むかし仁徳兄弟相譲り給ひし後には聞かざりし事なり。五十七歳おましましき。

【この御門】嵯峨天皇。【書藝も勝れ給へり】天皇及び空海橘逸勢を三筆と稱した。【東面の額】陽明門、待賢門、郁芳門の額。【行末までも云々】後々まで末長く淳和天皇の御子孫に皇位を譲らんとすの御志にやの意。【新帝】淳和天皇。【世をそむき】出家すること。

○第五十三代淳和天皇、西院の帝とも申す。桓武第三の子、御母は贈皇太后藤原旅子、贈太政大臣百川の女なり。癸卯の年即位、甲辰に改元。天下を治めたまふこと十年、太子に譲りて太上天皇と申す。この時兩上皇おましましければ、嵯峨をば前太上天皇、この御門をば後太上天皇と申しき。嵯峨の帝の御掟にや、東宮には又この帝の御子恒貞親王立ち給ひしが、兩上皇かくれまし、後に、故ありてすてられ給ひき。五十七歳おましましき。

【癸卯の年】弘仁十四年。【甲辰に改元】天長と改元す。【故ありてすてられ給ひき】承和九年七月東宮帶刀伴健岑、橘逸勢等東宮を奉じて東國に赴き、亂を起さんとすと告ぐるもの

があつて、健甞等捕へられ、東宮も亦坐して廢せられた。

○第五十四代第三十世仁明天皇、諱は正良、これよりさき御諱儘ならず、多くは乳母の姓など諱に用ひられき。是より二字ただし深草の帝とも申す。嵯峨第二の子、御母は皇太后橘の嘉智子、贈太政大臣清友の女なり。癸丑の年即位、甲寅に改元。この天皇は西院の御門の猶子の義にましましければ、朝觀も兩皇にせさせ給ふ。ある時は兩皇同所にして觀禮もありけりとぞ。わが國の盛りし事は、この比ほひにやありけむ、遣唐使も常にあり、歸朝の後、建禮門の前に、かの國の寶物の市を立て、群臣に賜はする事もありき。律令は文武の御代より定められしかど、この御代にぞ撰び調へられにける。天下を治め給ふこと十七年、四十一歳おましましき。

【これよりさき御諱たしかならず】仁明天皇以前は御名もはつきりしない。【癸丑の年】天長十年。【甲寅に改元】承和と改元す。【猶子の義に云々】御子分てあらせられたから。

【朝觀】天皇が太上天皇皇太后の宮に行幸して拜し給ふこと。【兩皇】嵯峨淳和の兩上皇。

【遣唐使】支那唐朝の時、わが國よりその朝に遣した公使。【歸朝の後建禮門の前に云々】

承和六年遣唐使藤原常嗣等歸朝したので、建禮門前に三の輦を張つて、唐より持來つた種々

の物を置いて、内藏寮の官人及び内侍等をして交易させ、宮市と名づけられたことが續日本後紀に見えてゐる。建禮門は大内裡外郭門の一。【この御代に云々】天長十年十二月に令議解の出來たのをいふのであらう。

○第五十五代文德天皇、諱は道康、田村の帝とも申す。仁明第一の子、御母は太皇太后藤原の順子、五條の后と申す。左大臣冬嗣の女なり。庚午の年即位、辛未に改元。天下を治め給ふこと八年、三十三歳おましましき。

【五條の后】京の五條の家に住まれたからの稱。【庚午の年】嘉祥三年。【辛未に改元】仁壽と改む。

○第五十六代清和天皇、諱は惟仁、水尾の帝とも申す。文德第四の子、御母は皇太后藤原の明子、染殿の后と申す。攝政太政大臣良房の女なり。わが朝は幼主位に居給ふこと稀なりき。この天皇九歳にて即位、戊寅の年なり。己卯に改元。踐祚ありしかば、外祖良房の大臣始めて攝政せらる。攝政といふことは、もろこしには唐堯の時、虞舜を登げ用ゐて政を任せ給ひき、これを攝政とす。かくて三十年ありて正位を受けられき。般の代に伊尹といふ聖臣あり。湯及び太甲を輔佐す、これは保衡といふ。阿衡と。その心は攝政なり。

周の世に周公旦しゅうこうたんまた大聖なりき。文王の子、武王の弟、成王の叔父なり。武王の代には三公につらなり、成王若くて位につき給ひしかば、周公みづから南面して攝政す。成王をおきて南面せられたりとも見えたり。漢の昭帝また幼にして即位、武帝の遺詔により博陸侯霍光はくりくこうくわくといふ人、大司馬大將軍にて攝政す。中にも周公霍氏をぞ先蹤にも申すめる。本朝には應神生れ給ひて、襁褓きやうほうにましまし、かば、神功皇后天位に居給ふ。然れども攝政と申し傳へたり。これは今の義には異なり。推古天皇の御時、厩戸の皇太子攝政し給ふ。これぞ帝は位に備りて、天下の政、しかしながら攝政の御まゝなりける。齊明天皇の御代に、御子中大兄の皇太子攝政し給ふ。元明の御代の末つ方、皇女淨足姫尊きよあらしひめのみこと、御事なり。暫く攝政したまひき。この天皇の御時、良房の大臣の攝政よりしてぞ、まさしく人臣にて攝政する事は始まりける。但しこの藤原の一門、神代より故ありて、國主を輔け奉る事は、さきにも所々にしるし侍りき。淡海公の後、參議中衛大將房前ふささき、その子大納言眞楯まがたて、その子右大臣内麻呂の三代は、上二代の如く榮えずやありけむ、内麻呂の子冬嗣の大臣、閑院の左大臣といふ、後に贈太政大臣。藤原の衰へぬる事を歎きて、弘法大師に申し合せて、興福寺に南

圓堂を立て、祈り申されけり。この時明神役夫に交りて、

補陀落ふだらくの南の岸に堂立て、今ぞさかえむ北の藤なみ。

と詠じ給ひけるとぞ。この時に源氏の人數多失せにけりと申す人あれども、大なるひが事なり。皇子、皇孫の源の姓を給ひ、高官高位に至る事は、この後の事なれば、誰人か失せ侍るべき。されどかの一門の榮えしこと、誠に祈請にこたへたりとは見えたり。

【染殿の后】染殿宮に居られたからの稱。染殿は太政大臣良房の第宅の名。【戊寅の年】天安二年。【己卯に改元】貞觀と改元。【踐祚】天皇が大統を受け繼ぎ給ふこと。古は踐祚と即位とは同一て區別がなかつたが、後世踐祚の後更に即位式を行はるゝやうになつてから、自然區別が出来て、踐祚は天皇の御位に備はり給ふことをいひ、即位は踐祚された事を天下萬民に告げ知らせるを稱することとなつた。【聖臣】よい臣下の意。【阿衡】書經太甲篇の註に「阿、倚也、衡、平也、言天下之所倚平也」とある。保衡も同じ意。【三公】太師、太傅、太保。【南面】陽に向ふ義で、人君治を聽く位。【襁褓にましく】御幼少であられたこと。襁は小兒を背に約して負ふに用ゐる帶、褓はむつきである。【今の義には異なり】今の良房攝政の場合とは事情が違つてゐる。【天下の政しかながら云々】天子は位に即いて居て、その辭政治は攝政の意のまゝであつた。【淡海公】藤原不比等。【上二代】鎌足と不比等をいふ。

【申し合せて】相談して。【南圓堂】興福寺金堂の南西にある。弘仁四年藤原冬嗣の創立。不空絹索觀音を安置す。西國三十三札所の九番。【祈り申されけり】藤原氏の隆盛を祈つたのである。【明神】藤原氏の氏神春日明神。【補陀落のの歌】かやうなめてたい土地に南圓堂を建て、氏の榮えを祈るま心によつて、今に北家の隆盛を見るであらうぞとの意。補陀落は山の名、印度の南海岸にあつて、觀音の住處、その山の形は八角で、南圓堂の形は之に擬したのである。されば今興福寺の南岸に南圓堂を建て觀音を安置したので、補陀落に擬してよんだのである。北の藤波は藤原の北家をいつたので、岸と波とは縁語である。【この時に源氏の人數多々】この南圓堂の出來た時に、源氏の人が多く死んだといふ人もあるが、それは大きなまちがひである。ひが事とは實際に違つたこと、又は道理にそむいたこと。源氏が多く死んだといふのは、源氏のさかゆるのは藤原氏の邪覺だから、神佛が滅したといふ意であらう。【祈請にこたへたり】神佛が祈請に應じて靈驗を與へた。

大かたこの大臣、遠き慮おちんばかりおはしけるにこそ、子孫親族の學問を勧めむために、勸學院を建立す。大學寮に東西の曹司ざうしあり、菅江の二家これをつさどりて人を教ふる所なり。かの大學の南に、この院を立てられしかば、南曹なんざうとぞ申すめる。氏の長者ちやうじやたる人、旨むねとこの院を管領して、興福寺及び氏の社の事を取り行はる。良房の大臣攝政せられしより、かの一流に傳はりて、

絶えぬ事になりけり。幼主の時ばかりかと覺えしかど、攝政關白も定まれる職になりぬ。自ら攝關といふ名をとどめらるゝ時も、内覽ないらんの臣を置かれたれば、執政の義かはる事なし。天皇おとなび給ひければ、攝政まつりごとを還し奉りて、太政大臣にて白河に閑居せられにけり。君は外孫にましませば、猶も權を専らにせらるとも、争ふ人あるまじくや。されど謙退の心深く、閑適を好みて、常に朝參てうさんなどもせられざりけり。そのころ大納言伴善男さとのよしなといふ人寵ありて、大臣を望む志なむありける。時に三公關さんこうなかりき。太政大臣良房、左大臣信のぶ、右大臣良相のよしか、信の左大臣を失ひて、その闕に望み任せむと相計りて、まづ應天門を焼かしむ。左大臣世を亂らむとする企なりと讒奏す。天皇驚き給ひて、糺明に及ばず、右大臣に召し仰せて、既に誅せらるべきになりぬ。太政大臣この事を聞き、驚き遽あはてられけるあまりに、烏帽子、直衣なほしを著ながら、白晝に騎馬して馳參はせさんして申しなだめられにけり。その後善男が陰謀顯れて流刑に處せらる。この大臣の忠節、誠に無止事むしじになむ。天皇佛法に歸し給ひて、常に脱履だつしの御志ありき。慈覺大師じかくに受戒し給ふ。法號を授け奉らる。素眞そしんと申す。在位の帝、法號をつき給ふこと世の常なら



ぬにや。昔、隋の煬帝やうだいの晉王といひし時、天台の智者に受戒して總持と云ふ名をつかれたりし、よからぬ君の例なれど、智者の昔の跡なれば、なぞらへ用ゐられにけるにや。又この御時、宇佐の八幡大菩薩、皇城の南、男をこ山石清水やまいししみづに遷り給ふ。天皇さこしめして、勅使を遣し、その所を黠あやしくし、諸の工たくみに仰せて、新宮をつくりて宗廟に擬せらる。上鎮坐の次第はに見えたり。天皇天下を治め給ふこと十八年、太子に譲りて退かせ給ふ。中三年ばかりありて出家、慈覺の弟子にて灌頂うけさせ給ふ。丹波の水尾みづのといふ所に遷らせ給ひて練行れんぎょうしまし、が、程なくかくれ給ふ。御年三十三歳おましましき。

【勸學院】京都左京、三條の北壬生の西にあつた。弘仁十二年十二月に建てた。【大學寮】京都二條の南朱雀の東、神泉苑の西にあつた。式部省の被管で、學生を養成する所、紀傳、明經、明法、音書算等の諸道を教授す。【東西の曹司云々】菅原大江二氏の建てたのは文章院と言つて、これを東西の曹司に分つたのである。曹司は局、即ち殿舎の内に一區劃をした所。こゝは教場をいふのである。【菅江の二家】菅原大江の二氏。【氏の長者】その氏の宗家總領たるものをいふ。こゝは藤原氏の長者。【管領】つかさどること。【氏の社】春日神社。【かの一流】北家の一流。【關白】天子を輔佐し百官を總べて、萬機の政を行ふ職。天下の萬機を關り白す義。【攝關の名をとどめらるゝ時】攝政關白の名を停止さるゝ時、即ち攝關

を置かれない時。【内覽の臣】内覽とは太政官並に殿上より奏下の文書を前に内見して萬機を宣行すること。後には職名のやうになつた。【天皇おとなび給ひければ】清和天皇が御成人なされたから。【白河】長房の白河の第は山城國愛宕郡二條通の北にあつた。【閉遣】しづかに自分の意に適ふやうにしてゐること。【朝參】朝廷に出仕すること。【應天門を燒かしむ】貞觀八年閏三月のこと。應天門は大内裡八省院南面の正門。【糺明】その罪を問ひただし明にすること。【烏帽子直衣を着ながら】略服のまゝにての意。烏帽子は平服に用ゐるかぶりもの。直衣は高貴の人が着用する略服。【白晝に騎馬して】牛車にも乗らずに參内したので、前の「烏帽子直衣を着ながら」と共に急遽の狀である。【申しなだめられたり】信の無罪の由を辯解して之を救うた。【流刑に處せらる】貞觀八年九月伊豆に流された。【脱履】履をぬぐ義。位を退きて佛門に入ること。【受戒】戒法を受くること。【法號】受戒の時師より受くる稱號で、即ち得度者の諱である。【在位の帝法號を云々】素眞といふのは元慶三年五月落飾後の法名で、在位のまゝではあるまい。【智者】智者大師。【よからぬ君の例なれど云々】煬帝は驕奢に耽り民を苦め、遂に國を滅したので、その例にまれるのは好ましくないが、智者大師が行うた先蹤であるから、その例に擬して行はれたのであらう。【又この御時宇佐の八幡云々】貞觀元年九月のこと。【黠す】しらべる、こと。【宗廟に擬せらる】伊勢の皇大神宮になぞらへられた。【灌頂うけさせ給ふ】灌頂の式をうけられた。灌頂は前に出た。【水尾】丹波國桑田郡。今は山城國葛野郡嵯峨村に屬する。

○桂月日く、藤原氏の專横は良房より始まり、基經に甚しく、以下益甚し。親房唯藤原氏の功勞を説いて、其罪惡を説かず。基經の陽成天皇を廢したるをさへ稱賛す。史家としては鈍きやうなるが、翻つて思へば、親房は極めて善根の上品、唯光明を見て、闇黒を見ず。その鈍きに似たるは、却つて親房の人格の高きを見る也。

○第五十七代陽成天皇、諱は貞明、清和第一の子、御母は皇太后藤原の高子、二條の後。贈太政大臣長良の女なり。丁酉の年即位改元。右大臣基經攝政して太政大臣に任ず。この大臣は良房の養子なり、實は中納言長良の男、この天皇の外舅なり。忠仁公の故事の如し。この天皇性惡にして、人主の器に堪へず見を給ひければ、攝政歎きて廢立の事を定められにけり。むかし漢の霍光、昭帝をたすけて攝政せしに、昭帝世を早くし給ひしかば、昌邑王を立て、天子とす。昌邑不徳にして器にたへず、即ち廢立を行ひて、宣帝を立て奉りき。霍光が大功とこそしるし傳へ侍るめれ。この大臣まさしき外戚の臣にて、政を専らにせられしに、天下のため大義を思ひて、定め行はれけるいとめてたし。されば一家にも人こそ多く聞えしかども、攝政關白はこの大臣の末のみぞ、絶えせぬ事になりける。つぎく大臣大將にのぼる藤原の人々も、皆この大臣の苗裔なり。積善の餘慶なりとこそ覺え侍れ。天皇天下を治め給ふこと八年にて退けられ、八十一歳おましましき。

【長良】良房の兄。【丁酉の年】貞觀十九年。【改元】元慶と改む。【忠仁公の故事の如し】良房が攝政であつた時と同じ。忠仁公は良房の諱。【人主の器に堪へず】天子たる器量なきこと。

【外戚】母方の身うち。【一家にも人こそ多く云々】藤氏の一門にも他に人物多かつたけれど。【苗裔】すゑの血筋。子孫。苗は胤、裔は末である。

○第五十八代第三十一世光孝天皇、諱は時康、小松の帝とも申す。仁明第二の御子、御母は贈皇太后藤原の澤子、贈太政大臣總繼の女なり。陽成退けられたまひし時、攝政昭宣公諸の皇子を相し申されけり。この天皇一品式部卿兼常陸太守と聞えしが、御年たかくて小松の宮にまし／＼けるに、俄にまうてて見給ひければ、人主の器量餘の皇子達に勝れましけるによりて、即ち儀衛をとのへて迎へ申されけり。本位の服を著しながら、鸞輿に駕して大内に入らせ給ひにき。今年甲辰の年なり。乙巳に改元。踐祚の始め攝政を改めて關白とす。これわが朝の關白の始なり。漢の霍光攝政たりしが、宣帝の時、政を返して退きけるを「萬機の政猶光に關り白さしめよ」とありしが、その名を取りて授けられにけり。この天皇、昭宣公の定に依りて立ち給ひしかば、御志も深かりしにや、その子を殿上に召して元服せしめ、御みづから位記をあそばして、正五位下になし給ひけりとぞ。久しく絶えにける芹川の御幸などありて、古き跡を興さるゝ事も聞えき。

天下を治め給ふこと三年、五十七歳おましましき。

【昭宣公】基經の諡。【相し】その人物を見ること。【太守】上總、常陸、上野の三國の守を親王所任の官と定めて、特に太守と稱した。但遊任て任國に下向されることはない。【御年たかく】たかいは年の多いこと。この時五十六歳であらせられた。【俄かにまうて云々】基經諸皇子の宅に赴いて試みるに、諸皇子は皆飾りたて、出迎へられたに、親王ばかりは、平常とかはらず、徐に對面された。基經その氣色を見て推戴の志を決したといふ。【本位の服】一品式部卿の御服。【轡輿】鳳蓋ともいふ。天皇乗御の輿の一。屋形の上に金鳳を据ゑたもの。【大内】皇居のこと。【甲辰の年】元慶八年。【乙巳に改元】仁和と改む。【關り白さしめよ】政務に與つてその得失を申させよ。【御志も深かりしにや】深く御信任があつたのであらう。【その子を殿上にめして云々】仁和二年正月、天皇基經の長子時平を召され、仁壽殿で冠禮を行はせ給ひ、御自身冠を加へられ、即日正五位下に叙し、親ら位記を書して賜はつた。【元服】男子が始めて冠を加へ大人の服を着て成人となる禮をいふ。【位記】位を授くる時の記文。【あそばして】お書きなされたの意。【芹川の御幸】類聚國史に「延暦十五年正月甲辰遊獵于芹川野」とあるのを始め、仁明天皇の承和の頃までは屢行幸があつたが、その後五十年あまり絶えて居たのを、光孝天皇の仁和二年に再興された。芹川は山城國紀伊郡。

○桂月曰く、親房滿

大かた天皇の世つぎをしるせる文、昔より今に至るまで家々にあまたあり。

腔の熱情こゝに迷りて  
 神皇正統記の眼目を道  
 破し、暗に北朝の正朝  
 にあらざるを説くも、  
 さすがに善根の賢人、  
 露骨ならずして、優婉  
 也。

かくしるし侍るも更に珍しからぬ事なれども、神代より繼體正統の違はせ給はぬ一はしを申さむがためなり。わが國は神國なれば、天照大神の御はからひにまかせられたるにや。されどその中に御誤あれば、曆數も久しからず、又終には正路に歸れども、一旦も沈ませ給ふためしもあり。これは皆自らなさせ給ふ御科なり。冥助の空しきにはあらず。佛も衆生を導きつくし、神も萬姓をすなほならしめむとこそし給へど、衆生の果報しなじなに、うくる所の性同じからず。十善の戒力にて天子とはなり給へども、代々の御行迹善惡、又まち／＼なり。かゝれば本を本として正に歸り、元を元として邪を捨てられむ事ぞ、祖神の御心には叶はせ給ふべき。神武より景行まで十二代は、御子孫そのまゝにつがせ給へり、疑はしからず。日本武尊、世を早くしましに依りて、御弟成務へだたり給ひしかど、日本武尊の御子にて仲哀傳へましましぬ。仲哀、應神の御後に、仁德傳へ給へりしが、武烈惡王にて日嗣絶えましましし時、應神五世の御孫にて、繼體天皇選ばれ立ち給ふ。これなむ珍しきためしに侍る。されど二つをならべて争ふ時にこそ傍正の疑もあれ、群臣皇胤なき事を愁へて、求め出で奉りし上

に、その御身賢にして天の命をうけ、人の望に叶ひましましければ、とかくの疑あるべからず、その後相續ぎて、天智、天武御兄弟立ち給ひしに大友の皇子の亂により、天武の御流、久しく傳へられしに、稱徳女帝にて御嗣もなし。また政も亂りがはしく聞えしかば、確なる御讓もなくて絶えにき。光仁また傍より選ばれて立ち給ふ、これなむ又繼體天皇の御事に似給へる。然れども天智は正統にてましましき。第一の御子大友こそ誤りて天下をえ給はざりしかど、第二の皇子にて施基の御子御科なし。その御子なれば、この天皇の立ち給へること、正理に歸るとぞ申し侍るべき。今の光孝また昭宣公の選にて立ち給ふといへども、仁明の太子文徳の御流なりしかど、陽成惡王にて退けられ給ひしに、仁明第二の御子にて、しかも賢才諸親王に勝れましましければ、疑なき天命とこそ見え侍れ。かやうに傍より出て給ふこと、これまで三代なり、人のなせる事とは心得奉るまじきなり。さきにしるし侍る理をよく辨へらるべき者かな。光孝より上つ方は一向上古なり。よろづの例を勘ふるも、仁和より下の方をぞ申すめる。古すら猶かかる理にて天位を嗣ぎ給ふ。まして末の世には、ましましき御讓なくては、

たもたせ給ふまじき事と心得奉るべきなり。この御代より藤氏の攝籙の家も他流に移らず、昭宣公の苗裔のみぞたたく傳へられにたる。上は光孝の御子孫、天照大神の正統と定り、下は昭宣公の子孫、天兒屋命の嫡流となり給へり。二神の御誓違はずして、上は帝王三十九代、下は攝關四十餘人、四百七十餘年にもなりぬるにや。

【天皇の世つぎを記せる文】御歴代の事を書いた書籍。【家々にあまたあり】私に撰修したものが澤山ある。【繼體正統の違はせ給はぬ云々】自分が此の書を著すは、神代より天皇の御系統の正しいことの一端を示して、人に知らせむ爲であるといふ意で、即ち正統記著作の眼目である。【天照大神の御はからひ云々】天照大神の定められた通り皇統連綿として天地と共に窮なきことである。【御誤あれば云々】天皇にもし御過があれば永く御代を保ち給ふことがない。【又終には正路に歸れども】又終には正しい御系統に立歸るけれど。【一旦もしづませ給ふ例】唯一時暫の間とはいへ沈淪し給ふ例もある。【これは皆自なさせ給ふ御科也】これは皆天皇御自身の御過失によるのである。【冥助の空しきにはあらず】決して神佛の御助のない譯ではない。冥助は幽冥よりの助で、神佛の助をいふ。【萬姓】萬民といふに同じ。【衆生の果報しなじなにて云々】人々の前世になした因縁に依つて、この世で受くる果報が種々であり、又その生れついた性質も正邪善惡さまざまであるから、神佛も望通り

盡く人間をすくふことはむつかしいとの意。【十善の戒力にて云々】前世に十善の戒行を保たれた力で、天子とはおなりなされたけれど。【代々の御行迹云々】代々の天皇の御行も種種であるから、幸不幸さまざまの御果報があるとの意。【これなむ珍しき云々】正系斷絶して傍系より継ぎ給うたのは珍しい例である。【二つをならべて争ふ時にこそ云々】皇統二つに分れた場合ならば、これは正系、彼は傍系などいふ疑も起るであらうけれど、繼體天皇の場合には、さやうな類ではない。【仁明の太子文徳の御流なりしかど云々】陽成天皇は仁明天皇第一の皇子たる文徳天皇の御系統で、あらせられたけれどとの意。【三代】繼體、光仁、光孝の三代。【人のなせる事云々】神のはからひ給ひし事と思へとの意。【光孝より上つ方は云々】光孝天皇以前は全く上古の有様であるから、萬事の先例を勘考するにも光孝天皇以後の事を引くぞとの意。仁和は光孝天皇の御代の年號。【まして末の世には云々】まして人心の正しからぬ末の世では確實に御讓位がなくては正統の天子とは申されぬとの意で、暗に北朝の正統でないことを示したのである。【攝籙】攝政のこと。籙はすぶる意。【二神の御誓】天照大神と天兒屋根命との御契約。【帝王三十九代】光孝天皇より後醍醐天皇まで三十九代。

○第五十九代第三十二世宇多天皇、諱は定省、光孝第三の御子、御母皇太后后班子の女王、仲野親王桓武の御子の女なり。元慶のころ孫王にて、源氏の姓

を給はらせまします。そのかみ常に鷹狩を好ませ給ひけるに、ある時賀茂の大神あらはれて、皇位につかせ給ふべき由を示し申されけり。踐祚の後、かの社の臨時の祭を始められしは、大神の申しうけ給ひける故とぞ。仁和三年丁未の秋、光孝御病ありしに、御兄の御子達を置きて讓を受け給ふ。まづ親王とし、皇太子に立ち即ち受禪、同年の冬即位。中一年ありて己酉に改元。踐祚の始より、太政大臣基經また關白せらる。この關白薨じて後は暫くその人なし。天下を治め給ふこと十年、位を太子に讓りて太上天皇と申す。中一年ばかりありて出家せさせ給ふ、御年三十三にや。若きよりその御志ありきとぞ仰せ給ひける。弘法大師四代の弟子益信僧正を御師にて、東寺にして灌頂せさせ給ふ。また智證大師の弟子增命僧正にも時に法橋なり後に諡して靜觀とい比叡山にて受けさせ給へり。弘法の流を宗とせさせ給ひければ、その御法流として今に絶えず、仁和寺に傳へ侍るはこれなり。凡そ弘法の流に、廣澤仁和寺の醍醐並の二つあり。廣澤は法皇の御弟子寬空僧正、寬空の弟子寬朝僧正、敦實親王、法皇御孫寬朝廣澤に住まれしかば、かの流といふ。その後代々の御室相傳へて、ただ人はあひまじはらず。法流を預けられて師範となる事は兩度あり、されども御室は代々親王なり。

小野の流は益信の相弟子に、聖賢僧正として知法無雙の人ありき、大師の嫡流と稱する事のあるにや。しかれども年戒劣られける故にか、法皇御灌頂の時は、色衆しきしゆにつらなりて歎徳たんたくといふ事を勤められたりき。延喜の護持僧ごぢそうにて殊に崇重し給ひき。その弟子觀賢僧正も相つぎて護持申し、同じく崇重ありき。綱中の法務を東寺の一阿闍梨に付けられしも、この時より始まる。正しやうの法務はいつも東寺の一の長者なり、諸寺になるはみな權ごんの法務なり。又仁和寺の御室は總そうの法務にて、綱所を召し仕はるゝことは後白河院以來の事か。

【元慶】陽成天皇の御代の年號。【孫王】光孝天皇がまだ親王であつたので宇多天皇は孫王である。【そのかみ】むかし。その當時。【鷹狩】鷹を放つて諸鳥を捕らしむること。【或時、賀茂の大神顯はれて云々】宇多天皇まだ御位に即き給はぬ時、或時賀茂の邊に鷹狩においてになつたに、賀茂明神が老翁に化して現はれて、「春は種々の祭があつて社頭も賑なれど、秋はまことに寂しいから、祭を行はせ給へ」と言はれたので、明神の託宣と思召して、「わが力には及ばず、天皇に申し給へ」と仰せられたのに、明神は「程なくお力に及ぶやうにならせ給ふから申すのである」といつて、やがてかき消すやうに失せられたといふ事が大鏡に見えて居る。賀茂の大神は上下二社あつて、上社は賀茂別雷神社と稱し、山城國愛宕郡上賀茂村鴨山の麓にあり、下社は賀茂御祖神社と稱して、同郡下賀茂村糺の森にある。二社祭祀行幸凡て同日

に行うて殆ど一社のやうであるから、多く二社を合せて、賀茂大神又は賀茂神社といふのである。【かの社の臨時祭を始め】寛平元年十一月廿一日酉の日に始めて賀茂臨時祭を行はれた。以後恒例として毎年十一月下の酉の日に行はるゝことになつた。【己酉に改元】寛平と改元。【四代の弟子】弘法—眞雅—源行—益信。【益信】備後の人。昌泰三年僧正となる。【比叡木覺大師。】御師にて。灌頂の師として。【増命】京都の人。延喜六年天台座主となる。【比叡山にてうけさせ給へり】延喜五年のこと。【法橋】僧位の一。具には法橋上人位といふ。法橋の語は地藏十輪經に「法を求めむが爲に橋梁となりて衆生を濟利せしむ」とあるより出たのである。【弘法の流を宗と云々】宇多法皇は主として弘法大師の宗派を受けつがれたので、宇多の御法流といつて、その御法統を今日まで絶えず仁和寺に相續してゐる。仁和寺は山城國葛野郡花園村宇御室にある眞言宗の大本寺。宇多天皇落飾の後、こゝに御住ひになつたので、御室と稱した。【廣澤小野の二流】弘法大師付法の弟子十數人あつたが、正しい付法相承は眞雅、實慧の二人であつた。源仁この二人から稟承して、之を益信聖賢の二人に付した。益信より四傳して寛朝に至り、嵯峨の廣澤に居て、盛にその法流を弘めたので、これを廣澤流といひ、又聖賢より五傳して仁海に至り、醍醐の小野に居て盛に聖賢の法流を揚げたので、これを小野流といつた。【醍醐】山城國宇治郡醍醐村の醍醐寺。眞言宗醍醐寺派の本山。【勸修寺】同村大字勸修寺。眞言宗の大本山。【寛空】河内の人。後金剛峯寺の座主となつた。【寛朝】敦實親王の第二子。大僧正。廣澤流を開いた人。【代々の御室相傳へて

云々】その後代々仁和寺の親王で法統をつがれて、凡人はこの法統をついだことはない。御室は仁和寺のこと。宇多天皇が出家して此所にお住ひになつたので御門室といふを略していふとも、天皇のお住ひなさるので尊んでいふのだともいふ。【聖寶】讚岐の人。貞観寺座主、僧正。【知法】能く秘密の事相を知るをいふ。【大師の嫡流と云々】聖寶は弘法大師の正統の流派だといふ傳説もあるやうだ。【年戒劣られるにや】益信に比して、聖寶は年戒が劣つて居たのであらうといふ意。年戒の年は生年、戒は戒滿である。戒滿とは受戒して、から後の年数のこと。【色衆】職衆とも書く。法會の時に梵唄散華等の職務を持つて、一座に列る僧衆の總稱。【歎徳】密教の傳法灌頂に、灌頂が終つた時、新阿闍梨の徳を讚歎する文を誦する役。最も名譽の役である。【護持僧】天子の或は胎中に在す頃から、又は御幼年の時から祈禱を奉つて玉體を護持する僧。【觀賢僧正】讚岐の人。醍醐寺の座主。【綱中の法務】綱所の中の事務。綱所は前に出た。【この時】觀賢の時。【正の法務、權の法務、總の法務】法務は僧職の名。法の事務を總管する重職である。海人藻芥に「總法務者御室ばかり被宣下也、是言綱務也、正法務は東寺一長者必被宣下、自餘輩は皆權の法務也」とある。

この僧正は高野に詣でて、大師入定の囀を開きて、御髪を剃り、法服など著せかへ申し、人なり。その弟子淳祐石山の内相伴ひけれども、終に見奉らず。師の僧正その手を取りて御身にふれしめけりとぞ。淳祐罪障供といふを歎きて、卑下の心ありければ、弟子元果僧都延命院に許可ばかりにて、授

職を許さず。勅定に依りて、法皇の御弟子寛空にあひて授職灌頂を遂ぐ。かの元果の弟子仁海僧正また知法の人なりき。小野といふ所に生まれけるより、小野の流といふ。然れば法皇は兩流の法主にましますなり。王位を去つて釋門に入る事は、その例多しといへども、かく法流の正統となり、しかも御子孫繼體し給へる、あり難きためしにや。今の世までも賢かりし事には、延喜天曆と申しならはしたれど、この御世こそ上代によれば、無爲の御政なりけむ推しはかられ侍る。菅氏の才名に依りて、大納言大將まで登用し給ひしもの御時なり。また讓國の時さまざま教へ申されし、寛平の御誠とて、君臣仰ぎて見奉る事もあり。昔もろこしにも、天下の明德は虞舜より始ると見えたり。唐堯の用ゐられ給ひしに依りて、舜の徳も顯れ、天下の道も明かになりけるとぞ。二代の明德を以て、この事おしはかり奉るべし。御壽も長くて、朱雀院の御代にぞかくれさせ給ひける。七十六歳おましましき。

【この僧正は云々】この僧正とは觀賢のこと。御行狀集記に「醍醐帝御宇延喜年中云々、或説曰、依三帝皇御夢想、以三僧正觀賢、被三祈請、重依三夢想、隨三感應、開三御入定巖窟、奉」

見三顔色、只如三例人一思、往昔色像、如レ此歟、僧正觀賢並勅使、凡可レ奉レ見之人皆拜見。然加三  
 剃除一勅御法服一如レ本奉三埋藏一已了」とある。【入定】禪定に入ること。心を一處に定め  
 て、身口意の三業を止息すること。【弟子淳祐云々】淳祐のことは扶桑略記治安三年十月廿  
 三日の條に「大師入定之後、漸欲三百年、廟堂之戸殊不三開闔」而先年有石山僧淳祐者、安三  
 住一念、斯以百日午後時、廟堂之戸無レ入少開」と見えてゐる。【石山の内供】石山寺に住ん  
 で居た内供。石山寺は近江國滋賀郡石山村。内供は内供奉の略。大内の道場に供奉する僧の  
 職名。【罪障の至りを歎き】大師を見ることの出来ない程、自分の罪障の深いのを歎いて。  
 【卑下の心】我が身を卑くして謙遜する心。【許可ばかりにて授職を許さず】許可の灌頂の  
 師とはなつたが、授職灌頂の師となることは承知しなかつた。許可灌頂とは佛門に入ること  
 を許す時の灌頂で、授職灌頂は行を積んだ人に對して、祕法を傳授し阿闍梨の職位を紹がせ  
 る灌頂。【御子孫繼體し給へる】宇多天皇の御子孫が永く皇位をお嗣ぎになつたこと。【こ  
 の御代こそ上代に云々】寛平の御代は延喜の御代よりも一代昔に近いから。【無爲の御政】  
 爲すこともなくて下のよく治る政。【菅氏】菅原道真。【登用】人材をあげ用ゐること。  
 【讓國】讓位のこと。【唐堯の用ゐられ給ひし】唐堯が虞舜を用ゐたによつての意。【二代  
 の明德を以て云々】堯舜二代の明德のあつたので、この宇多醍醐兩天皇の明德のあつたこと  
 を推量すべしとの意。【朱雀院の御代】承平元年七月のこと。

○桂月日く、善根の

○第六十代第三十三世醍醐天皇、諱は敦仁、宇多第一の御子、御母は贈

親房も菅公には同情し  
 たりけむ、醍醐天皇の  
 菅公を貶し給へるを、  
 『この君の一失と申し  
 傳へ侍り』と斷言せり。  
 されど『猶幼年の故に  
 や』と辯解せり。菅公  
 の左遷に對しては、『菅  
 氏は權化の御事なれば  
 世のためにもやありけ  
 む、はかりがたし』と  
 樂觀して、悲觀せず。  
 飽くまでも善根なる  
 哉。

皇太后藤原の胤子、内大臣高藤の女なり。丁巳の年即位、戊午に改元。大  
 納言左大將藤原時平、大納言右大將菅氏、兩人上皇の勅を受けて輔佐し申  
 されき。後に左右の大臣に任じて、共に萬機を内覽せられけりとぞ。御門  
 御年十四にて位につき給ふ。をさなくましまし、かども、聰明叡哲に聞え  
 給ひき。兩大臣、天下の政をせられしが、右相は年もたけ才も賢くて、天  
 下の望む所なり。左相は譜代の器なりければ、捨てられがたし。ある時上  
 皇の御在所朱雀院に行幸の時、猶右相に任せらるべしといふ定ありて、既  
 に召し仰せ給ひけるを、右相固く遁れ申されて止みぬ。その事世に漏れに  
 けるにや、左相憤を含み、様々の讒をまうけて、終に傾け奉りしことそあ  
 さましけれ。この君の御一失と申し傳へ侍りし。但し菅氏は權化の御事な  
 れば、末世の爲にもやありけむ、はかり難し。善相公清行朝臣は、この  
 こと未だ萌さざりしに、かねてさとりて、菅氏に災を遁れ給ふべき由を申  
 しけれど、沙汰なくてこのこと出来にき。さきにも申し侍りし。わが國に  
 は幼主の立ち給ふこと、昔はなかりしことなり、貞觀、元慶の二代、始め  
 て幼にて立ち給ひしかば、忠仁公、昭宣公攝政にて天下を治めらる。この君



ぞ十四にて受けつぎ給ひて、攝政もなくて御みづから政をしらせましたしける。なほ御幼年の故にや、左相の讒にも迷はせ給ひけむ、聖も賢も一失はあるべきにこそ、その趣經書に見えたり。されば曾子は「我日三省吾躬」といふ。季文子<sup>きぶんし</sup>は三思ともいふ。聖徳のほまれましまさむにつけても、いよいよ慎みますべき事なり。むかし應神天皇も讒を聞かせ給ひて、武内の大臣を誅せられむとし給ひき。かれはよく遁れて明められたり。この度のこと凡慮に及びがたし。程なく神と顯れて、今に至るまで靈驗無雙なり。末世の益を施さむ爲にや。讒をいれし大臣は、後なくなりぬ。同心ありける類も、みな神罰を蒙りにき。この君久しく世をたもたせ給ひて、徳政を好み行はせ給ふこと、上代に越えたり。天下泰平民間安穩にて、本朝仁徳の古き跡にもなぞらへ、異域堯舜の賢き道にもたぐへ申しき。延喜七年丁卯の年、もろこしの唐滅びて梁といふ國に遷りにけり。打ちつづき、後唐、晉、漢、周となむ五代ありき。この天皇天下を治め給ふこと三十三年、四十六歳おましましき。

【丁巳】寛平九年。【戊午に改元】昌泰と改む。【聰明叡哲】聰明は才智鋭く判断の明なこ

と。叡哲はすぐれてさときこと。【年もたけ】年も長じ。【天下の望む所】世の人々の仰ぎたふとむ所。【譜代の器】代々朝廷に仕へた家柄の人物。時平は基經の長子で、藤原氏の嫡統だからかういつたのである。譜代は増注職原抄に「代々系圖正、而官位次第不亂、有功曰「譜代」とある。【朱雀院】京都三條の南、朱雀の西。【猶右相に任せらるべし】左右大臣相並んで政を執るは統一を缺く恐もあるのて、右大臣道眞一人に任せようとなされたのである。【遁れ】辭すること。【様々の讒をまうけ】道眞はその女婿たる皇弟齊世親王を奉じて、廢立を行はんとすと讒した。【傾け奉りし】遂に道眞を陥れたことをいふ。【あさまし】膽のつぶれる、呆れる。【この君の御一失云々】道眞を退けられたことは、醍醐天皇の一の御過失と世にいひ傳へてゐる。【菅氏は權化の御事なれば云々】道眞は凡人でなく神佛の權化であるから、かく讒にあつたのも、後の世の人を誡むる爲であつたかも知れない。【善相公清行】三善清行のこと。三善氏で宰相（參議）だつたので、世に善相公と稱した。清行が道眞に致仕を勧めたのは昌泰三年の秋である。【その沙汰なくて】致仕の事がなくて。【貞觀元慶の二代】清和陽成の兩天皇。【聖も賢も云々】いかに聖人賢人でも少しの過失はあるべきものである。【曾子は云々】論語學而篇に「曾子曰吾日三省吾身」とある。三省とは幾度となく反省すること。【季文子は三思】論語公冶長篇に「季文子三思而後行」とある。三思も幾度も考へること。【かれはよく遁れて云々】武内宿禰は身代りによつて、よくその難を遁れて、その罪なきことを明にした。【この度の事凡慮に及び難し】菅公の事

は凡人の考てはわかり難い。【程なく神と顯れて】延喜五年八月道眞の隨臣味酒安行始めて太宰府に神殿を設けて天満大自在天神と稱した。又延喜中屢雷電の變災があつたので、勅して火雷天神の號を賜ひ、村上天皇の天曆元年六月には北野神社を建て、祀られた。【靈驗】神佛の不思議な功驗。【末世の益を施さむためにや】菅公は後世の讒者を懲し世を益しようの心であつたのか。【讒を入れし云々】讒言した時平はその子孫が斷絶した。【同心ありける類も云々】時平に同意した者共も皆神罰を受けた。即ち源光は落馬して死に、菅根、清貫、希世等は落雷にうたれて死んだのをいふ。【異域】外國。

○桂月曰く、平安朝の政治、都に止まりて地方に及ばず。地方殊に關東には群雄割據して、自ら安んぜず。平將門は叛志ありたるに非ず。朝威の及ばざるため、私鬪せざるを得ざりし也。藤原純友と結べるに非ず。叡山の事固より虚傳也。將門は源賴朝にして失敗せるもの、賴朝は將門の後身にして成功せるもの也。將門の私鬪を目

○第六十一代朱雀天皇、諱は寬明、醍醐十一の子、御母皇太后藤原の穩子、關白太政大臣基經の女なり。御兄保明の太子諡して文彦と申す。早世。その御子慶賴の太子もうち續きかくれまし、かば、保明一腹の御弟にて立ち給ふ。庚寅の年即位、辛卯に改元。外舅左大臣忠平昭宣公の三男、後昭宣公といふ。攝政せらる。寬平に昭宣公薨じて後には、延喜御一代まで攝關なかりき。この君また立ち給ふに依りて、故事に任せて萬機を攝行せられけるにこそ。この御時、平の將門といふ者あり、上總介高望たかもちが孫なり。高望は葛原の親王の孫、平の姓か給はる。桓武四代の御苗裔なりといふ。執政の家につかうまつりけるが、使の宣旨を望み申しけり。不許なるによりて憤いきなりをなし、東國に下向して叛逆を起してけり。まづ伯父常陸國の大掾

して、『時の災難にこそ』と樂觀せるはまします親房の善根を見る。

國香を攻めしかば、國香は自殺しぬ。これより坂東をおしなびかし、下總國相馬郡に居所をしめ都と名づけ、自らも平親王と稱し、官爵を成し與へけり。これによりて天下騒動す。參議民部卿兼右衛門督藤原忠文朝臣を征東大將軍とし、源經基清和の御末、六孫王といふ。賴義、義家等が先祖なり。藤原仲舒忠文の弟なり。を副將軍として差遣さる。平貞盛國香の子なり。藤原の秀郷等、心を一にして將門を滅して、その首を奉りしかば、諸將は道より歸りにき。將門は承平五年二月に事を起し、天慶三年二月に滅びぬ。その間六年。藤原の純友すみともといふもの、かの將門に同意して、西國にて叛亂せしをば、少將小野の好古よしかるを遣はして追討せらる。天慶四年に純友は殺されぬ。かくて天下しづまりにき。延喜の御代さしも安寧なりしに、いつしかこの亂れ出て來たる。天皇もおだやかにましましけり、また貞信公の執政なりしかば、政の違ふ事は侍らじ、時の災難にこそとぞ覺え侍る。天皇御子ましまさず、一腹の御弟太宰の帥さうの親王を太弟に立て、天位を譲りて尊號あり。後に出家せさせ給ふ。天下を治め給ふこと十六年、三十歳おましましき。

【保明の太子早世】延喜四年立太子、延長元年薨去。【慶賴の太子】延長元年立太子、同三年薨去。【保明一腹の御弟】保明親王と御同母の弟。【庚寅の年】延長八年。【辛卯に改

元】承平と改む。【昭宣公の三男】忠平は基經の四男である。三男といふのは誤。【幼主に立ち給ふ】朱雀天皇は八歳で御即位。【桓武四代の御苗裔】桓武天皇―葛原親王―高見王―高望。【執政の家につかうまつり】攝政忠平の家に仕へた。【使の宣旨を望み云々】檢非違使別當とならむことを望んだ。使は檢非違使の略。檢非違使別當を補するには別に宣旨が下るので、これを使の宣旨といふ。【下向】京都より他國へ行くこと。くだる。【大掾】國司の判官。【坂東】相模國足柄以東をいふ。【相馬郡】扶桑略記には猿島郡石井郷とある。【居所をしめ】住居を定むること。【民部卿】民部省の長官。諸國の風土、戶口等の事を掌る。【右衛門督】右衛門府の長官。右衛門府は左衛門府と共に宮城の外門を守る職。【六孫王】經基は清和天皇の第六皇子貞純親王の子だから、世に六孫王といった。【おだやか】心ひろく溫和なること。【政の違ふ事は侍らじ】道にはづれた政治はあるまい。【時の災難にこそ云々】全く偶然その時に廻り合せた災であつたと思はれる。【太宰の帥の親王】親王で太宰帥をして居られる人。太宰帥は太宰府の長官。【尊號あり】太上天皇の尊號を上れること。

○第六十二代第三十四世村上天皇、諱は成明、醍醐十四の子、朱雀同母の御弟なり。丙午の年即位、丁未に改元。兄弟相譲らせ給ひしかば、まめやかなる禪讓の禮儀ありき。この天皇賢明の御譽、先皇の跡をつぎ給ひけれ

ば、天下安寧なる事も、延喜、延長の昔に異ならず。文筆諸藝を好み給ふことも、變りまざりけり。よろづのためしには、延喜、天曆の二代とぞ申し侍る。もろこしの賢き明王も、二三代と傳はるは稀なりき。周にぞ文武、成、康、文王は正位につかず。漢には文、景などぞあり難き事に申しける。光孝かたはら傍より選ばれ立ち給ひしにうち續きて、明主の傳へ給ひし、わが國の中興すべき故にこそ侍りけめ。また繼體も唯この一流にのみぞ定まりぬる。末つ方天徳年中にや、始めて内裏に災上ありて、内侍所も焼けにしが、神鏡は灰の中より出し奉る。圓規損する事なくして分明にあらはれ出で給ふ。

【丙午の年】天慶九年。【丁未に改元】天曆と改む。【まめやかなる云々】飄蕩な御讓位の禮儀があつた。【先皇の跡を云々】御先代の聖天子の事蹟にならうて政治をなされたとの意。【延喜延長】共に醍醐天皇の年號。【かばりまさざりけり】醍醐天皇と同じであつた。【萬のためしには云々】後世萬事、延喜天曆二代の事を先例には引く。【文武成康】周の文王、武王、成王、康王。【正位につかず】天子とならなかつた。【文景】前漢の文帝と景帝。【ありがたき事】世に稀なること。めづらしい事。【わが國の中興すべき云々】我が國が再び盛になるべき運が來てかうなつたのであらう。【繼體も唯この一流にのみ云々】御位に即かるゝ御系統も唯光孝天皇の御系統のみと定まつた。【末の方】末の方、即ち御在位の末年。【天徳年中にや】天徳四年九月廿三日の事である。【始めて内裏に炎上あり】桓武天皇の遷

都以來始めて皇居に火災があつた。【内侍所】賢所のこと。朝廷温明殿内て、天照大神の御靈代として摸造の神鏡を齋祀つた所。内侍が之を守護するので内侍所といふ。【圓規損する事なく】圓い形に缺けた所もなく。【御記】村上天皇の御日記。天曆御記、又村上宸記ともいふ。【南殿の櫻】紫宸殿前に在る櫻、所謂左近の櫻のこと。南殿は紫宸殿の別名。【僻事をなむ云々】間違つた事をいひ傳へたのである。【具平親王】村上天皇の第七皇子。著者親房卿の祖。【中務卿】中務省の長官。中務省は宮中の事を統領し詔勅の事をすべ行ふ。【兼明親王】醍醐天皇の皇子。中務卿に任ぜられ、文學に長じ世に前中書王といふ。【これをば後中書王と申す】兼明親王の前中書王に對して、具平親王を後中書王といふとの意。中書は中務省の唐名。【よろづ昔をおこし云々】萬事先代の美事を復興して、人才をあげ用ひ給うたによつて。【昇殿】殿上に昇ることを許さるゝこと。【清涼殿】天皇常の御在所。【作文】詩文を作ること。【中殿】清涼殿の一名。【韻を探らるゝ事あり】韻を探るとは韻字を隠し置いて、詩を作る人に、それを分ち取らせ、その當つた韻を踏んで詩を作ること。【凡そ踏道に明に云々】これも具平親王の事である。【この御末】具平親王の御子孫。

源氏といふことは、嵯峨の御門世の費を思しめして、皇子皇孫に姓を賜ひて臣となし給ふ。則ち御子あまた源氏の姓を賜はる。桓武の御子葛原の親王の男高棟、平の姓を賜はる。平城の御子阿保親王の男行平、業平等、在原